

## 最終報告書（案）に対する意見と委員会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	委員会の考え方
001	(株)テレビ岩手	全体	-	-	本検討委員会の基本的な考え方として、「具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断による」と明記されたことは当社を含めた民放事業者の主張に沿ったものであり、今後の検討や実証実験においても、この考え方を尊重するよう、強く要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
002	ブロードキャスト・サテライト・ディズニー(株)	全体	-	-	若者を中心にコンテンツを視聴する環境が多様化する中、インターネットを通じた放送の同時配信基盤を整備することは急務であると認識しており、最終報告書(案)の方向性に賛同します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
003	(一社)衛星放送協会	全体	-	-	ブロードバンドの急速な進展により映像配信が進化し、またスマートフォン/タブレット端末の普及が進んでいる。一方テレビではインターネット接続が可能となり動画視聴の多様化が進んでいるが、Net上では悪質な偽情報、詐欺まがいの宣伝等が多々存在し社会的な問題となっている。こうした中、正確かつ良質なコンテンツ(情報)の流通と製作責任が求められてきた放送が果たす役割は大きいと考える。今般の最終報告書(案)は広範囲にわたる議論を踏まえ今後の放送にNet上でのコンテンツ配信に備え基礎的な整理、方向性を示したものであり評価できると考える。	基本的に賛同の御意見として承ります。
004	日本テレビ放送網(株)	全体	-	-	同時配信については、視聴者ニーズ、事業コスト、権利処理、地域制御、ローカル局への影響、ビジネスモデルの再構築といった課題をクリアしながら、段階的に実施すべきと考えます。民放においては、同時配信を実施した場合の事業性が重要な課題となります。現時点で、地上波の番組を常時同時配信することに事業性は見出し難いと考えます。	民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。他方、ローカル局を含めた多くの放送事業者が視聴環境の変化を踏まえ、ネットとの連携等による放送サービスの多様化・高度化や質の高いコンテンツ製作環境の確保を図ることが重要であり、今後、総務省においては、多くの放送事業者が、通信事業者、インターネット関連事業者、権利者、製作会社等多様なステークホルダーと連携を深めながら同時配信を含めた様々なサービス展開を図ることのできる環境を整備していくことが適当と考えております。
005	(株)テレビ岩手	全体	-	-	同時配信は視聴者ニーズ、事業コスト、権利処理、地域制御、ローカル局への影響、ビジネスモデルの再構築といった課題をクリアしながら段階的に実施すべきと考えます。民放においては、同時配信を実施した場合の事業性が重要な課題となります。現時点で、地上波の番組を常時同時配信することに事業性は見出しにくいと考えます。	民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。他方、ローカル局を含めた多くの放送事業者が視聴環境の変化を踏まえ、ネットとの連携等による放送サービスの多様化・高度化や質の高いコンテンツ製作環境の確保を図ることが重要であり、今後、総務省においては、多くの放送事業者が、通信事業者、インターネット関連事業者、権利者、製作会社等多様なステークホルダーと連携を深めながら同時配信を含めた様々なサービス展開を図ることのできる環境を整備していくことが適当と考えております。
006	札幌テレビ放送(株)	全体	-	-	同時配信については、視聴者ニーズ、事業コスト、権利処理、地域制御、ローカル局への影響、ビジネスモデルの再構築といった課題をクリアしながら、段階的に実施すべきと考えます。民放においては、同時配信を実施した場合の事業性が重要な課題となります。現時点で、地上波の番組を常時同時配信することに事業性は見出し難いと考えます。	民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。他方、ローカル局を含めた多くの放送事業者が視聴環境の変化を踏まえ、ネットとの連携等による放送サービスの多様化・高度化や質の高いコンテンツ製作環境の確保を図ることが重要であり、今後、総務省においては、多くの放送事業者が、通信事業者、インターネット関連事業者、権利者、製作会社等多様なステークホルダーと連携を深めながら同時配信を含めた様々なサービス展開を図ることのできる環境を整備していくことが適当と考えております。
007	西日本放送(株)	全体	-	-	同時配信については、視聴者ニーズ、事業コスト、権利処理、地域制御、ローカル局への影響等の課題をクリアしながら、段階的に実施すべきと考えます。民放においては、同時配信を実施した場合の事業性が重要な課題となり地上波の番組を常時同時配信することに事業性は見出し難いと考えます。	民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。他方、ローカル局を含めた多くの放送事業者が視聴環境の変化を踏まえ、ネットとの連携等による放送サービスの多様化・高度化や質の高いコンテンツ製作環境の確保を図ることが重要であり、今後、総務省においては、多くの放送事業者が、通信事業者、インターネット関連事業者、権利者、製作会社等多様なステークホルダーと連携を深めながら同時配信を含めた様々なサービス展開を図ることのできる環境を整備していくことが適当と考えております。
008	青森放送(株)	全体	-	-	同時配信については、視聴者ニーズ、事業コスト、権利処理、ビジネスモデルの再構築といった課題をクリアしながら、段階的に実施すべきと考えます。民放においては、同時配信を実施した場合の事業性が重要な課題となります。現時点で、地上波の番組を常時同時配信することに事業性は見出し難いと考えます。	民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。他方、ローカル局を含めた多くの放送事業者が視聴環境の変化を踏まえ、ネットとの連携等による放送サービスの多様化・高度化や質の高いコンテンツ製作環境の確保を図ることが重要であり、今後、総務省においては、多くの放送事業者が、通信事業者、インターネット関連事業者、権利者、製作会社等多様なステークホルダーと連携を深めながら同時配信を含めた様々なサービス展開を図ることのできる環境を整備していくことが適当と考えております。
009	(株)福岡放送	全体	-	-	同時配信については、われわれローカル局への影響をはじめ、視聴者ニーズ、事業コスト、権利処理、地域制御、ビジネスモデルの再構築といった課題をクリアしながら、段階的に実施すべきと考えます。民放においては、同時配信を実施した場合の事業性が重要な課題ではありますが、現時点においては、地上波の番組を常時同時配信することに事業性は見出し難いと考えます。	民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。他方、ローカル局を含めた多くの放送事業者が視聴環境の変化を踏まえ、ネットとの連携等による放送サービスの多様化・高度化や質の高いコンテンツ製作環境の確保を図ることが重要であり、今後、総務省においては、多くの放送事業者が、通信事業者、インターネット関連事業者、権利者、製作会社等多様なステークホルダーと連携を深めながら同時配信を含めた様々なサービス展開を図ることのできる環境を整備していくことが適当と考えております。
010	日本海テレビジョン放送	全体	-	-	同時配信については、事業コスト、権利処理、地域制御、そして各地区のローカル局への影響といった課題をクリアしながら、拙速ではなく段階的に実施すべきと考えます。民間放送においては、同時配信を実施した場合の事業性が重要な課題であり、特にローカル局においてその重要性は増大します。現時点で、地上波の番組を常時同時配信することに、事業性は見出し難いと考えます。	民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。他方、ローカル局を含めた多くの放送事業者が視聴環境の変化を踏まえ、ネットとの連携等による放送サービスの多様化・高度化や質の高いコンテンツ製作環境の確保を図ることが重要であり、今後、総務省においては、多くの放送事業者が、通信事業者、インターネット関連事業者、権利者、製作会社等多様なステークホルダーと連携を深めながら同時配信を含めた様々なサービス展開を図ることのできる環境を整備していくことが適当と考えております。
011	山口放送(株)	全体	-	-	同時配信については様々な角度からの検討がまだまだ必要と考えますが、特にローカル局への経営面、放送面などへの影響は甚大であり、ローカル局の立場を尊重しながらの慎重な検討を望みます。民放ローカル局は県域放送を基本としており地上波の番組は常時同時配信には馴染まず、事業性を見出すことは難しいと考えます。	民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。他方、ローカル局を含めた多くの放送事業者が視聴環境の変化を踏まえ、ネットとの連携等による放送サービスの多様化・高度化や質の高いコンテンツ製作環境の確保を図ることが重要であり、今後、総務省においては、多くの放送事業者が、通信事業者、インターネット関連事業者、権利者、製作会社等多様なステークホルダーと連携を深めながら同時配信を含めた様々なサービス展開を図ることのできる環境を整備していくことが適当と考えております。

## 最終報告書（案）に対する意見と委員会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	委員会の考え方
012	(株)テレビ大分	全体	-	-	同時配信については、視聴者ニーズ、事業コスト、権利処理、地域制御などローカル局への影響を考慮しつつ段階的に行っていくべきと考えます。	民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。 他方、ローカル局を含めた多くの放送事業者が視聴環境の変化を踏まえ、ネットとの連携等による放送サービスの多様化・高度化や質の高いコンテンツ製作環境の確保を図ることが重要であり、今後、総務省においては、多くの放送事業者が、通信事業者、インターネット関連事業者、権利者、製作会社等多様なステークホルダーと連携を深めながら同時配信を含めた様々なサービス展開を図ることのできる環境を整備していくことが適当と考えられます。
013	朝日放送テレビ(株)	全体	-	-	民間放送事業者の同時配信については、ニーズの有無、事業にかかるコストの精査、権利処理への対応、ビジネスモデルの構築、系列ネットワーク体制への影響などの課題があります。同時配信の実施については、各放送事業者の経営判断が尊重されるべきと考えます。	民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。 他方、ローカル局を含めた多くの放送事業者が視聴環境の変化を踏まえ、ネットとの連携等による放送サービスの多様化・高度化や質の高いコンテンツ製作環境の確保を図ることが重要であり、今後、総務省においては、多くの放送事業者が、通信事業者、インターネット関連事業者、権利者、製作会社等多様なステークホルダーと連携を深めながら同時配信を含めた様々なサービス展開を図ることのできる環境を整備していくことが適当と考えられます。
014	(株)秋田放送	全体	-	-	同時配信については、視聴者ニーズ、事業コスト、ローカル局への影響等の課題をクリアしながら段階的に実施すべきと考えます。経営基盤が弱いローカル局の場合、同時配信はチャンスでもあるが多大なリスクを伴うものでもあります。慎重な判断をお願いいたします。	民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。 他方、ローカル局を含めた多くの放送事業者が視聴環境の変化を踏まえ、ネットとの連携等による放送サービスの多様化・高度化や質の高いコンテンツ製作環境の確保を図ることが重要であり、今後、総務省においては、多くの放送事業者が、通信事業者、インターネット関連事業者、権利者、製作会社等多様なステークホルダーと連携を深めながら同時配信を含めた様々なサービス展開を図ることのできる環境を整備していくことが適当と考えられます。
015	(株)鹿児島讀賣テレビ	全体	-	-	同時配信については、地域免許制度などの放送制度との整合性とローカル局にどのような影響を与えるか、また、視聴者ニーズ、事業コスト、権利処理、ビジネスモデルの構築等といった課題への十分な検証と慎重な対応を要望します。	民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。 他方、ローカル局を含めた多くの放送事業者が視聴環境の変化を踏まえ、ネットとの連携等による放送サービスの多様化・高度化や質の高いコンテンツ製作環境の確保を図ることが重要であり、今後、総務省においては、多くの放送事業者が、通信事業者、インターネット関連事業者、権利者、製作会社等多様なステークホルダーと連携を深めながら同時配信を含めた様々なサービス展開を図ることのできる環境を整備していくことが適当と考えられます。
016	(株)テレビ信州	全体	-	-	民放事業者の同時配信は、事業コスト、権利処理、地域制御、ローカル局への影響、ビジネスモデルの再構築といった課題が山積しています。これらの課題を1つ1つクリアすることが必要です。現時点で、地上波の番組を同時配信することに事業性を見出すことができません。民放事業者の同時配信は、民放各社の判断に委ねられるべきです。個別社の自主性を尊重していくよう強く要望します。	民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。 他方、ローカル局を含めた多くの放送事業者が視聴環境の変化を踏まえ、ネットとの連携等による放送サービスの多様化・高度化や質の高いコンテンツ製作環境の確保を図ることが重要であり、今後、総務省においては、多くの放送事業者が、通信事業者、インターネット関連事業者、権利者、製作会社等多様なステークホルダーと連携を深めながら同時配信を含めた様々なサービス展開を図ることのできる環境を整備していくことが適当と考えられます。
017	(株)福島中央テレビ	全体	-	-	視聴環境の変化への対応は必要とは考えますが、同時配信については視聴者ニーズ、事業性、権利処理等の全般的な課題と併せて地域情報の担い手であるローカル局への影響等も勘案し、段階的に進めていくことが重要と考えます。民放ローカル局においては同時配信を実施される場合、地域制御の問題、事業性の課題など経営の根幹にかかわる課題があり、慎重に進めていく必要があると考えます	民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。 他方、ローカル局を含めた多くの放送事業者が視聴環境の変化を踏まえ、ネットとの連携等による放送サービスの多様化・高度化や質の高いコンテンツ製作環境の確保を図ることが重要であり、今後、総務省においては、多くの放送事業者が、通信事業者、インターネット関連事業者、権利者、製作会社等多様なステークホルダーと連携を深めながら同時配信を含めた様々なサービス展開を図ることのできる環境を整備していくことが適当と考えられます。
018	榊宮城テレビ放送	全体	-	-	●同時配信について 同時配信に関して、大震災を経験した局としては、特に災害情報配信機能は必要ではないかと考えています。報道機関として、ワンセグ機能を持ったモバイル端末も有りますが、放送以外にも伝えられる媒体が有ることは、重要であると考えます。一刻も早く伝えなければならない危険情報を一人でも多くの県民に伝えることが重要であると考えます。 しかし、ローカル局にとって配信システムの導入には、事業コスト面のほか、地域制御、権利処理などの重要な課題が山積していると考えます。従って、民放連加盟各社などの放送事業者が連携し、具体的な方式や機能の標準化・共通化も必要であると考えます。一方、そのサービス内容については、個々の放送事業者が判断していくべき案件であると考えます。 従って、同時配信については、視聴者ニーズ・事業コスト・権利処理・ビジネスモデルの構築といった課題を充分に検討し解決しながら対応していくべきだと考えます。 ●常時同時配信について 現時点でローカル局での常時同時配信は、コスト面での課題があるため事業性を見出しにくいと考えていますが、災害が予測される場合或いは災害時に限った特別番組時の同時配信が出来る仕組み或いはその共通基盤化を考えるべきと考えます。	民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。 他方、ローカル局を含めた多くの放送事業者が視聴環境の変化を踏まえ、ネットとの連携等による放送サービスの多様化・高度化や質の高いコンテンツ製作環境の確保を図ることが重要であり、今後、総務省においては、多くの放送事業者が、通信事業者、インターネット関連事業者、権利者、製作会社等多様なステークホルダーと連携を深めながら同時配信を含めた様々なサービス展開を図ることのできる環境を整備していくことが適当と考えられます。
019	(株)長崎国際テレビ	全体	-	-	民放における同時配信については、同時配信を実施した場合の事業性が重要な課題となります。現時点で、地上波の番組を常時同時配信することに事業性は見出し難いと考えます。視聴者ニーズが確実にあることが大前提であり、「常時」なのか、「ニーズに基づくコンテンツを選んで配信する」のか慎重に検討を重ねていただきたい。特に地方局にとっては、それにかかわる事業コスト、権利処理にかかる人員の問題、地域制御の必要性とコストの問題は経営の死活問題となります。現行のビジネスモデルの再構築といった課題をクリアしながら、同時配信を実施するかどうかは、あくまで民放各社の判断に委ねられるべきです。今後も議論は続くと思認していますが、民放事業者の同時配信は、時間を十分かけて全局、一社ごとの経営判断を吸い上げ、個別社の自主性を尊重した上で進めていただきたい。	民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。 他方、ローカル局を含めた多くの放送事業者が視聴環境の変化を踏まえ、ネットとの連携等による放送サービスの多様化・高度化や質の高いコンテンツ製作環境の確保を図ることが重要であり、今後、総務省においては、多くの放送事業者が、通信事業者、インターネット関連事業者、権利者、製作会社等多様なステークホルダーと連携を深めながら同時配信を含めた様々なサービス展開を図ることのできる環境を整備していくことが適当と考えられます。
020	(株)テレビ信州	全体	-	-	2017年1月時点での日本国内のスマホOSのシェア率はiOS 66.2%、Android 33.1%と、ワンセグ受信機が実装されていない機種が主流になっています。また、Android系のワンセグ受信実装機種においてもアンテナが内蔵されていないものが多く、全体のスマホによる地デジ視聴は、減少の傾向にあります。 報告書の冒頭に示された電通/ノバエーションの調査でも、同時配信が実施された場合、5割の人が利用し利用時間の最大が101分/週と消極的な結果が報告されています。 動画配信サービス自体は更に拡大していくことが推測されますが、地上波の常時同時配信が実施されたとき同時配信の利用者が増えていくか減っていくか予測できない状況であることに留意する必要があると考えます。	民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。 他方、ローカル局を含めた多くの放送事業者が視聴環境の変化を踏まえ、ネットとの連携等による放送サービスの多様化・高度化や質の高いコンテンツ製作環境の確保を図ることが重要であり、今後、総務省においては、多くの放送事業者が、通信事業者、インターネット関連事業者、権利者、製作会社等多様なステークホルダーと連携を深めながら同時配信を含めた様々なサービス展開を図ることのできる環境を整備していくことが適当と考えられます。

最終報告書（案）に対する意見と委員会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	委員会の考え方
021	四国放送(株)	全体	-	-	放送コンテンツの同時配信は、現在の視聴者特性における利便性などを鑑みると、必要不可欠な施策である事は承知しております。しかしながら、地域免許制度によってビジネスモデルを確立してきた地上波ローカル局にとって、展開方法によってはその経営を強く圧迫するものとなりかねません。 地上波民放は民間事業者ではありませんが、災害報道など公共的役割も担っており、有事の際は収益源であるCMを飛ばして、国民の生命・財産を守る報道を行います。これは、地上波民放が健全な経営状態にあってこそ可能な事で、万一経営状態の悪化等により災害報道が十分に出来ない場合、視聴者の大きな利益損失が生じます。 民放の経営や競争領域という側面と、放送の公共性という側面のバランスが重要で、同時配信実施にあたっては、これらの面に十分に配慮していただき、慎重な議論の上で段階的に進めていただければと考えます。	民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。 他方、ローカル局を含めた多くの放送事業者が視聴環境の変化を踏まえ、ネットとの連携等による放送サービスの多様化・高度化や質の高いコンテンツ製作環境の確保を図ることが重要であり、今後、総務省においては、多くの放送事業者が、通信事業者、インターネット関連事業者、権利者、製作会社等多様なステークホルダーと連携を深めながら同時配信を含めた様々なサービス展開を図ることのできる環境を整備していくことが適当と考えております。
022	(株)福岡放送	全体	-	-	有料の動画配信サービスについてはビジネスとして成長分野ではあるものの、現時点で大幅な収益を得ているところがあるとは聞いていません。このことから本件を検討する上では、その必要性も含め日本の社会に合わせた観点での議論が必要だと思われまます。 インターネットを活用した動画配信の継続可能なビジネスモデルの開発は民放事業者にとって重要な課題ですが、おのおの社の事業戦略や具体的な取引に關係するため、行政の場における公の検討にはふさわしくないと考えます。	民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。 他方、ローカル局を含めた多くの放送事業者が視聴環境の変化を踏まえ、ネットとの連携等による放送サービスの多様化・高度化や質の高いコンテンツ製作環境の確保を図ることが重要であり、今後、総務省においては、多くの放送事業者が、通信事業者、インターネット関連事業者、権利者、製作会社等多様なステークホルダーと連携を深めながら同時配信を含めた様々なサービス展開を図ることのできる環境を整備していくことが適当と考えております。
023	ブロードキャスト・サテライト・ディズニー(株)	全体	-	-	今後、配信基盤の構築にあたっては、利便性や視聴習慣化の観点から公共放送、民間放送事業者が相互に協力し、視聴者が利用しやすいインターフェースや機能等の共通化が重要と認識しています。 実証実験の検討にあたっては、広く放送事業者が柔軟に参加できる仕組みが整備されることを望みます。	民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。 他方、ローカル局を含めた多くの放送事業者が視聴環境の変化を踏まえ、ネットとの連携等による放送サービスの多様化・高度化や質の高いコンテンツ製作環境の確保を図ることが重要であり、今後、総務省においては、多くの放送事業者が、通信事業者、インターネット関連事業者、権利者、製作会社等多様なステークホルダーと連携を深めながら同時配信を含めた様々なサービス展開を図ることのできる環境を整備していくことが適当と考えております。
024	個人①	全体	-	-	テレビ番組、アニメ、ドラマ、ニュース、バラエティ、教養など各コンテンツをもっと既存の過去の作品や新作をリアルタイムでもネット配信や世界配信もしくは多チャンネル、別の系列局のものよりも柔軟に配信できるシステム制度を作ってほしい。 海外にもコンテンツを売り出さないといけない時代に日本のコンテンツはアニメ以外ではあまり海外に販売できていないのは本当に知財立国としては問題だ。 また過去のコンテンツが活かさないのも問題である。 もっとテレビ局も世界に売り出すつもりで良質なものを作ってほしい。	民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。
025	福井放送(株)	全体	-	-	同時配信については多様なローカル局の実情への配慮を要望します。 弊社はラテの兼営局であり、半世紀以上前から(1)地域免許制度と(2)キー局ネット局体制の下で使命を果たすべく努めて参りました。昨今の視聴環境の変化は通信技術とネット社会の進展によるものですが、(3)放送番組のネット同時配信と前述の(1)と(2)は鼎立(3つ同時に成立)はしないのではないかと受け止めています。 放送コンテンツの制作面でキー局基幹局とローカル局とを比べますと、人材確保をはじめスピードやコストといった制作条件面に於て人口密集地域と地方とに絶対的な非対称性ができており、これらは半世紀を超える(1)と(2)の2本柱の体制が生んだ結果であります。 他方、電波送信のコスト面でも同様に人口密度に応じた非対称性があり、さらにわが国は地形的に単純ではなく、近隣県に比べますと人口の割には中継局の数は多い方です。人口規模・経済規模に加えて送信コストの面でも地域間には大きな差異があり、(1)と(2)を踏まえた上でその経営課題を克服してきた次第です。 番組のネット同時配信には、こうした非対称な環境・条件を無視してキー局基幹局とローカル局とを一緒くたにして全国一律のフラットな市場に放り出す側面があります。(1)と(2)で地域貢献に努めてきたローカル局にとって2年間の急展開は突然のちゃが台返しとも受け取れ、弊社は(1)(2)(3)を「ローカル民放の経営環境トリレンマ」と認識しています。 放送技術には発信者と受信者が1対多の関係にあって皆が同じものを同時に聴く・視聴する一貫性があるため、地域共同社会の豊かな精神文化の創生発展にささやかながらお手伝いしてきたと受け止めます。いま、新技術によって放送並みのサービスが手軽に実現され始めました。弊社も自治体首長選挙の開票速報番組や聴覚障がい者のためのリアルタイム字幕のセカンドスクリーン向け配信などで、ネット配信の高度利用に挑戦していますが、同時配信と同様のサービスや放送運動型リアルタイム配信サービスに関して未だ視聴者ニーズの高低を評価するには至っておりません。 同時配信には、配信コストの見直しや権利処理といった共通課題だけでなく、地域にとつてトリレンマを打破するための地域特有の経営課題があり、それぞれの克服には、地域社会と呼吸を合わせながら時間をかけた段階的で実証的な取り組みの積み重ねが必要と受け止めております。	民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。 他方、ローカル局を含めた多くの民間放送事業者が継続的に同時配信サービスを提供できる基盤を構築することが重要であり、今後、総務省が行う実証事業などを通じて、視聴者の利便性や事業の継続性などの観点から、サービス内容や配信システム機能について、民間放送事業者が主体的に共有・協調領域を検討していくことが重要と考えております。
026	(株)テレビ金沢	全体	-	-	同時配信について、視聴者ニーズ、事業コスト、権利処理、地域制御、ローカル局への影響、ビジネスモデルの再構築といった課題を解決しながら、段階的に実施すべきです。 同時配信について、現行の地上放送の県域免許制度との整合性が不明です。地域情報確保の観点から、視聴者ニーズをより細かく検証し、さらに地域制御の課題を検討したうえで、具体的な方針を示すべきです。	民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。 他方、ローカル局を含めた多くの民間放送事業者が継続的に同時配信サービスを提供できる基盤を構築することが重要であり、今後、総務省が行う実証事業などを通じて、視聴者の利便性や事業の継続性などの観点から、サービス内容や配信システム機能について、民間放送事業者が主体的に共有・協調領域を検討していくことが重要と考えております。
027	広島テレビ放送(株)	全体	-	-	災害報道は活字メディアよりもテレビが圧倒的に有効であり、熊本地震の際にネット同時配信、とりわけスマホでの災害情報があり有効だったことが実証されました。同時配信は「命を守る報道」として検討すべき課題とらえています。 但し、緊急時の災害情報やニュースをアラートとしてニュース情報システムと連携させる更新なども控えており、多くの地方局にとって設備負担は益々重くなります。 事業として継続できるよう、検討の主体は各社の判断に委ねるべきと考えます。	同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各民間放送事業者の経営判断によるものと考えております。 他方、ローカル局を含めた多くの民間放送事業者が継続的に同時配信サービスを提供できる基盤を構築することが重要であり、今後、総務省が行う実証事業などを通じて、視聴者の利便性や事業の継続性などの観点から、サービス内容や配信システム機能について、民間放送事業者が主体的に共有・協調領域を検討していくことが重要と考えております。
028	山口放送(株)	全体	-	-	民放ローカル局も報道機関としての使命を持っており、災害時や大きな事件、事故の場合に限りネットを利用して県域の住民に伝えると共に全国に発信することも在り得ると考えます。 ローカル局が単独で配信するシステムを導入することはコスト的に難しいことから全体での基盤整備が必要と考えます。	ローカル局を含めた多くの民間放送事業者が継続的に同時配信サービスを提供できる基盤を構築することが重要であり、今後、総務省が行う実証事業などを通じて、視聴者の利便性や事業の継続性などの観点から、サービス内容や配信システム機能について、民間放送事業者が主体的に共有・協調領域を検討していくことが重要と考えております。



最終報告書（案）に対する意見と委員会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	委員会の考え方
029	日本電信電話(株)	全体	-	-	近年、動画配信サービスの利用拡大等に伴うインターネットトラフィックの急増*により、通信事業者のネットワークにおいても負荷が増大しており、今後この傾向は継続すると想定されます。 昨年度、在阪民放5局と実施した実証事業における検証結果を踏まえると、このようなトラフィック増加傾向の下で、4K等を含めた放送コンテンツをネットを通じて安定的に視聴するためには、通信事業者のネットワークにおいて、優先制御や専用帯域の確保により品質保証された「専用ルート」での配信が前提になると考えます。 今後、4K等を含めた放送コンテンツが広くネット同時配信されるようになると、通信事業者のネットワークにどのような影響・負荷を与えるのか等について検討が必要と考えており、そのためにも、報告書(案)に記載されているとおり、まずは視聴需要の推計やそれを基にしたトラフィック需要等の検討を進めることが重要であると考えます。 その上で、ネットワークの増設等が必要になる場合には、こうした投資・コストを通信事業者が適切に回収できる仕組みが必要になると考えます。 そのため、放送コンテンツのネット同時配信の実現に向けては、上記の点を踏まえ、持続可能なサービス提供のあり方やビジネス性について、放送事業者を含めたステークホルダー間で検討を深めていく必要があると考えます。 *ブロードバンド契約者の総ダウンロードトラフィックは、2014年以降、毎年1.3～1.6倍程度増加(総務省「我が国のインターネットにおけるトラフィックの集計・試算」(2018年2月))	基本的に賛同の御意見として承ります。 なお、同時配信の本格化によりトラフィックが急増する場合の具体的な対策については、放送事業者及び通信事業者などのステークホルダー間で連携体制を構築し、検討していくことが重要と考えており、今後、総務省においては、実証事業等を通じて、こうした取組を支援していくことが適当と考えております。
030	㈱宮城テレビ放送	全体	-	-	●権利処理について 権利処理について、現在のスマートフォンでもワンセグ放送を実施していますので、今後の同時配信については、視聴者が放送なのか配信なのかの区別することが出来ないと考えます。また、同時配信からは、新たな収入が実質的に見込めず、放送の補完サービスであることを鑑みると、予め想定されている範囲内といえるので、権利処理は、現行通りゼロベースで考えるべきと考えます。	本報告書(案)P.61-62に記載のあるとおり、「放送事業者のビジネスモデルの具体像が明確となった段階で、放送事業者と権利者との協議によって円滑な権利処理方法が形成される必要があるとあり、今後も、今回の審議における協議の整理を前提として、権利処理方法の形成に向けた取組を継続して行うことが重要である。」「放送事業者においては同時配信サービスの展開内容の具体化及び実証等を通じた具体的な課題の抽出、音楽分野の権利者団体においては上記②の取組による委任範囲の拡大及び権利情報の集約化をそれぞれ進め、継続的な権利処理制のもとでそれぞれの状況について放送事業者と権利者との間で情報共有を図った上で、音楽及び実演分野について具体的な権利処理手法の整理を図ることが必要である。」と考えております。 御意見は、総務省において今後検討を進める上での参考とすることが適当と考えています。
031	(株)テレビ岩手	全体	-	-	権利処理の在り方は同時配信の事業を判断する上で重要な材料となります。NHKが先行して権利者団体とルールを決めるようなことがあれば、民放にとっては後から合意がたい内容となる懸念があります。NHKが民放と情報を共有し、議論ができるような環境が熟成されることを要望します。	本報告書(案)P.62に記載のあるとおり、「同時配信に関する具体的な権利処理方法の形成に向けて、今回の議論の整理を前提として、継続的な検討が必要であるが、そのための体制作りが重要である。(中略)その際には、NHKと民間放送事業者との間で権利処理に関する取組状況に関する情報共有も合わせて行う必要がある。」と考えております。
032	ブロードキャスト・サテライト・ディズニー(株)	全体	-	-	同時配信における権利処理については可能な限り簡素化されるべきと考えており、問題解決に向けた今後の議論に期待します	基本的に賛同の御意見として承ります。
033	日本テレビ放送網(株)	全体	-	-	NHKの常時同時配信については、国民・視聴者に対して常時同時配信を始める社会的意義やニーズを丁寧に説明するとともに、制度改正の方向性や具体的な実施計画を提示し、国民各層の合意を得ることが不可欠であると考えます。 NHKは、放送を発展させてきた民放との二元体制を尊重し、NHKの公共性と民放ビジネスを両立させた二元体制を同時配信においても十分考慮すべきと考えます。	本委員会では、NHK、民間放送事業者に関わらず、放送コンテンツが視聴環境の変化に対応して一層円滑に製作・流通していくための基盤・環境の整備を進める観点から検討を行ったものです。常時同時配信の実施を含めた公共放送の在り方については現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」において検討が進められているところです。
034	(株)テレビ岩手	全体	-	-	NHKの常時同時配信については、国民・視聴者に対して常時同時配信を始める社会的意義やニーズを丁寧に説明するとともに、制度改正の方向性や具体的な実施計画を提示し、合意を得ることが不可欠であると考えます。 NHKは、放送を発展させてきた民放との二元体制を同時配信においても十分考慮すべきと考えます。	本委員会では、NHK、民間放送事業者に関わらず、放送コンテンツが視聴環境の変化に対応して一層円滑に製作・流通していくための基盤・環境の整備を進める観点から検討を行ったものです。常時同時配信の実施を含めた公共放送の在り方については現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」において検討が進められているところです。
035	(株)テレビ金沢	全体	-	-	NHKの常時同時配信については、放送の補完であるべきと考えます。そのうえで、国民・視聴者に対して、必要性がどこまであり、そのコストは受信料で賄うのかを具体的に示し、合意を得ることが不可欠と考えます。 NHKの公共性と民放ビジネスを両立させた二元体制を同時配信においても十分考慮すべきであり、NHKは、公共放送としての役割を逸脱しないよう要望します。	本委員会では、NHK、民間放送事業者に関わらず、放送コンテンツが視聴環境の変化に対応して一層円滑に製作・流通していくための基盤・環境の整備を進める観点から検討を行ったものです。常時同時配信の実施を含めた公共放送の在り方については現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」において検討が進められているところです。
036	㈱宮城テレビ放送	全体	-	-	●常時同時配信について NHKの常時同時配信については、東京と地方との関係性を踏まえつつ、視聴者に対しその社会的意義や視聴者ニーズを丁寧に説明すべきと考えます。NHKには、民放とNHKの二元体制について、同時配信でも維持されるべきものと考えます。	本委員会では、NHK、民間放送事業者に関わらず、放送コンテンツが視聴環境の変化に対応して一層円滑に製作・流通していくための基盤・環境の整備を進める観点から検討を行ったものです。常時同時配信の実施を含めた公共放送の在り方については現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」において検討が進められているところです。
037	日本海テレビジョン放送	全体	-	-	NHKの常時同時配信については、その社会的意義やニーズを、国民・視聴者に対して丁寧に説明するとともに、制度改正の方向性や具体的な実施計画を提示し、国民各層の合意を得ることが不可欠と考えます。 NHKと民間放送の2元体制を尊重し、同時配信においても、NHKの公共性と民放ビジネスを両立させるべく、十分配慮すべきと考えます。	本委員会では、NHK、民間放送事業者に関わらず、放送コンテンツが視聴環境の変化に対応して一層円滑に製作・流通していくための基盤・環境の整備を進める観点から検討を行ったものです。常時同時配信の実施を含めた公共放送の在り方については現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」において検討が進められているところです。
038	札幌テレビ放送(株)	全体	-	-	NHKの常時同時配信については、国民・視聴者に対して常時同時配信を始める社会的意義やニーズを丁寧に説明するとともに、制度改正の方向性や具体的な実施計画を提示し、国民各層の合意を得ることが不可欠であると考えます。 NHKは、放送を発展させてきた民放との二元体制を尊重し、NHKの公共性と民放ビジネスを両立させた二元体制を同時配信においても十分考慮すべきと考えます。	本委員会では、NHK、民間放送事業者に関わらず、放送コンテンツが視聴環境の変化に対応して一層円滑に製作・流通していくための基盤・環境の整備を進める観点から検討を行ったものです。常時同時配信の実施を含めた公共放送の在り方については現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」において検討が進められているところです。
039	(株)テレビ宮崎	全体	-	-	NHKの常時同時配信については、宮崎県民・視聴者に対して常時同時配信を始める社会的意義やニーズを丁寧に説明することや制度改正の方向性や具体的な実施計画を提示し、県民への合意を得ることが必要と考えます。	本委員会では、NHK、民間放送事業者に関わらず、放送コンテンツが視聴環境の変化に対応して一層円滑に製作・流通していくための基盤・環境の整備を進める観点から検討を行ったものです。常時同時配信の実施を含めた公共放送の在り方については現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」において検討が進められているところです。
040	(株)テレビ信州	全体	-	-	NHKが予定している常時同時配信については、放送の補完として実施すべきであると考えます。放送の補完である以上、常時同時配信の配信料は無料にするべきと考えますが、国民全体に関わる問題であるため、幅広く議論し、国民の考えを反映させることが重要であると考えます。	本委員会では、NHK、民間放送事業者に関わらず、放送コンテンツが視聴環境の変化に対応して一層円滑に製作・流通していくための基盤・環境の整備を進める観点から検討を行ったものです。常時同時配信の実施を含めた公共放送の在り方については現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」において検討が進められているところです。
041	四国放送(株)	全体	-	-	民放のビジネス性を十分に考慮した上で、同時配信におけるNHKと民放の二元体制を維持すべきであると考えます。	本委員会では、NHK、民間放送事業者に関わらず、放送コンテンツが視聴環境の変化に対応して一層円滑に製作・流通していくための基盤・環境の整備を進める観点から検討を行ったものです。常時同時配信の実施を含めた公共放送の在り方については現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」において検討が進められているところです。

最終報告書（案）に対する意見と委員会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	委員会の考え方
042	(株)秋田放送	全体	-	-	NHKの常時同時配信は、現状ではあくまで放送の補完であるべきと考えます。国民目線で見た場合、常時同時配信のコストは受信料制度と密接にかかわっており、国民の考えを反映させること、国民の合意を得ることが必要と思います。	本委員会では、NHK、民間放送事業者に関わらず、放送コンテンツが視聴環境の変化に対応して一層円滑に製作・流通していくための基盤・環境の整備を進める観点から検討を行ったものです。常時同時配信の実施を含めた公共放送の在り方については現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」において検討が進められているところです。
043	(株)長崎国際テレビ	全体	-	-	NHKの常時同時配信については、実証実験などの結果を分析し、そこから視聴者に対して常時同時配信を始める社会的意義やニーズを丁寧に説明するとともに、制度改正の方向性や具体的な実施計画を提示し、国民各層の合意を得ることが不可欠であると考えます。特に受信料制度について、他デバイスを含めた制度が法的にも、道義的にも確立されていない面が多々ある中、放送法改正を伴う「常時同時配信」に踏み切るのは時期尚早ではないかと考えます。また同時配信においても、NHKは、放送を発展させてきた民放との二元体制を尊重し、NHKの公共性と民放の持つ公共性にビジネスを加えた民放モデルを十分考慮すべきと考えます。	本委員会では、NHK、民間放送事業者に関わらず、放送コンテンツが視聴環境の変化に対応して一層円滑に製作・流通していくための基盤・環境の整備を進める観点から検討を行ったものです。常時同時配信の実施を含めた公共放送の在り方については現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」において検討が進められているところです。
044	(株)鹿児島讀賣テレビ	全体	-	-	放送を発展させてきたNHKと民放との二元体制において、NHKの公共性と民放ビジネスを両立させた二元体制を同時配信においても十分考慮すべきと考えます。NHK本体及び子会社、関連会社などがインターネット活用業務を通じて広告収入やそれに類した収入を得ることは、将来的にもあってはならないと考えます。	本委員会では、NHK、民間放送事業者に関わらず、放送コンテンツが視聴環境の変化に対応して一層円滑に製作・流通していくための基盤・環境の整備を進める観点から検討を行ったものです。常時同時配信の実施を含めた公共放送の在り方については現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」において検討が進められているところです。
045	西日本放送(株)	全体	-	-	NHKの常時同時配信については、視聴者に常時同時配信を始める社会的意義やニーズを丁寧に説明し、制度改正の方向性や具体的な実施計画も提示して国民各層の合意を得ることが不可欠でNHKの公共性と民放ビジネスを両立させた二元体制を同時配信においても十分考慮すべきと考えます。	本委員会では、NHK、民間放送事業者に関わらず、放送コンテンツが視聴環境の変化に対応して一層円滑に製作・流通していくための基盤・環境の整備を進める観点から検討を行ったものです。常時同時配信の実施を含めた公共放送の在り方については現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」において検討が進められているところです。
046	青森放送(株)	全体	-	-	NHKの常時同時配信については、国民・視聴者に対して常時同時配信を始める社会的意義やニーズを丁寧に説明するとともに、制度改正の方向性や具体的な実施計画を提示し、国民各層の合意を得ることが不可欠であると考えます。NHKは、放送を発展させてきた民放との二元体制を尊重し、NHKの公共性と民放ビジネスを両立させた二元体制を同時配信においても十分考慮すべきと考えます。	本委員会では、NHK、民間放送事業者に関わらず、放送コンテンツが視聴環境の変化に対応して一層円滑に製作・流通していくための基盤・環境の整備を進める観点から検討を行ったものです。常時同時配信の実施を含めた公共放送の在り方については現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」において検討が進められているところです。
047	(株)福岡放送	全体	-	-	常時同時配信を進めるにあたっては、社会的意義や視聴者ニーズの有無を十分に検証したうえで、コストの試算、そのコストと受信料との関係など具体的な計画を国民に対し説明し、国民の合意を得ることが不可欠である他、あくまで放送の補完であるべきと考えます。その上で、費用の具体的な試算と受信料制度の中での位置付けなどの重要な課題について、方針を示すべきと考えます。言うまでもなく、常時同時配信のコストは受信料制度という国民全体にかかわる問題であるため、幅広く議論し、国民の考えを反映させ、合意を得るべきと考えます。	本委員会では、NHK、民間放送事業者に関わらず、放送コンテンツが視聴環境の変化に対応して一層円滑に製作・流通していくための基盤・環境の整備を進める観点から検討を行ったものです。常時同時配信の実施を含めた公共放送の在り方については現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」において検討が進められているところです。
048	(株)テレビ信州	全体	-	-	公益的な事業者であるNHKは、「指定公共機関」として防災業務計画を作成し、必要な対策を行うことが義務づけられています。地デジを受信できないスマホが増加している状況下で、NHKには、災害時における地上波同時配信を義務づけるべきであると考えます。	本委員会では、NHK、民間放送事業者に関わらず、放送コンテンツが視聴環境の変化に対応して一層円滑に製作・流通していくための基盤・環境の整備を進める観点から検討を行ったものです。災害時の対応を含めた公共放送の在り方については現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」において検討が進められているところです。
049	(株)テレビ信州	全体	-	-	民放事業者はNHKに次のことを要望します。 ・NHKの試験的提供の実施結果に関する具体的なデータ提供や報告を行うこと ・実態に即した検討を行うこと	本委員会では、NHK、民間放送事業者に関わらず、放送コンテンツが視聴環境の変化に対応して一層円滑に製作・流通していくための基盤・環境の整備を進める観点から検討を行ったものです。試験的提供の対応を含めた公共放送の在り方については現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」において検討が進められているところです。 なお、今後も引き続きNHKや民間放送事業者が必要な情報共有を図りながら、サービス内容や配信システム機能の在り方等に関する検討や同時配信の本格化によりトラフィックが急増する場合の具体的な対応策の検討を行っていくことが適当と考えております。
050	(株)福岡放送	全体	-	-	NHKは今後とも民放事業者に試験的提供の実施結果に関する具体的なデータ提供や報告をし、実態に即した検討を行うよう要望します。今回の試験結果が視聴者・国民の必要十分な判断材料となるよう検証実験を設計し、結果の詳細が民放事業者にも共有されること、また、試験結果の実態に即し、既存の計画の必要な修正や廃止が正しく行われ、視聴者・国民本位の制度設計となることを望みます。	本委員会では、NHK、民間放送事業者に関わらず、放送コンテンツが視聴環境の変化に対応して一層円滑に製作・流通していくための基盤・環境の整備を進める観点から検討を行ったものです。試験的提供の対応を含めた公共放送の在り方については現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」において検討が進められているところです。
051	朝日放送テレビ(株)	全体	-	-	NHKの同時配信については、配信にかかるコストを含めた事業計画を明らかにし、受信料を負担する国民からの理解を得るべきと考えます。また、民間事業者の配信事業への影響に、NHKは十分に考慮すべきと考えます。NHKが同時配信を行う場合は民間放送事業者へ各種データの共有を要望します。	本委員会では、NHK、民間放送事業者に関わらず、放送コンテンツが視聴環境の変化に対応して一層円滑に製作・流通していくための基盤・環境の整備を進める観点から検討を行ったものです。常時同時配信の実施を含めた公共放送の在り方については現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」において検討が進められているところです。 なお、今後も引き続きNHKや民間放送事業者が必要な情報共有を図りながら、サービス内容や配信システム機能の在り方等に関する検討や同時配信の本格化によりトラフィックが急増する場合の具体的な対応策の検討を行っていくことが適当と考えております。

最終報告書（案）に対する意見と委員会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	委員会の考え方
052	(一社)日本新聞協会	全体	-	-	<p>メディアの多様性や多元性が担保され、国民の情報選択に資する限りにおいてNHKのインターネット利用を容認してきた。ただし受信料制度との整合性を保ち、民間事業者との公正な競争環境を確保することが前提である。</p> <p>最終報告書(案)が審議の背景として指摘している通り、スマートフォンの普及など視聴方法が多様化していることに加え、若年層を中心にテレビ離れが進んでいる。放送コンテンツの価値を維持・向上するため、配信環境を整備し、適正な製作・流通を推進することで視聴機会を増やすという同報告書(案)の趣旨自体には賛同できるが、その内容には問題点もある。</p> <p>最大の問題点は、同時配信サービスにおけるNHKの位置付けが不明瞭で、その存在が肥大化する懸念があることだ。同時配信に関する「今後取り組むべき事項」にもNHKについての言及がない。</p> <p>最終報告書(案)によれば、NHKが昨年10～11月に実施した「試験的提供B(テレビ放送同時配信の試験的提供)」を利用した人の割合は59.9%で、同時配信の需要が拡大していることは確かだ。しかし、災害時などトラフィックが集中する際の情報伝達には放送波が有効であり、放送によって同時配信はあくまで補完手段である。NHKはかねて2019年度の常時同時配信開始に意欲を見せており、そのために必要な放送法改正案が19年の通常国会に提出される公算が大きい。仮に法改正がなされたとしても、NHK自らも表明しているように、常時同時配信は放送の補完手段であることに変わりがない。放送を維持するための受信料を他の用途には自由に使えないことに留意し、同時配信については抑制的な運用に努めるべきだ。</p> <p>同時配信にかかわる配信基盤については、最終報告書(案)にもある通り、「ローカル局を含めた多くの放送事業者が継続的に提供できる基盤を構築していくことが重要」で、NHKと民間放送事業者、各種権利団体などによる情報共有および協議により、コスト面や使いやすさなど視聴者利益に沿った仕組みを目指すべきだ。企業規模に大きな差がある民間放送事業者について、同時配信に関する画一的なルールや仕組みを当てはめることは困難であり、事業者自らの経営判断で同時配信への対応を決めることを原則とすべきである。著作権等、同時配信に関する権利処理についても同様だ。</p> <p>そもそもNHKは、前・現総務大臣が常時同時配信解禁の前提として求めてきた「業務・受信料・ガバナンスの三位一体改革」を実行していない。また自らが掲げる「公共メディア」の具体像もはっきりと示していない。NHKがこれらの前提を果たした上で、同時配信にかかわる各種基盤が整備されることを求めたい。</p> <p>放送コンテンツの価値を維持・向上するため、配信環境を整備し、適正な製作・流通を推進することで視聴機会を増やすという同報告書(案)の趣旨には賛同できるが、同時配信サービスにおけるNHKの位置付けが不明瞭で、その存在が肥大化する懸念がある。</p> <p>同時配信の需要は拡大しているものの、災害時などトラフィックが集中する際の情報伝達には放送波が有効であり、放送によって同時配信はあくまで補完手段である。仮に放送法が改正されても、NHKの常時同時配信は放送の補完手段であることに変わりがない。NHKは放送を維持するための受信料を他の用途には自由に使えないことに留意し、同時配信については抑制的な運用に努めるべきだ。</p> <p>同時配信にかかわる配信基盤については、関係各事業者による情報共有および協議により、コスト面や使いやすさなど視聴者利益に沿った仕組みを目指すべきで、民間放送事業者については、自らの経営判断で同時配信への対応を決めることを原則とすべきである。</p> <p>その上で、NHKが「業務・受信料・ガバナンスの三位一体改革」の実行や、「公共メディア」の具体像の提示などの前提を果たした上で、同時配信にかかわる各種基盤が整備されることを求める。</p>	<p>本委員会では、NHK、民間放送事業者に関わらず、放送コンテンツが視聴環境の変化に対応して一層円滑に製作・流通していくための基盤・環境の整備を進める観点から検討を行ったものです。常時同時配信の実施を含めた公共放送の在り方については現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」において検討が進められているところです。</p> <p>また、民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。</p>
053	(株)テレビユー山形	序章 審議の背景	1. 放送を取り巻く環境変化	-	<p>報告書案の「電通イノベーションラボによる調査(地上波テレビと同様の視聴が可能な同時配信サービスに係るニーズ調査(対象:関東1都6県に居住する男女15歳～65歳))」について記載されていますが、全国的に見れば非常に限られた地域の調査であり、同時配信に関する地方のニーズを把握する意味で全国的な調査の実施を要望します。</p>	御意見として承ります。
054	四国放送(株)	序章 審議の背景	1. 放送を取り巻く環境変化	(1) デバイス多様化・動画サービスの多様化	同時配信実施にあたっては、国民のニーズを把握したうえで、スポーツ、ニュース・報道等、特にニーズの高いジャンルから限定的に開始すべきと考えます。	民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。
055	日本テレビ放送網(株)	序章 審議の背景	2. 審議事項	-	本検討委員会の基本的な考え方として、「具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断による」と明記されたことは当社を含めた民放事業者の主張に沿ったものであり、今後の検討や実証実験においてもこの考え方を尊重するよう、強く要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
056	(一社)日本民間放送連盟	序章 審議の背景	2. 審議事項	-	<p>テレビ放送のインターネットによる同時配信(以下、同時配信)について、民放事業者は試験的にスポーツ中継などの同時配信に取り組み、技術面・運用面・事業面などの課題を検証していますが、「現時点で同時配信の事業性は見出し難い」との基本的な考え方に変わりはありません。</p> <p>インターネットとの連携等による放送サービスの多様化・高度化について、本案は「もとより、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断による」と述べており、そうした認識に賛同いたします。今後とも行政の検討にあたっては、個別社の自主性を尊重していただくよう要望します。</p>	<p>基本的に賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。</p>
057	(株)TBSテレビ	序章 審議の背景	2. 審議事項	-	インターネットとの連携等による放送サービスの多様化・高度化について、報告書案の「もとより、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断による」との記載に賛同いたします。行政の検討にあたっては、まず第一に個別社の自主性を尊重していただくよう要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
058	(株)TBSテレビ	序章 審議の背景	2. 審議事項	-	民間放送事業者は試験的にスポーツ中継などの同時配信に取り組み、技術面・運用面・事業面などの多岐にわたる様々な課題を検証しています。現在行っている「見逃し配信」にしても、試行錯誤を重ね、実現したという経緯がありますし、それでも事業規模が大きいと、放送事業に比べれば依然として小さなものに過ぎません。今後同時配信に関する基盤・環境の整備を進めるにあたっては、主体である放送事業者に事業上の制約を課すことなく、自由な選択が可能な柔軟なものになるように要望します。	<p>基本的に賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。</p>
059	南海放送(株)	序章 審議の背景	2. 審議事項	-	インターネットとの連携等による放送サービスの多様化・高度化について、本案は「もとより、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断による」と述べており、そうした認識に賛同いたします。放送サービスの付加価値化に関する事業は、各放送事業者の高度な経営判断や経営戦略と密接に関わるため、今後とも行政の検討にあたっては、個別社の自主性や主体性を尊重していただくよう要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
060	(株)中国放送	序章 審議の背景	2. 審議事項	-	インターネットとの連携等による放送サービスの多様化・高度化について、報告書案に記載のある「もとより、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断による」との認識に賛同いたします。今後とも、行政の検討にあたっては、各社の自主性を尊重していただくよう要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。



最終報告書（案）に対する意見と委員会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	委員会の考え方
061	(株)テレビユー山形	序章 審議の背景	2. 審議事項	—	インターネットとの連携等による放送サービスの多様化・高度化について、報告書案の「もとより、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断による」との記載に賛同いたします。行政の検討にあたっては、まず第一に個別社の自主性を尊重していただくよう要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
062	(株)テレビユー山形	序章 審議の背景	2. 審議事項	—	民間放送事業者は試験的にスポーツ中継などの同時配信に取り組み、技術面・運用面・事業面などの多岐にわたる様々な課題を検証しています。現在行っている「見逃し配信」にしても、試行錯誤を重ね、実現したという経緯がありますし、オンデマンド配信も実施していますが、事業規模という点、放送事業に比べれば依然と小さなものに過ぎません。今後、同時配信に関する基盤・環境の整備を進めるにあたっては、主体である放送事業者による事業上の制約を課すことなく、自由な選択が可能な柔軟なものになるよう要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。 なお、民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。
063	(株)テレビ大分	序章 審議の背景	2. 審議事項	—	検討委員会の基本的な考え方として、「具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断による」と書かれたことは、我々民間放送事業者の主張に沿ったものとなっており、今後の検討や実証実験においては、この考え方を尊重して頂くよう強く要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
064	讀賣テレビ放送(株)	序章 審議の背景	2. 審議事項	—	各審議事項に共通する前提として、「具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断による」という認識が示されていることに賛同します。 また、本報告書に基づく今後の取り組みにおいてもこの考え方を尊重し、放送事業者の選択肢を制限するような検討や議論が行われることのないよう、要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
065	(株)鹿児島讀賣テレビ	序章 審議の背景	2. 審議事項	—	検討委員会の基本的な考え方として「具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断による」と明記されています。今後の検討や実証実験においてもこの考え方を尊重していただくよう要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
066	朝日放送テレビ(株)	序章 審議の背景	2. 審議事項	—	ネットとの連携等による放送サービスの多様化・高度化などを図るための具体的な事業展開の方法やサービス内容については、各放送事業者の経営判断が尊重されるべきであると本報告書(案)の考え方に賛同いたします。	基本的に賛同の御意見として承ります。
067	西日本放送(株)	序章 審議の背景	2. 審議事項	—	「具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断による」と明記されていたが、今後の検討や実証実験においてもこの考え方を尊重するよう要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
068	(株)テレビ朝日	序章 審議の背景	2. 審議事項	—	当社グループのテレビ朝日は、インターネットを通じてさまざまな形式で番組・映像コンテンツをすでに配信しています。同時配信については、自局とともにVierを核としたコンソーシアムの一員として実証実験に参加、知見を積み重ねています。放送サービスと同等のサービスを実現するには、現状では、技術・運用・収益等の複数の課題があり、ひとつひとつ解決できるかどうか取り組んでいる状況です。同時配信を実施するか否かは個社の経営判断に委ねるとして最終報告書(案)記載に賛同いたします。	基本的に賛同の御意見として承ります。
069	青森放送(株)	序章 審議の背景	2. 審議事項	—	本検討委員会の基本的な考え方として、「具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断による」と明記されたことは、民放事業者の主張に沿ったものであり、今後の検討や実証実験においてもこの考え方を尊重するよう、強く要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
070	札幌テレビ放送(株)	序章 審議の背景	2. 審議事項	—	本検討委員会の基本的な考え方として、「具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断による」と明記されたことは当社を含めた民放事業者の主張に沿ったものであり、今後の検討や実証実験においてもこの考え方を尊重するよう、強く要望します。 放送事業者が地上波で培ってきた視聴者からの信頼は、ネット配信においても同様です。 そのため放送事業者、特に事業規模が小さく人員も少ない地方民放事業者も十分にサービス展開ができる環境の整備に特段の取り組みを求めたいと考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。
071	(株)テレビ東京	序章 審議の背景	2. 審議事項	—	「ネットとの連携等による放送サービスの多様化・高度化」については、「もとより、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断による」と本案に記載されている通りであり、テレビ放送のインターネット同時配信の実施等については、個社の自主的な経営判断が尊重されるべきと考えます。また、「放送事業者が様々なサービス展開を図ることのできる環境を整備する取組は不可欠」であるのはまさにその通りであり、「放送コンテンツが視聴環境の変化等に対応して一層円滑に製作・流通していくための行政の取組に期待します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
072	東海テレビ放送(株)	序章 審議の背景	2. 審議事項	—	「もとより、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断による」との指摘は適切と考えます。インターネットとの連携等による放送サービスの多様化・高度化への取組については、各事業者の自主性を尊重しつつ、議論を進めていただくよう望みます。	基本的に賛同の御意見として承ります。
073	讀賣テレビ放送(株)	序章 審議の背景	2. 審議事項	—	放送番組の同時配信は、民放事業者として現時点では事業性を見出し難く、コストや権利処理、地域性の担保などの課題を解決しながら、慎重に議論していくべきものと考えます。	民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。 他方、ローカル局を含めた多くの放送事業者が視聴環境の変化を踏まえ、ネットとの連携等による放送サービスの多様化・高度化や質の高いコンテンツ製作環境の確保を図ることが重要であり、今後、総務省においては、多くの放送事業者が、通信事業者、インターネット関連事業者、権利者、製作会社等多様なステークホルダーと連携を深めながら同時配信を含めた様々なサービス展開を図ることのできる環境を整備していくことが適当と考えます。
074	南海放送(株)	序章 審議の背景	2. 審議事項	—	テレビ放送のインターネットによる同時配信(以下、同時配信)については、民放事業者は試験的にスポーツ中継などの同時配信に取り組み、技術面・運用面・事業面などの課題を検証していますが、「現時点で同時配信の事業性は見出し難い」との基本的な考え方に変わりはありません。 民放において、常時同時配信を実施した場合の事業性は企業存続の根幹に関わる重要なテーマと位置付けており、現状でビジネス面でのメリットを見出しにくい地上波番組の常時同時配信は段階的・慎重に検討していただくよう要望します。	民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。 他方、ローカル局を含めた多くの放送事業者が視聴環境の変化を踏まえ、ネットとの連携等による放送サービスの多様化・高度化や質の高いコンテンツ製作環境の確保を図ることが重要であり、今後、総務省においては、多くの放送事業者が、通信事業者、インターネット関連事業者、権利者、製作会社等多様なステークホルダーと連携を深めながら同時配信を含めた様々なサービス展開を図ることのできる環境を整備していくことが適当と考えます。
075	南海放送(株)	序章 審議の背景	2. 審議事項	—	ローカル放送事業者の場合、ネット局間とのCMの差し替えや緊急時の対応等、同時配信を実施するにはネット局と異なる環境を整える必要があります。そのためにも、システム機能の共通仕様を官民挙げて促進していく気運を醸成していくと共に、キー局や準キー局などと比べて経営基盤およびインフラ環境の脆弱なローカル放送事業者に対する経済的支援にも十分な配慮をお願いします。	ローカル局を含めた多くの民間放送事業者が継続的に同時配信サービスを提供できる基盤を構築することが重要であり、今後、総務省が行う実証事業などを通じて、視聴者の利便性や事業の継続性などの観点から、サービス内容や配信システム機能について、民間放送事業者が主体的に共有・協調領域を検討していくことが重要と考えております。

最終報告書（案）に対する意見と委員会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	委員会の考え方
076	東海テレビ放送(株)	序章 審議の背景	2. 審議事項	-	テレビ放送のインターネット同時配信等は、いまだビジネスモデルを見出せたとはいえない状況です。今後の検討に際しては経済性の側面のみならず、これまで培われてきた放送文化及び地域文化の観点も踏まえつつ議論を進めていただくことが肝要と考えます。	民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。 他方、ローカル局を含めた多くの放送事業者が視聴環境の変化を踏まえ、ネットとの連携による放送サービスの多様化・高度化や質の高いコンテンツ製作環境の確保を図ることが重要であり、今後、総務省においては、多くの放送事業者が、通信事業者、インターネット関連事業者、権利者、製作会社等多様なステークホルダーと連携を深めながら同時配信を含めた様々なサービス展開を図ることのできる環境を整備していくことが適当と考えております。
077	(株)テレビ新潟放送網	序章 審議の背景	2. 審議事項	-	放送コンテンツの流通、そのサービスの中心としての放送のネット同時配信について、「課題の整理と今後取り組みべき事項の審議」を行いながらも、以降の第1章及び第2章を含めて、配信のエリア規制に関する言及が全くないことは甚だ遺憾であります。地上波民放ローカル局のビジネスモデルは、法制上の地域免許制度と、それに伴って構築された地上波民放ネットワーク体制の上で成り立っています。まず、自局エリア内で、伝送路こそ異なるものの、同じ放送コンテンツが同時に視聴できることで自局地上波放送視聴が毀損されます。そして、エリア規制がなされない場合には、自局エリアにキー局を含め全国の放送コンテンツが流入し、一層、自局の地上波放送コンテンツは毀損され、現在のビジネスモデルの基盤が確実に縮小します。一方で、放送コンテンツのネット配信の事業性については、その可能性を全く否定するものではありませんが、同時配信に関わる設備投資・ランニングコスト、さらに毀損される地上波放送の収益を埋めるには、当社規模のローカル局では、供給コンテンツの質量が絶対的に不足しており、事業性の成立は困難です。よって、現行の地上波放送の根幹となる、NHKとの二元体制、地域免許制度と民放ネットワーク体制に立脚した上での審議を行うのであれば、NHKの地域制御や配信のエリア規制について、全く言及していない最終報告書は、「放送事業者がサービス展開を図ることのできる環境整備の取組」として、「コンテンツの流通促進」を行うべき放送事業者をなおざりにしたものではないかと懸念しております。	本委員会では、NHK、民間放送事業者に関わらず、放送コンテンツが視聴環境の変化に対応して一層円滑に製作・流通していくための基盤・環境の整備を進める観点から検討を行ったものです。常時同時配信の実施を含めた公共放送の在り方については現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」において検討が進められているところです。 また、民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。
078	日本テレビ放送網(株)	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	-	-	NHKが実施を予定している常時同時配信については、放送の補完であるべきと考えます。その上で、費用の具体的な試算と受信料制度の中での位置づけなどの重要な課題について、早急に方針を示すべきです。また、NHKはインターネット実施基準により、インターネットに向けた業務の費用を、各年度の受信料収入の2.5%を上限と定めています。常時同時配信もその範囲内の費用で行い、またインターネット実施基準に定められた費用内訳の公表も詳細に行い、透明性を確保すべきです。常時同時配信のコストは受信料制度という国民全体に関わる問題であるため、幅広く議論し、国民の考えを反映させ、合意を得るべきと考えます。NHKは今後も民放事業者に試験的提供の実施結果に関する具体的なデータ提供や報告をし、実態に即した検討を行うよう要望します。	本委員会では、NHK、民間放送事業者に関わらず、放送コンテンツが視聴環境の変化に対応して一層円滑に製作・流通していくための基盤・環境の整備を進める観点から検討を行ったものです。常時同時配信の実施を含めた公共放送の在り方については現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」において検討が進められているところです。 なお、今後も引き続きNHKや民間放送事業者が必要な情報共有を図りながら、サービス内容や配信システム機能の在り方等に関する検討や同時配信の本格化によりトラフィックが急増する場合の具体的な対応策の検討を行っていくことが適当と考えております。
079	(株)福島中央テレビ	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	-	-	NHKにおいて実施を予定している常時同時配信は放送のネット利用のさきがけとなるものですが、基本的には放送の補完であり、予算的にもインターネット業務の費用の上限である「受信料収入の2.5%」を超えないことが大前提と考えています。併せて、実際の費用内訳についても詳細な公表を行うことでより透明性を確保すべきです。NHKが常時同時配信を試験的に行うことにより独自に取得したデータについては、今後も民放事業者に対して提供をして、更に実態に即した検討を行うことを期待します。	本委員会では、NHK、民間放送事業者に関わらず、放送コンテンツが視聴環境の変化に対応して一層円滑に製作・流通していくための基盤・環境の整備を進める観点から検討を行ったものです。常時同時配信の実施を含めた公共放送の在り方については現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」において検討が進められているところです。 なお、今後も引き続きNHKや民間放送事業者が必要な情報共有を図りながら、サービス内容や配信システム機能の在り方等に関する検討や同時配信の本格化によりトラフィックが急増する場合の具体的な対応策の検討を行っていくことが適当と考えております。
080	札幌テレビ放送(株)	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	-	-	NHKが実施を予定している常時同時配信については、放送の補完であるべきと考えます。その上で、費用の具体的な試算と受信料制度の中での位置づけなどの重要な課題について、早急に方針を示すべきです。また、NHKはインターネット実施基準により、インターネットに向けた業務の費用を、各年度の受信料収入の2.5%を上限と定めています。常時同時配信もその範囲内の費用で行い、またインターネット実施基準に定められた費用内訳の公表も詳細に行い、透明性を確保すべきです。常時同時配信のコストは受信料制度という国民全体に関わる問題であるため、幅広く議論し、国民の考えを反映させ、合意を得るべきと考えます。NHKは今後も民放事業者に試験的提供の実施結果に関する具体的なデータ提供や報告をし、実態に即した検討を行うよう要望します。	本委員会では、NHK、民間放送事業者に関わらず、放送コンテンツが視聴環境の変化に対応して一層円滑に製作・流通していくための基盤・環境の整備を進める観点から検討を行ったものです。常時同時配信の実施を含めた公共放送の在り方については現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」において検討が進められているところです。 なお、今後も引き続きNHKや民間放送事業者が必要な情報共有を図りながら、サービス内容や配信システム機能の在り方等に関する検討や同時配信の本格化によりトラフィックが急増する場合の具体的な対応策の検討を行っていくことが適当と考えております。
081	青森放送(株)	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	-	-	NHKが実施を予定している常時同時配信については、放送の補完であるべきと考えます。その上で、費用の具体的な試算と受信料制度の中での位置づけなどの重要な課題について、早急に方針を示すべきです。また、NHKはインターネット実施基準により、インターネットに向けた業務の費用を、各年度の受信料収入の2.5%を上限と定めています。常時同時配信もその範囲内の費用で行い、またインターネット実施基準に定められた費用内訳の公表も詳細に行い、透明性を確保すべきです。常時同時配信のコストは受信料制度という国民全体に関わる問題であるため、幅広く議論し、国民の考えを反映させ、合意を得るべきと考えます。NHKは今後も民放事業者に試験的提供の実施結果に関する具体的なデータ提供や報告をし、実態に即した検討を行うよう要望します。	本委員会では、NHK、民間放送事業者に関わらず、放送コンテンツが視聴環境の変化に対応して一層円滑に製作・流通していくための基盤・環境の整備を進める観点から検討を行ったものです。常時同時配信の実施を含めた公共放送の在り方については現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」において検討が進められているところです。 なお、今後も引き続きNHKや民間放送事業者が必要な情報共有を図りながら、サービス内容や配信システム機能の在り方等に関する検討や同時配信の本格化によりトラフィックが急増する場合の具体的な対応策の検討を行っていくことが適当と考えております。
082	(株)テレビ大分	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	-	-	ネット常時同時配信については、NHKの本来業務としてではなく、地上波の受信契約者に対する追加サービスと位置づけ、あくまでも放送の補完であるべきと考えます。常時同時配信のコストについては、受信料制度という国民全体に関わる問題につき、幅広い議論を通じて国民の意見を反映させ、合意を得るべき事項と考えます。	本委員会では、NHK、民間放送事業者に関わらず、放送コンテンツが視聴環境の変化に対応して一層円滑に製作・流通していくための基盤・環境の整備を進める観点から検討を行ったものです。常時同時配信の実施を含めた公共放送の在り方については現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」において検討が進められているところです。
083	日本海テレビジョン放送	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	-	-	NHKの予定している常時同時配信については、放送の補完であるべきと考えます。その上で、具体的な費用試算や受信料制度との兼ね合いなどの重要な課題について、早急に方針を示すべきです。常時同時配信の費用もNHKのインターネット実施基準に則り、その範囲内で行い、費用の内訳も公表し、透明性を確保すべきです。常時同時配信のコストは、受信料制度という国民全体にかかわる大きな問題であるため、幅広い議論のもと、国民の合意を得るべきと考えます。	本委員会では、NHK、民間放送事業者に関わらず、放送コンテンツが視聴環境の変化に対応して一層円滑に製作・流通していくための基盤・環境の整備を進める観点から検討を行ったものです。常時同時配信の実施を含めた公共放送の在り方については現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」において検討が進められているところです。
084	(株)鹿児島讀賣テレビ	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	-	-	NHKが予定している常時同時配信については、放送の補完であるべきと考えます。実施においては、そのコスト、財源に関し、受信料制度との関係を国民に丁寧に説明し、理解を得るべきです。民放事業者の根拠をなしている県域免許制度など放送制度との整合を重視し、全国レベルで地域制御を徹底するよう要望します。また、同時配信の実験を通して得られた知見や情報は、今後とも民放事業者と密に共有されることを合わせて要望します。	本委員会では、NHK、民間放送事業者に関わらず、放送コンテンツが視聴環境の変化に対応して一層円滑に製作・流通していくための基盤・環境の整備を進める観点から検討を行ったものです。常時同時配信の実施を含めた公共放送の在り方については現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」において検討が進められているところです。 なお、今後も引き続きNHKや民間放送事業者が必要な情報共有を図りながら、サービス内容や配信システム機能の在り方等に関する検討や同時配信の本格化によりトラフィックが急増する場合の具体的な対応策の検討を行っていくことが適当と考えております。



最終報告書（案）に対する意見と委員会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	委員会の考え方
085	西日本放送(株)	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	-	-	NHKが実施を予定している常時同時配信については、放送の補完であるべきと考えます。その上で、費用の具体的な試算と受信料制度の中での位置づけなどの重要な課題について、早急に方針を示すべきだと思います。常時同時配信のコストは受信料制度という国民全体に関わる問題であるため、幅広く議論し、国民の考えを反映させ、合意を得る必要があると考えます。NHKは今後とも民放事業者に試験的提供の実施結果に関する具体的なデータ提供や報告をし、実態に即した検討を行うよう要望します。	本委員会では、NHK、民間放送事業者に関わらず、放送コンテンツが視聴環境の変化に対応して一層円滑に製作・流通していくための基盤・環境の整備を進める観点から検討を行ったものです。常時同時配信の実施を含めた公共放送の在り方については現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」において検討が進められているところです。なお、今後も引き続きNHKや民間放送事業者が必要な情報共有を図りながら、サービス内容や配信システム機能の在り方等に関する検討や同時配信の本格化によりトラフィックが急増する場合の具体的な対応策の検討を行っていくことが適当と考えております。
086	(株)テレビ宮崎	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	-	-	NHKと民放との二元体制を尊重し、NHKの公共性として民放のビジネス性を同時配信においても十分に考慮すべきであり、常時同時配信のコストは受信料制度という国民に関わる大きな問題であるため、幅広く議論し、国民の考えを反映させた上合意を得るべきと考えます。	本委員会では、NHK、民間放送事業者に関わらず、放送コンテンツが視聴環境の変化に対応して一層円滑に製作・流通していくための基盤・環境の整備を進める観点から検討を行ったものです。常時同時配信の実施を含めた公共放送の在り方については現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」において検討が進められているところです。
087	日本テレビ放送網(株)	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	-	-	インターネットを活用した動画配信の継続可能なビジネスモデルの開発は民放事業者にとって重要課題ですが、すぐれて個別社の事業戦略や具体的な取引に関係するため、行政の場における公の検討にはふさわしくありません。	民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。
088	日本海テレビジョン放送	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	-	-	インターネットを活用した動画配信の継続可能なビジネスモデルの構築は、民間放送事業者にとって重要な課題ですが、各社の事業戦略などに大きく関係するため、行政の場における公の検討にはふさわしくありません。	民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。
089	札幌テレビ放送(株)	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	-	-	インターネットを活用した動画配信の継続可能なビジネスモデルの開発は民放事業者にとって重要課題ですが、すぐれて個別社の事業戦略や具体的な取引に関係するため、行政の場における公の検討にはふさわしくありません。	民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。
090	青森放送(株)	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	-	-	インターネットを活用した動画配信の継続可能なビジネスモデルの開発は民放事業者にとって重要課題ですが、すぐれて個別社の事業戦略や具体的な取引に関係するため、行政の場における公の検討にはふさわしくありません。	民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。
091	(株)テレビ宮崎	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	-	-	配信システムの構築において、ローカル局単独でのシステム導入は、費用面で大きな負担となるため、配信システムの共通基盤化の検討も必要だと考えます。	ローカル局を含めた多くの民間放送事業者が継続的に同時配信サービスを提供できる基盤を構築することが重要であり、今後、総務省が行う実証事業などを通じて、視聴者の利便性や事業の継続性などの観点から、サービス内容や配信システム機能について、民間放送事業者が主体的に共有・協調領域を検討していくことが重要と考えております。
092	中京テレビ放送(株)	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(1) 最近の動向等	NHKの試験的提供に当たり「初めて、一部の地域において、地域制御を取り入れて地域の番組を配信する取組も行われた」とは、今後の同時配信の在り方に対して重要な知見となる可能性がある。その結果をぜひ共有、考察していただきたい。NHKが今後常時同時配信を進めていくに当たっては、そのコスト・財源を、放送や受信料制度との関係において、どう位置付けるのかを具体的に示し、幅広く丁寧な説明・議論を行い、国民の合意を得るべきだと考える。またNHKはインターネット実施基準により、配信に向けた業務の費用を、各年度の受信料収入の2.5%を上限と定めている。受信料制度の適切な運用を行う上で、費用上限の厳守、費用内訳の公表をお願いしたい。	本委員会では、NHK、民間放送事業者に関わらず、放送コンテンツが視聴環境の変化に対応して一層円滑に製作・流通していくための基盤・環境の整備を進める観点から検討を行ったものです。常時同時配信の実施を含めた公共放送の在り方については現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」において検討が進められているところです。
093	(株)熊本県民テレビ	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(1) 最近の動向等	NHKの常時同時配信は、放送の補完としての位置づけが望ましいと考えます。受信料制度のもと、民放との収益構造の違いもあり、実証実験等の継続にあたっては、幅広く議論とNHK側の情報開示を求めます。	本委員会では、NHK、民間放送事業者に関わらず、放送コンテンツが視聴環境の変化に対応して一層円滑に製作・流通していくための基盤・環境の整備を進める観点から検討を行ったものです。常時同時配信の実施を含めた公共放送の在り方については現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」において検討が進められているところです。
094	(株)TBSテレビ	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(1) 最近の動向等	NHKは全国で単一事業者であることに比して、民放は系列であっても各社独立した事業者であるため、同時配信の地域制御については、そのあり方や考え方の整理が非常に難しい問題となります。また、実証事業では、CM差し替えの技術的課題が報告されましたが、たいへん大きな課題であるとの認識です。同時配信に取り組む上で、この二点はNHKと民放の大きな違いであり、重要な課題として今後もしっかりと検討することを要望します。	ローカル局を含めた多くの民間放送事業者が継続的に同時配信サービスを提供できる基盤を構築することが重要であり、今後、総務省が行う実証事業などを通じて、視聴者の利便性や事業の継続性などの観点から、サービス内容や配信システム機能について、民間放送事業者が主体的に共有・協調領域を検討していくことが重要と考えております。
095	(株)テレビユー山形	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(1) 最近の動向等	NHKは全国で単一事業者であることに比して、民放は系列であっても各社独立した事業者であるため、同時配信の地域制御については、そのあり方や考え方の整理が非常に難しい問題となります。NHKが昨年度行った試験的提供Bの「地域放送番組の配信に関するシステム運用の確認」の調査結果に注目していましたが、本年3月13日に公表された実施結果は「満足度」の調査のみで、地域限定配信に対するニーズ、属性、システムの詳細など同時配信の地方における需要を見極める材料とはいえないものでした。少子高齢化による人口減少が進む地方の放送局において「常時同時配信」は経営に大きな影響を与えかねない問題であり、実施の是非を判断するにあたって地方の視聴者のニーズ、地域制御を含む配信のコスト、視聴率の低下など地方局への影響についても検討することを要望します。また、実証事業では、CM差し替えの技術的課題が報告されましたが、たいへん大きな課題であるとの認識です。同時配信に取り組む上で、この二点はNHKと民放の大きな違いであり、重要な課題として今後もしっかりと検討することを要望します。また、民放に関しては、経営規模の大小や放送対象地域の特色など、一律に論じることが難しい点もあことから、一層きめ細かい検討が行われることを併せて要望します。	本委員会では、NHK、民間放送事業者に関わらず、放送コンテンツが視聴環境の変化に対応して一層円滑に製作・流通していくための基盤・環境の整備を進める観点から検討を行ったものです。常時同時配信の実施を含めた公共放送の在り方については現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」において検討が進められているところです。ローカル局を含めた多くの民間放送事業者が継続的に同時配信サービスを提供できる基盤を構築することが重要であり、今後、総務省が行う実証事業などを通じて、視聴者の利便性や事業の継続性などの観点から、サービス内容や配信システム機能について、民間放送事業者が主体的に共有・協調領域を検討していくことが重要と考えております。
096	(株)中国放送	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(1) 最近の動向等	同時配信の地域制御に関しては、全国単一の事業者であるNHKとは異なり、系列はありながらも各社独立した事業者である民放は、地域制御についての、あり方や考え方に大きな違いがあり、その整理は非常に難しい問題となります。これは、NHKと民放との大きな違いであり、今後、同時配信への取り組みの中で、重要な課題として検討することを要望します。	ローカル局を含めた多くの民間放送事業者が継続的に同時配信サービスを提供できる基盤を構築することが重要であり、今後、総務省が行う実証事業などを通じて、視聴者の利便性や事業の継続性などの観点から、サービス内容や配信システム機能について、民間放送事業者が主体的に共有・協調領域を検討していくことが重要と考えております。
097	中京テレビ放送(株)	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(1) 最近の動向等	同時配信を検討していく上で、ローカル局のビジネスモデルをどのように守っていくかも併せて議論する必要があると考える。地域制御の必要性についても慎重に検討をしていただきたい。	ローカル局を含めた多くの民間放送事業者が継続的に同時配信サービスを提供できる基盤を構築することが重要であり、今後、総務省が行う実証事業などを通じて、視聴者の利便性や事業の継続性などの観点から、サービス内容や配信システム機能について、民間放送事業者が主体的に共有・協調領域を検討していくことが重要と考えております。

最終報告書（案）に対する意見と委員会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	委員会の考え方
098	四国放送(株)	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(1) 最近の動向等	放送の持つ地域性から、同時配信は地域制限を設定して実施すべきと考えます。	ローカル局を含めた多くの民間放送事業者が継続的に同時配信サービスを提供できる基盤を構築することが重要であり、今後、総務省が行う実証事業などを通じて、視聴者の利便性や事業の継続性などの観点から、サービス内容や配信システム機能について、民間放送事業者が主体的に共有・協調領域を検討していくことが重要と考えております。
099	個人②	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(1) 最近の動向等	報告書にもある様に、同時配信サービスにおけるトラフィック予測は、視聴者のサービス受信経路によって複雑に異なるため、非常に困難である。そのため、今後の実証実験実施に際しては、複数の固定キャリア、モバイルキャリア、CDN事業者の連携によるデータ収集を実施するスキームの構築と、仕組み作りを前提とするべきであり、その上で、結果データの解析をする事が肝要と考える	同時配信の本格化によりトラフィックが急増する場合の具体的な対策については、放送事業者及び通信事業者などのステークホルダー間で連携体制を構築し、検討していくことが重要と考えており、今後、総務省においては、実証事業等を通じて、こうした取組を支援していくことが適当と考えております。
100	個人②	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(2) 同時配信の実施にあたっての課題	同時配信サービス実施において、ポルトネット的な位置づけになっている配信コスト算出について、配信インフラのトラフィックを想定する事は非常に難しいと考える。については、構成員のご意見にもあった様に、同時配信サービス先進国である、英国、並びに韓国での状況を調査し、参考にする事が現実的と考える。	同時配信の本格化によりトラフィックが急増する場合の具体的な対策については、放送事業者及び通信事業者などのステークホルダー間で連携体制を構築し、検討していくことが重要と考えており、今後、総務省においては、実証事業等を通じて、こうした取組を支援していくことが適当と考えております。
101	個人③	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(2) 同時配信の実施にあたっての課題	屋外の視聴については、5Gが普及するまでWi-Fiホットスポットの活用が重要になると考えます。また、Wi-Fiマルチキャストのような帯域消費を抑える技術の積極活用も必要だと考えます。放送コンテンツのネット同時配信によるトラフィック増加は、ISP(特に地方ISP)の経営に悪影響を与えられ、そのため、以下の二つの視点における検討が必要だと考えます： ① ISPの連合体が運用するCDNの検討：CDNは、ISPにとって上位ISPからのトラフィックを減らす技術でもありますが、従来はCDN事業者が主体であるサービスでした。一方、放送型(ライブストリーミング)配信用のCDNは、従来型(Webコンテンツ配信)よりも実装・運用が容易です。また、マルチCDN技術等により、地方ISP等が運用する小規模CDN群と大規模CDN事業者の水平結合運用も可能になりました。このように、ISPが運用するCDNにおける技術的な困難性は年々低下しており、その実現について検討が必要だと考えます。 ② CDN配信費用のコスト負担：CDN配信は過大な競争となっており、事業者によっては他のサービス収益(トラフィックのトランジット販売、サービス運用など)での補填のもと、赤字でのCDN配信を行っている可能性もあります。補填するサービスを持たない地方ISP等がCDNを運用した場合、放送の公共性も考慮に入れ、正当な運用コストを賄える配信費用の支払いが必要だと考えます。	同時配信の本格化によりトラフィックが急増する場合の具体的な対策については、放送事業者及び通信事業者などのステークホルダー間で連携体制を構築し、検討していくことが重要と考えており、今後、総務省においては、実証事業等を通じて、こうした取組を支援していくことが適当と考えております。
102	個人②	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(2) 同時配信の実施にあたっての課題	同時配信サービス実施に際して課題としてコスト負担とそれを回収すべきビジネスモデルの問題が提起されているが、コスト低減、並びに視聴者の利便性の観点から考えると、NHK/民放の共有インフラでの実施という選択肢も真剣に検討すべきと考える。 同時配信について諸外国から立ち遅れているという現状を鑑み、ハード・ソフト分離という新たな取り組みについて、この同時配信サービスから実施する事の検討価値があるのではと考える。少なくとも、キー局に比べ、経営基盤規模が小さいローカル局に関しては、安価で利用可能な共通サービスの構築が不可欠と考える。	民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。 他方、ローカル局を含めた多くの放送事業者が視聴環境の変化を踏まえ、ネットとの連携等による放送サービスの多様化・高度化や質の高いコンテンツ製作環境の確保を図ることが重要であり、今後、総務省においては、多くの放送事業者が、通信事業者、インターネット関連事業者、権利者、製作会社等多様なステークホルダーと連携を深めながら同時配信を含めた様々なサービス展開を図ることのできる環境を整備していくことが適当と考えております。
103	中京テレビ放送(株)	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(2) 同時配信の実施にあたっての課題	同時配信の実施については「各放送事業者の経営判断によるもの」と記載があるように、強いられるものではなく、ビジネスモデル・経営環境を鑑みて事業者ごとに判断すべきことであると考える。 インフラや機能面で「共有・協調できる領域」を検討することは有用であるが、全放送事業者が参画することを前提とした制度設計・費用設定ではなく、あくまで参画意思を持った際に利用できる形での検討をお願いしたい。	民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。 他方、ローカル局を含めた多くの放送事業者が視聴環境の変化を踏まえ、ネットとの連携等による放送サービスの多様化・高度化や質の高いコンテンツ製作環境の確保を図ることが重要であり、今後、総務省においては、多くの放送事業者が、通信事業者、インターネット関連事業者、権利者、製作会社等多様なステークホルダーと連携を深めながら同時配信を含めた様々なサービス展開を図ることのできる環境を整備していくことが適当と考えております。
104	(株)中国放送	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(2) 同時配信の実施にあたっての課題	「ローカル局単独での配信システムの導入には、コスト面で課題があるため、配信システムの共通基盤化の検討が必要ではないか。」との記載について、今後のシステム構築の検討にあたっては、コスト面における民放ローカル局への財務的配慮も含め、ローカル局に対し広く意見聴取し、慎重に議論を進めることを要望します。	民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。 他方、ローカル局を含めた多くの放送事業者が視聴環境の変化を踏まえ、ネットとの連携等による放送サービスの多様化・高度化や質の高いコンテンツ製作環境の確保を図ることが重要であり、今後、総務省においては、多くの放送事業者が、通信事業者、インターネット関連事業者、権利者、製作会社等多様なステークホルダーと連携を深めながら同時配信を含めた様々なサービス展開を図ることのできる環境を整備していくことが適当と考えております。
105	四国放送(株)	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(2) 同時配信の実施にあたっての課題	「CM差し替えなど無料広告モデルを前提とする民間放送事業者の事業性の確保に必要なシステムの在り方も視野に入れて一定の機能の共通化の検討を行う」とありますが、地上波民放にとって収益の可能性のある施策は、是非とも積極的に進めていただきたいところです。しかしながら、事業性に係る事項については、民放事業者の経営判断により決定されるべきであり、行政主導で行われたい事を望みます。	民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。 他方、ローカル局を含めた多くの放送事業者が視聴環境の変化を踏まえ、ネットとの連携等による放送サービスの多様化・高度化や質の高いコンテンツ製作環境の確保を図ることが重要であり、今後、総務省においては、多くの放送事業者が、通信事業者、インターネット関連事業者、権利者、製作会社等多様なステークホルダーと連携を深めながら同時配信を含めた様々なサービス展開を図ることのできる環境を整備していくことが適当と考えております。
106	(株)毎日放送	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(2) 同時配信の実施にあたっての課題	同時配信は、各放送事業者の判断によって参入するか否かを決するべきものと認識する。 地上民間放送事業者にとって 1) 民営企業の事業として成り立つ目途がある(ビジネスモデルが確立する) 2) 著作権処理が過度に煩雑にならない 3) 地域免許制という現行放送制度に基づく現行事業を棄損することなく実施できるものであれば、メディア環境が激変する中、新たな放送番組(コンテンツ)に国民視聴者が接触する機会を拡大する手法として参入すべきものとなる。 特に災害時の重要な情報インフラとしての位置づけとしては、近年、地上デジタル放送(ワンセグ)機能を搭載しないスマートフォンの出荷台数比率が増している中、放送事業者が情報収集・取材した情報の報道・伝達経路としての役割は重要になり、公益性が高いものと考えられる。 これら機能を果たし、利用者にとって簡便な操作で放送コンテンツに接することができるようにするためには、また防災のみならず多様な地域情報の伝え手であるローカル民間放送事業者の参入を促進するためにも、公共放送も含めて配信基盤(プラットフォーム)の共通化を図り、操作の簡便化と設備構築・運用コストの低減を図ることは重要と考える。	民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。 他方、ローカル局を含めた多くの放送事業者が視聴環境の変化を踏まえ、ネットとの連携等による放送サービスの多様化・高度化や質の高いコンテンツ製作環境の確保を図ることが重要であり、今後、総務省においては、多くの放送事業者が、通信事業者、インターネット関連事業者、権利者、製作会社等多様なステークホルダーと連携を深めながら同時配信を含めた様々なサービス展開を図ることのできる環境を整備していくことが適当と考えております。



最終報告書（案）に対する意見と委員会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	委員会の考え方
107	広島テレビ放送(株)	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(2) 同時配信の実施にあたっての課題	現在、地上波放送はスマートフォンでも「ワンセグ放送」によって視聴することが可能ですが、放送の同時配信もスマートフォンによる視聴という態様においてはワンセグ放送との差異はないとも言えます。モバイル端末においては既に災害情報機能は通信キャリアの「災害・避難情報」のみならず、各社様々なアプリ・サービスを提供しており、災害情報配信機能の提供については関係業者とも事業性について検討を続けていくべき課題と考えます。	民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。他方、ローカル局を含めた多くの放送事業者が視聴環境の変化を踏まえ、ネットとの連携による放送サービスの多様化・高度化や質の高いコンテンツ製作環境の確保を図ることが重要であり、今後、総務省においては、多くの放送事業者が、通信事業者、インターネット関連事業者、権利者、製作会社等多様なステークホルダーと連携を深めながら同時配信を含めた様々なサービス展開を図ることのできる環境を整備していくことが適当と考えております。
108	(株)Jストリーム	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(2) 同時配信の実施にあたっての課題	一定の機能の共通化の検討を行う際に、NHK、キー局、ローカル局といった立場毎に、実現するべきビジネスモデルが異なるケースにどのように対応すべきかが課題となると考えます。このため機能の共通化は、機能ごとに分化された規格を制定し、ビジネスモデルごとに組み合わせることで利用できることが望ましいと考えます。(ex.字幕を重畳する機能仕様を共通化等)機能ごとの仕様に合わせて、複数のベンダーから機能を手入可能とすることで、将来的なコストの低減化へもつながるものと考えます。	民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。他方、ローカル局を含めた多くの放送事業者が視聴環境の変化を踏まえ、ネットとの連携による放送サービスの多様化・高度化や質の高いコンテンツ製作環境の確保を図ることが重要であり、今後、総務省においては、多くの放送事業者が、通信事業者、インターネット関連事業者、権利者、製作会社等多様なステークホルダーと連携を深めながら同時配信を含めた様々なサービス展開を図ることのできる環境を整備していくことが適当と考えております。
109	広島テレビ放送(株)	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(2) 同時配信の実施にあたっての課題	全ての放送局が実現するためには安定した配信インフラの構築を慎重に見極める必要があります。オリンピックなどのビッグイベントのみならず災害・緊急時のトラフィック負荷についての検証も進める必要があり、前倒りな実施は避けていくべきだと考えます。	同時配信の本格化によりトラフィックが急増する場合の具体的な対策については、放送事業者及び通信事業者などのステークホルダー間で連携体制を構築し、検討していくことが重要と考えており、今後、総務省においては、実証事業等を通じて、こうした取組を支援していくことが適当と考えております。
110	(株)Jストリーム	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(2) 同時配信の実施にあたっての課題	本構成員のご意見通り、トラフィック総量の推計だけでなく、地域のISP、モバイル網等への影響を検討するために、今後の実証実験実施に際しては、複数の固定キャリア、モバイルキャリア、CDN事業者の連携によるデータ収集と結果データの解析を検討し入れるべきと考えます。また、トラフィック推計の精度を高めるために、PCやスマホ等クライアントサイドでのダウンロード速度やパフリング情報、クライアント情報、サーバー情報等の計測データを取得し、分析可能とすることも検討し入れるべきと考えます。	同時配信の本格化によりトラフィックが急増する場合の具体的な対策については、放送事業者及び通信事業者などのステークホルダー間で連携体制を構築し、検討していくことが重要と考えており、今後、総務省においては、実証事業等を通じて、こうした取組を支援していくことが適当と考えております。
111	(株)Jストリーム	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(2) 同時配信の実施にあたっての課題	配信インフラについては、トラフィックの爆発によりISP(特に地方ISP)の経営状況に影響を与える可能性がある。一方、放送型ストリーミングのInternet配信に必須と言えるCDN技術は、きわめて高いキャッシュヒット率が想定されるため、比較的実装・運用が容易であると考え、配信インフラとしてISPの連合体が運用するCDNの検討をすべきと考えます。(地域ISP向けの相乗り標準キャッシュ仕様策定など)放送の公共性に鑑み、地方ISPがCDNを運用した場合の正当なコストを賄える配信費用の設定も考慮すべきと考えます。	同時配信の本格化によりトラフィックが急増する場合の具体的な対策については、放送事業者及び通信事業者などのステークホルダー間で連携体制を構築し、検討していくことが重要と考えており、今後、総務省においては、実証事業等を通じて、こうした取組を支援していくことが適当と考えております。
112	日本テレビ放送網(株)	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(3) 今後取り組むべき事項	災害情報配信機能などの各種追加機能の提供について言及されていますが、「サービス内容は各放送事業者の経営判断による」との検討の前提に基づくべきです。検討については、実証実験を複数年度にわたって行うなど、様々な角度から検討の精度を高めるべきです。また、特にモバイル端末において、災害情報の配信については通信キャリア側の機能も搭載されており、放送事業者のみでの検討では不十分となると考えられます。国民のニーズを正確に把握し、放送事業者の事業性判断に資する内容となるよう、丁寧に時間をかけ、行っていくべきと考えます。	同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各民間放送事業者の経営判断によるものと考えております。他方、ローカル局を含めた多くの民間放送事業者が継続的に同時配信サービスを提供できる基盤を構築することが重要であり、今後、総務省が行う実証事業などを通じて、視聴者の利便性や事業の継続性などの観点から、サービス内容や配信システム機能について、民間放送事業者が主体的に共有・協調領域を検討していくことが重要と考えております。
113	(株)福島中央テレビ	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(3) 今後取り組むべき事項	災害情報配信機能などの追加機能のサービスについて記載していますが、具体的なサービス内容については、各事業者の独自の判断にまかせるべきと思います。併せて、放送事業者の配信サービスのみでの追加機能サービスを求めるべきではないと考えます。また、常時同時配信は放送局独自設備ではなく通信事業者設備に依存することから、受信障害発生時に責任範囲を特定するのが難しいという懸念があります。番組を常時同時配信でご覧になっている視聴者は、それが地上波経由ではなく通信経由であるということについて自覚が薄くなるということが考えられます。これらの懸念については通信事業者も巻き込んだ形での実証実験を十分に行うことで解決策を探るべきかと考えています。	同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各民間放送事業者の経営判断によるものと考えております。他方、ローカル局を含めた多くの民間放送事業者が継続的に同時配信サービスを提供できる基盤を構築することが重要であり、今後、総務省が行う実証事業などを通じて、視聴者の利便性や事業の継続性などの観点から、サービス内容や配信システム機能について、民間放送事業者が主体的に共有・協調領域を検討していくことが重要と考えております。
114	中京テレビ放送(株)	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(3) 今後取り組むべき事項	「ローカル局を含めた多くの放送事業者が継続的に提供できる基盤を構築していくこと」は重要であると考えます。しかしこれは、インフラや機能面のみならず、経済活動を含めたサービス継続性も考慮する必要があると考えます。「災害情報配信機能」「字幕重畳機能」など、現在放送に課せられた使命を通信にも同様求められるようであれば、それらサービスを維持するための収益源を確保する必要がある。上記から、同時配信の実施にあたってはビジネスモデルの確立も併せて検討する必要があり、各ローカル局の自主性・経営状況も考慮し、画一的・拙速な指針策定は避けるべきであると考えます。またその上で、実施の有無は個別社が判断すべきことであると考えます。	同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各民間放送事業者の経営判断によるものと考えております。他方、ローカル局を含めた多くの民間放送事業者が継続的に同時配信サービスを提供できる基盤を構築することが重要であり、今後、総務省が行う実証事業などを通じて、視聴者の利便性や事業の継続性などの観点から、サービス内容や配信システム機能について、民間放送事業者が主体的に共有・協調領域を検討していくことが重要と考えております。
115	南海放送(株)	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(3) 今後取り組むべき事項	災害情報配信機能などの各種追加機能の提供についても、各放送事業者の経営判断を前提に立脚すべきものと認識しています。	同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各民間放送事業者の経営判断によるものと考えております。
116	讀賣テレビ放送(株)	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(3) 今後取り組むべき事項	「災害情報配信機能」、「字幕重畳機能」など現在の動画配信サービスで提供されていない配信システム機能等の提供方式及び技術仕様の策定」においては、今後の放送事業者のシステム構成やサービスを制約するような検討が行われないよう、要望します。	同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各民間放送事業者の経営判断によるものと考えております。他方、ローカル局を含めた多くの民間放送事業者が継続的に同時配信サービスを提供できる基盤を構築することが重要であり、今後、総務省が行う実証事業などを通じて、視聴者の利便性や事業の継続性などの観点から、サービス内容や配信システム機能について、民間放送事業者が主体的に共有・協調領域を検討していくことが重要と考えております。
117	札幌テレビ放送(株)	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(3) 今後取り組むべき事項	災害情報配信機能などの各種追加機能の提供について言及されていますが、「サービス内容は各放送事業者の経営判断による」との検討の前提に基づくべきです。	同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各民間放送事業者の経営判断によるものと考えております。他方、ローカル局を含めた多くの民間放送事業者が継続的に同時配信サービスを提供できる基盤を構築することが重要であり、今後、総務省が行う実証事業などを通じて、視聴者の利便性や事業の継続性などの観点から、サービス内容や配信システム機能について、民間放送事業者が主体的に共有・協調領域を検討していくことが重要と考えております。



最終報告書（案）に対する意見と委員会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	委員会の考え方
118	青森放送(株)	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(3) 今後取り組むべき事項	災害情報配信機能などの各種追加機能の提供について言及されていますが、「サービス内容は各放送事業者の経営判断による」との検討の前提に基づくべきです。	同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各民間放送事業者の経営判断によるものと考えております。 他方、ローカル局を含めた多くの民間放送事業者が継続的に同時配信サービスを提供できる基盤を構築することが重要であり、今後、総務省が行う実証事業などを通じて、視聴者の利便性や事業の継続性などの観点から、サービス内容や配信システム機能について、民間放送事業者が主体的に共有・協調領域を検討していくことが重要と考えております。
119	(株)長崎国際テレビ	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(3) 今後取り組むべき事項	災害情報配信、字幕重畳等の各種追加機能の提供について言及されていますが、過剰なサービス、高コスト配信システムにならないよう、「サービス内容は各放送事業者の経営判断による」との検討の前提に基づくべきです。	同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各民間放送事業者の経営判断によるものと考えております。 他方、ローカル局を含めた多くの民間放送事業者が継続的に同時配信サービスを提供できる基盤を構築することが重要であり、今後、総務省が行う実証事業などを通じて、視聴者の利便性や事業の継続性などの観点から、サービス内容や配信システム機能について、民間放送事業者が主体的に共有・協調領域を検討していくことが重要と考えております。
120	(株)テレビ大分	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(3) 今後取り組むべき事項	災害情報配信機能などの各種追加機能の提供について言及されていますがサービス内容は各放送事業者の経営判断に基づくべきであり、ローカル局の投資負担が過大とならないよう要望します。	同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各民間放送事業者の経営判断によるものと考えております。 他方、ローカル局を含めた多くの民間放送事業者が継続的に同時配信サービスを提供できる基盤を構築することが重要であり、今後、総務省が行う実証事業などを通じて、視聴者の利便性や事業の継続性などの観点から、サービス内容や配信システム機能について、民間放送事業者が主体的に共有・協調領域を検討していくことが重要と考えております。
121	(株)福岡放送	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(3) 今後取り組むべき事項	災害情報配信機能などの各種追加機能の提供について言及されていますが、「サービス内容は各放送事業者の経営判断による」との検討の前提に基づくべきと考えます。また、検討にあたっては、実証実験を複数年度にわたって行うなどし、様々な角度から検討の制度を高めるとともに、国民のニーズを正確に把握し、放送事業者の事業性判断に資する内容となるよう、丁寧に時間をかけ、行っていくべきと考えます。	同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各民間放送事業者の経営判断によるものと考えております。 他方、ローカル局を含めた多くの民間放送事業者が継続的に同時配信サービスを提供できる基盤を構築することが重要であり、今後、総務省が行う実証事業などを通じて、視聴者の利便性や事業の継続性などの観点から、サービス内容や配信システム機能について、民間放送事業者が主体的に共有・協調領域を検討していくことが重要と考えております。
122	関西テレビ放送(株)	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(3) 今後取り組むべき事項	同時配信を多くの放送事業者が実施しているためにはその事業性が重要課題であり、あくまで放送事業者の経営判断であると考えます。 放送特有の緊急速報や字幕重畳機能などの在り方も安定的な配信のためのトラフィックの問題とともに重要な要素であり、同様に共通プラットフォームのような環境構築についても十分に議論されるべき課題と考えます。 NHKと民放事業者では事業構造が違うことも踏まえながら、今後の検討検証が必要と考えます。	同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各民間放送事業者の経営判断によるものと考えております。 他方、ローカル局を含めた多くの民間放送事業者が継続的に同時配信サービスを提供できる基盤を構築することが重要であり、今後、総務省が行う実証事業などを通じて、視聴者の利便性や事業の継続性などの観点から、サービス内容や配信システム機能について、民間放送事業者が主体的に共有・協調領域を検討していくことが重要と考えております。
123	西日本放送(株)	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(3) 今後取り組むべき事項	災害情報配信機能などの各種追加機能の提供について記載されていますが、「サービス内容は各放送事業者の経営判断のもと」との検討の前提に基づくべきだと思います。	民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。
124	(一社)日本民間放送連盟	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(3) 今後取り組むべき事項	複数の放送事業者がサービス内容や配信システム機能の共有・協調領域を検討し、多くの放送事業者が同時配信を継続的に実施しやすい環境を整備することが重要」との指摘は利便性・経済合理性の高い事業環境を実現し、民放事業者の経営の選択肢を広げる観点から適切であると考えます。民放事業者による同時配信は実施の可否を含め個別社の経営判断によりますが、検討可能な共有・協調領域は少なくありません。共有・協調領域においては、NHKが先導的役割を果たすことが期待されることとです。	基本的に賛同の御意見として承ります。 なお、今後も引き続きNHKや民間放送事業者が必要な情報共有を図りながら、サービス内容や配信システム機能の在り方等に関する検討や同時配信の本格化によりトラフィックが急増する場合の具体的な対応策の検討を行っていくことが適当と考えております。
125	南海放送(株)	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(3) 今後取り組むべき事項	「複数の放送事業者がサービス内容や配信システム機能の共有・協調領域を検討し、多くの放送事業者が同時配信を継続的に実施しやすい環境を整備することが重要」との指摘は利便性・経済合理性の高い事業環境を実現し、民放事業者の経営の選択肢を広げる観点から適切であると考え、ローカル民間放送事業者としても時宜に叶うものと考えます。民放事業者による同時配信は実施の可否を含め個別社の経営判断によりますが、検討可能な共有・協調領域は少なくありません。共有・協調領域においては、NHKが先導的役割を果たすことが期待されることとです。	基本的に賛同の御意見として承ります。 なお、今後も引き続きNHKや民間放送事業者が必要な情報共有を図りながら、サービス内容や配信システム機能の在り方等に関する検討や同時配信の本格化によりトラフィックが急増する場合の具体的な対応策の検討を行っていくことが適当と考えております。
126	(株)TBSテレビ	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(3) 今後取り組むべき事項	報告書案の「複数の放送事業者がサービス内容や配信システム機能の共有・協調領域を検討し、多くの放送事業者が同時配信を継続的に実施しやすい環境を整備することが重要」との記載は、利便性や経済合理性の高い事業環境の実現を目指し、民間放送事業者の経営の選択肢を広げるという観点から適切であると考えます。 一方、受信料収入で運営されるNHKと、広告収入を主な財源とする民放では、同時配信を実施するにあたって、自ずと事情や制約に大きな差異があります。共有または協調できる領域と自主独立に任せるべき領域が存在することを認識した上で、画一的に「常時」や「高機能」を前提とするような共同事業を志向する議論は避けるべきと考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 なお、民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。
127	RKB毎日放送(株)	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(3) 今後取り組むべき事項	同時配信に関するニーズや事業性見極めは、個社の経営判断によりますが、報告書にある「視聴者がアクセスしやすく、利便性を感じるサービスを、ローカル局を含めた多くの放送事業者が継続的に提供できる基盤を構築していくことが重要」、および「複数の事業者がサービス内容や配信システム機能の共有・協調領域を検討し、多くの放送事業者が同時配信を継続的に実施しやすい環境を整備することは重要」との指摘は、実施可能性を検討する上で、適切であると考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 なお、民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。
128	(株)中国放送	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(3) 今後取り組むべき事項	「複数の放送事業者がサービス内容や配信システム機能の共有・協調領域を検討し、多くの放送事業者が同時配信を継続的に実施しやすい環境を整備することが重要」との記載は、利便性・経済合理性の高い事業環境を実現し、民放事業者の経営の選択肢を広げる観点から適切であると考えます。 民放事業者による同時配信は、実施の可否を含め個別社の経営判断によるものでありますが、検討可能な共有・協調領域も少なくないと考えます。 しかしながら、広告収入を主な財源とする事業として同時配信の可能性を模索する民放と、受信料収入で運営されるNHKでは、事業構造が異なるため、同時配信を実施するにあたって、自ずと事情や制約に大きな差異があり、共有・協調できる領域と、自主独立に任せるべき領域が存在することを認識することも必要で、特にローカル局にとっては、画一的に「常時」や「高機能」を前提とするような同時配信の共同事業を志向する議論は避けて頂きたいと考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 なお、民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。

最終報告書（案）に対する意見と委員会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	委員会の考え方
129	札幌テレビ放送(株)	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(3) 今後取り組むべき事項	「視聴者の利便性を感じるサービスを、ローカル局を含めた多くの放送事業者が継続的に提供できる基盤構築が重要」とされていますが、もし各放送事業者が地域制御を行わない場合、地方の一定数の視聴者がキー局の配信を選択する可能性があります。これは地方民放事業者にとってはビジネスへの影響に加え、地域情報・災害情報が伝わらない事による、住民の生命を守る機能の低下にもつながります。その一方で全国への同時配信は、視聴者が様々なローカル番組に触れる機会にもなり、地域制御にはメリットとデメリットが存在します。そのため常時同時配信の検討は、NHKと民放キー局のみならず、地方民放事業者への影響も最大限考慮し、全ての放送事業者にとって最善とされる手法が選択される事を強く要望します。検討については、実証実験を複数年度にわたって行うなどし、様々な角度から検討の精度を高めるべきです。また、特にモバイル端末において、災害情報の配信については通信キャリア側の機能も搭載されており、放送事業者のみでの検討では不十分になると考えられます。国民のニーズを正確に把握し、放送事業者の事業性判断に資する内容となるよう、丁寧に時間をかけ、行っていくべきと考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。なお、民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。
130	朝日放送テレビ(株)	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(3) 今後取り組むべき事項	「複数の放送事業者がサービス内容や配信システム機能の共有・協調領域を検討し、多くの放送事業者が同時配信を継続的に実施しやすい環境を整備することが重要」との指摘は利便性・経済合理性の高い事業環境を実現し、民放事業者の経営の選択肢を広げることと適切であると考えます。民放事業者による同時配信は実施の可否を含め個別社の経営判断です。検討可能な共有・協調領域は少なくありませんが、特にNHKと民放事業者では事業構造が異なり、両者の間で、共有・協調領域の議論は、慎重に進める必要があると考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。なお、民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。
131	(株)テレビ朝日	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(3) 今後取り組むべき事項	同時配信を複数の放送事業者が実現するには、その過程でシステム・機能・トラフィック需要等さまざまな課題が出現してくると考えます。視聴者が同時配信に放送と同等のサービスを期待することを鑑みると、サービスの完成にむけては、課題をひとつひとつ解決すべく段階的に取り組んでいくことが必要と考えます。「複数の放送事業者がサービス内容や配信システム機能の共有・協調領域を検討し、多くの放送事業者が同時配信を継続的に実施しやすい環境を整備することが重要」との指摘は、安定した運行と事業運営の必要性という観点から賛同します。今後、同時配信の検討を進める場合には、同時配信を実施する事業者間で共有したり・協調する領域を意識しながら、事業モデルをベースにし、整理していくべきと考えます。その際、特に民放とNHKの同時配信では、それぞれの事業モデルの相違点を明確にし、そのうえで共有・協調できる点とできない点を分けて検討すべきと考えます。上記検討の結果として、複数の放送事業者が参加する実証事業の継続的な実施は必要と考えます。とくに経営規模が異なる民放においては実証事業の継続が重要と考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。なお、民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。
132	(株)テレビ東京	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(3) 今後取り組むべき事項	「複数の放送事業者がサービス内容や配信システム機能の共有・協調領域を検討し、多くの放送事業者が同時配信を継続的に実施しやすい環境を整備することが重要」との指摘は適切であると考えます。一方で、こうした検討が、民間事業者の間での健全な競争に制約を課すような議論にならないよう、十分な注意が必要と考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。なお、民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。
133	(株)フジテレビジョン	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(3) 今後取り組むべき事項	「複数の放送事業者がサービス内容や配信システム機能の共有・協調領域を検討し、多くの放送事業者が同時配信を継続的に実施しやすい環境を整備することが重要である」という意見は妥当と考えます。その上で、同時配信に係る様々な要素（基盤、サービス、業務委託・提携先など）には、共有・協調した方が良いものと、個社の経営判断に任せられるものがあり、その見極めにおいて、民放事業者の自主性が尊重されることを要望します。また、今後取り組みを進めるにあたり、「事業の継続性」にも配慮したことは極めて適切と考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。なお、民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。
134	(株)テレビユー山形	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(3) 今後取り組むべき事項	報告書案の「複数の放送事業者がサービス内容や配信システム機能の共有・協調領域を検討し、多くの放送事業者が同時配信を継続的に実施しやすい環境を整備することが重要」との記載は、利便性や経済合理性の高い事業環境の実現を目指し、民間放送事業者の経営の選択肢を広げることと適切であると考えます。一方、受信料収入で運営されるNHKと、広告収入を主な財源とする民放では、同時配信を実施するにあたって、自ずと事情や制約に大きな差異があります。また、民放においては、各放送局の経営規模の大小や放送対象地域の持つ特色など、各放送局によって、様々な特色があります。共有または協調できる領域と自主独立に任せべき領域が存在することを認識した上で、画一的に「常時」や「高機能」を前提とするような共同事業を志向する議論は避けるべきと考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。なお、民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。
135	東海テレビ放送(株)	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(3) 今後取り組むべき事項	「複数の放送事業者がサービス内容や配信システム機能の共有・協調領域を検討し、多くの放送事業者が同時配信を継続的に実施しやすい環境を整備することが重要」との考え方は適切と考えます。同時配信については各事業者の自主判断によるべきと考えますが、各放送事業者が協調して検討できる分野も多少ありません。今後の検討に際しては、視聴者の利便性の観点からも地方の放送事業者の意見も反映していただけるよう望みます。	基本的に賛同の御意見として承ります。なお、ローカル局を含めた多くの民間放送事業者が継続的に同時配信サービスを提供できる基盤を構築することが重要であり、今後、総務省が行う実証事業などを通じて、視聴者の利便性や事業の継続性などの観点から、サービス内容や配信システム機能について、民間放送事業者が主体的に共有・協調領域を検討していくことが重要と考えております。
136	南海放送(株)	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(3) 今後取り組むべき事項	独占的な受信料収入で運営されるNHKと、広告収入を主な財源とする事業として同時配信の可能性を模索する民放事業者では事業構造が異なり、自ずと事情や制約に大きな差異があります。共有・協調領域と自主独立に任せべき領域が存在するのは当然であり、常時や高機能を前提とする画一的な同時配信の共同事業を志向する議論は避けるべきであり、ローカル民間放送事業者の主体的な経営判断に委ねられる性質の課題と位置付けられるものであります。	民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。他方、ローカル局を含めた多くの放送事業者が視聴環境の変化を踏まえ、ネットとの連携等による放送サービスの多様化・高度化や質の高いコンテンツ製作環境の確保を図ることが重要であり、今後、総務省においては、多くの放送事業者が、通信事業者、インターネット関連事業者、権利者、製作会社等多様なステークホルダーと連携を深めながら同時配信を含めた様々なサービス展開を図ることのできる環境を整備していくことが適当と考えております。
137	(一社)日本民間放送連盟	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(3) 今後取り組むべき事項	独占的な受信料収入で運営されるNHKと、広告収入を主な財源とする事業として同時配信の可能性を模索する民放事業者では事業構造が異なり、自ずと事情や制約に大きな差異があります。共有・協調領域と自主独立に任せべき領域が存在するのは当然であり、常時や高機能を前提とする画一的な同時配信の共同事業を志向する議論は避けるべきだと考えます。	民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。他方、ローカル局を含めた多くの放送事業者が視聴環境の変化を踏まえ、ネットとの連携等による放送サービスの多様化・高度化や質の高いコンテンツ製作環境の確保を図ることが重要であり、今後、総務省においては、多くの放送事業者が、通信事業者、インターネット関連事業者、権利者、製作会社等多様なステークホルダーと連携を深めながら同時配信を含めた様々なサービス展開を図ることのできる環境を整備していくことが適当と考えております。
138	関西テレビ放送(株)	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(3) 今後取り組むべき事項	同時配信はあくまで通信を利用する以上、放送とは異なりベストエフォートであることが前提であり、開始する前には視聴者によく周知すべきと考えます。トラフィック急増に対する対応は同時配信と切り離すことと検討されるべき課題と考えます。	民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。他方、ローカル局を含めた多くの放送事業者が視聴環境の変化を踏まえ、ネットとの連携等による放送サービスの多様化・高度化や質の高いコンテンツ製作環境の確保を図ることが重要であり、今後、総務省においては、多くの放送事業者が、通信事業者、インターネット関連事業者、権利者、製作会社等多様なステークホルダーと連携を深めながら同時配信を含めた様々なサービス展開を図ることのできる環境を整備していくことが適当と考えております。



最終報告書（案）に対する意見と委員会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	委員会の考え方
139	(株)鹿児島讀賣テレビ	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(3) 今後取り組むべき事項	実証実験を複数年度にわたって実施し、様々な角度から検討することが望ましいと考えます。モバイル端末において災害情報の配信については通信キャリア側との検討も必要で、放送事業者のみでの検討は不十分と考えられます。	民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。他方、ローカル局を含めた多くの放送事業者が視聴環境の変化を踏まえ、ネットとの連携等による放送サービスの多様化・高度化や質の高いコンテンツ製作環境の確保を図ることが重要であり、今後、総務省においては、多くの放送事業者が、通信事業者、インターネット関連事業者、権利者、製作会社等多様なステークホルダーと連携を深めながら同時配信を含めた様々なサービス展開を図ることのできる環境を整備していくことが適当と考えております。
140	(株)テレビ金沢	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(3) 今後取り組むべき事項	同時配信を提供する放送番組の種類や時間帯、早見し配信・見逃し配信の実施方法の決定については、実証実験を重ね、地域、年代など様々な角度から検討すべきです。また、民放事業者の商業性に十分配慮し、妨げにならないよう強く要望します。	民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。他方、ローカル局を含めた多くの放送事業者が視聴環境の変化を踏まえ、ネットとの連携等による放送サービスの多様化・高度化や質の高いコンテンツ製作環境の確保を図ることが重要であり、今後、総務省においては、多くの放送事業者が、通信事業者、インターネット関連事業者、権利者、製作会社等多様なステークホルダーと連携を深めながら同時配信を含めた様々なサービス展開を図ることのできる環境を整備していくことが適当と考えております。
141	(株)テレビ金沢	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(3) 今後取り組むべき事項	全民放局がネット同時配信を行うと仮定した場合、安定的なネット配信継続のための環境整備などに莫大なインフラ投資が予想されます。ローカル局にとってその負担増は計り知れず、また、投資に見合う増収も見込めない状況では事業性が無いと言えません。	民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。他方、ローカル局を含めた多くの放送事業者が視聴環境の変化を踏まえ、ネットとの連携等による放送サービスの多様化・高度化や質の高いコンテンツ製作環境の確保を図ることが重要であり、今後、総務省においては、多くの放送事業者が、通信事業者、インターネット関連事業者、権利者、製作会社等多様なステークホルダーと連携を深めながら同時配信を含めた様々なサービス展開を図ることのできる環境を整備していくことが適当と考えております。
142	(株)テレビ信州	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(3) 今後取り組むべき事項	常時同時配信については、NHK、民放問わず放送の補完であるべきと考えます。地デジでは映像・音声を送る以外に様々なサービスが行われていますが、同時配信のサービスはシンプルであることが重要であると考えます。また、同時配信のサービスの選択は、各放送事業者の経営判断によるべきであると考えます。放送事業者と通信事業者がトラフィック需要の情報を共有することは必要ですが、同時配信におけるシステム構成やネットワーク設定については、各放送事業者の経営判断によるべきであると考えます。	民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。他方、ローカル局を含めた多くの放送事業者が視聴環境の変化を踏まえ、ネットとの連携等による放送サービスの多様化・高度化や質の高いコンテンツ製作環境の確保を図ることが重要であり、今後、総務省においては、多くの放送事業者が、通信事業者、インターネット関連事業者、権利者、製作会社等多様なステークホルダーと連携を深めながら同時配信を含めた様々なサービス展開を図ることのできる環境を整備していくことが適当と考えております。
143	四国放送(株)	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(3) 今後取り組むべき事項	ローカル局が独自プラットフォームを構築する事は、実質困難であると思われるので、ローカル局を含めた多くの放送事業者が継続的に提供できる基盤を、民放事業者主導で構築していく事は賛成です。	民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。他方、ローカル局を含めた多くの放送事業者が視聴環境の変化を踏まえ、ネットとの連携等による放送サービスの多様化・高度化や質の高いコンテンツ製作環境の確保を図ることが重要であり、今後、総務省においては、多くの放送事業者が、通信事業者、インターネット関連事業者、権利者、製作会社等多様なステークホルダーと連携を深めながら同時配信を含めた様々なサービス展開を図ることのできる環境を整備していくことが適当と考えております。
144	(株)熊本県民テレビ	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(3) 今後取り組むべき事項	収益性のない段階での同時配信に係るコストは、特にローカル局の経営に大きなダメージを与えます。地域密着の現行放送を維持していくためにも、慎重にならざるを得ません。なお一層の判断材料も必要です。特に、先行しているNHKの試験的提供についても、今後の発展性、視聴者ニーズなどを民放側とも議論し、民放・NHKの二元体制ならびに協調関係を維持していくことが、今後の同時配信の発展に資するものと考えます。	民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。他方、ローカル局を含めた多くの放送事業者が視聴環境の変化を踏まえ、ネットとの連携等による放送サービスの多様化・高度化や質の高いコンテンツ製作環境の確保を図ることが重要であり、今後、総務省においては、多くの放送事業者が、通信事業者、インターネット関連事業者、権利者、製作会社等多様なステークホルダーと連携を深めながら同時配信を含めた様々なサービス展開を図ることのできる環境を整備していくことが適当と考えております。
145	(株)長崎国際テレビ	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(3) 今後取り組むべき事項	検討については、実証実験を複数年度にわたって行うなどし、様々な角度から検討の精度を高め、国民のニーズを正確に把握し、放送事業者の事業性判断に資する内容となるよう、丁寧に時間をかけ、行っていくべきと考えます。	民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。他方、ローカル局を含めた多くの放送事業者が視聴環境の変化を踏まえ、ネットとの連携等による放送サービスの多様化・高度化や質の高いコンテンツ製作環境の確保を図ることが重要であり、今後、総務省においては、多くの放送事業者が、通信事業者、インターネット関連事業者、権利者、製作会社等多様なステークホルダーと連携を深めながら同時配信を含めた様々なサービス展開を図ることのできる環境を整備していくことが適当と考えております。
146	西日本放送(株)	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(3) 今後取り組むべき事項	検討については、実証実験を複数年度にわたって行うなどし、様々な角度から検討の精度を高めるべきです。国民のニーズを正確に把握し、放送事業者の事業性判断に資する内容となるよう、丁寧に時間をかけ、行っていくべきと考えます。	民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。他方、ローカル局を含めた多くの放送事業者が視聴環境の変化を踏まえ、ネットとの連携等による放送サービスの多様化・高度化や質の高いコンテンツ製作環境の確保を図ることが重要であり、今後、総務省においては、多くの放送事業者が、通信事業者、インターネット関連事業者、権利者、製作会社等多様なステークホルダーと連携を深めながら同時配信を含めた様々なサービス展開を図ることのできる環境を整備していくことが適当と考えております。
147	青森放送(株)	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(3) 今後取り組むべき事項	検討については、実証実験を複数年度にわたって行うなどし、様々な角度から検討の精度を高めるべきです。また、特にモバイル端末において、災害情報の配信については通信キャリア側の機能も搭載されており、放送事業者のみでの検討では不十分となると考えられます。国民のニーズを正確に把握し、放送事業者の事業性判断に資する内容となるよう、丁寧に時間をかけ、行っていくべきと考えます。	民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。他方、ローカル局を含めた多くの放送事業者が視聴環境の変化を踏まえ、ネットとの連携等による放送サービスの多様化・高度化や質の高いコンテンツ製作環境の確保を図ることが重要であり、今後、総務省においては、多くの放送事業者が、通信事業者、インターネット関連事業者、権利者、製作会社等多様なステークホルダーと連携を深めながら同時配信を含めた様々なサービス展開を図ることのできる環境を整備していくことが適当と考えております。
148	(株)テレビ朝日	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(3) 今後取り組むべき事項	NHKの常時同時配信は、「受信料」「業務」「ガバナンス」といった改革のなかで「業務」改革に含まれているが、他の改革とともに文字通り三位一体で進められるべきと考えます。常時同時配信が「総合」なのか「Eテレ」なのかのチャンネルを配信するのかや、NHKが衛星放送を含めチャンネルを多数認められているなかで将来の常時同時配信チャンネル計画など、また明らかにされていない常時同時配信の実施形態をNHKからさらに具体的に説明し、国民・視聴者、関係事業者の理解を得ることが必須であると考えます。	本委員会では、NHK、民間放送事業者に関わらず、放送コンテンツが視聴環境の変化に対応して一層円滑に製作・流通していくための基盤・環境の整備を進める観点から検討を行ったものです。常時同時配信の実施を含めた公共放送の在り方については現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」において検討が進められているところです。
149	(一社)日本民間放送連盟	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(3) 今後取り組むべき事項	NHKの常時同時配信については、まずはNHK自身が具体的な実施形態等を説明し、国民・視聴者、関係事業者の理解を得ることが重要であると考えます。	本委員会では、NHK、民間放送事業者に関わらず、放送コンテンツが視聴環境の変化に対応して一層円滑に製作・流通していくための基盤・環境の整備を進める観点から検討を行ったものです。常時同時配信の実施を含めた公共放送の在り方については現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」において検討が進められているところです。



最終報告書（案）に対する意見と委員会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	委員会の考え方
150	讀賣テレビ放送(株)	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(3) 今後取り組むべき事項	NHKの常時同時配信については、放送の補完で行われるべきと考えます。その上で、費用の内訳や受信料制度の中での位置づけなどを提示し、国民の合意を得るべきと考えます。	本委員会では、NHK、民間放送事業者に関わらず、放送コンテンツが視聴環境の変化に対応して一層円滑に製作・流通していくための基盤・環境の整備を進める観点から検討を行ったものです。常時同時配信の実施を含めた公共放送の在り方については現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」において検討が進められているところです。
151	北日本放送(株)	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(3) 今後取り組むべき事項	NHKには実施を予定している常時同時配信について、その社会的意義やニーズ、実施形態だけではなく、実施した場合の通信ネットワークへの影響や通信料金への影響についても説明していただきたい。	本委員会では、NHK、民間放送事業者に関わらず、放送コンテンツが視聴環境の変化に対応して一層円滑に製作・流通していくための基盤・環境の整備を進める観点から検討を行ったものです。常時同時配信の実施を含めた公共放送の在り方については現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」において検討が進められているところです。
152	北日本放送(株)	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(3) 今後取り組むべき事項	報告書案では、地上テレビ放送のネット同時配信を想定した「通信ネットワークへの影響に係る検討」が報告され、今後本格化した場合の影響や取り組むべき事項が整理されている。ネット同時配信による通信事業者のネットワークへの影響はこれまでも懸念されていたが、具体的にそれらの課題に対して実証事業を行い取り組みを進めるべきとしたことを高く評価する。報告書案に記された調査では、災害発生時の当該地域での通信トラフィックの集中が、全国で発生する移動網のトラフィックの約8割に当たる等、相当の規模になると推計されている。またその調査では同時配信視聴行為者率を4%程度としているが、今後放送のネット同時配信が社会に広く認知されるほど高まり、通信ネットワークへの影響はこれをはるかに上回る規模に膨れるのではないだろうか。特に常時同時配信は放送を丸ごと通信に載せることであり、放送を視聴する手段を伝送量に制限のある通信路に導く等その影響は大きい。実施に際しては災害時を含めた放送以外の通信サービスへの影響を精査して問題がないことを確認してから実施すべきである。さらには巨額になると言われる国全体での通信網設備への投資負担の在り方についても検証し、国民各層の合意を得ることが必要であると考えます。	同時配信の本格化によりトラフィックが急増する場合の具体的な対策については、放送事業者及び通信事業者などのステークホルダー間で連携体制を構築し、検討していくことが重要と考えており、今後、総務省においては、実証事業等を通じて、こうした取組を支援していくことが適当と考えております。
153	(株)ジュビターテレコム	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(3) 今後取り組むべき事項	第1章「放送コンテンツの流通を支える配信システムおよびネットワークの在り方」の「1.モバイル端末・PC向け同時配信」の「(2)同時配信の実施にあたっての課題」の中で「③同時配信が本格化した場合の通信事業者のネットワークへの影響に係る課題」の中で「ネット同時配信のトラフィックは、通信事業者のネットワークに少なからぬインパクトを与える可能性があり、通信事業者が適切に設備投資を行うためにはトラフィック分析や最適化させる技術の活用について検討が必要である」の意見例や、P18の「(3)今後取り組むべき事項」の「②ステークホルダー間の情報共有およびトラフィック対応検討のための体制構築」の中で、ピークトラフィック需要の推計モデルの構築や安定的な配信を確保するための措置を総合的に検討できるような放送事業者及び通信事業者などでのステークホルダー間の連携体制の構築に取り組むことが必要、とされています。良く知られているように、我が国のインターネットトラフィックは毎年30%程度の増加を示しており、多くが動画コンテンツの視聴によるものです。通信事業者にとってトラフィック増対策は設備投資の大きさから経営上の重要課題となっています。このため、昨年5月に公表された中間報告書に対し、当社から「通信事業者の利用者宅までのアクセスネットワークのマルチキャスト対応や大幅なトラフィック増への設備コスト等も対象とした上で、事業性やビジネスモデルの在り方なども含め、検討がなされることを要望します。」と意見させていただきましたが、本報告書ではこうした議論は十分行われていないと考えます。また、昨年12月に開催された総務省の「4K・8K時代に向けたケーブルテレビの映像配信の在り方に関する研究会」においても、NTT様から「通信事業者のネットワーク増設等に係る費用の負担方法等についても、関係事業者間で検討を深めていく必要がある」、「通信事業者の現状のネットワークに何らかの改修等を加えるよう要望される場合には、そのために必要な費用をご負担いただきたい」とのプレゼンがなされています。家庭内での動画視聴は、オフロードも含め、多くの場合、固定網経由で行われている現状からすれば、放送コンテンツの配信において、当社を含めたアクセス系通信事業者の安定的なサービスの維持は重要であると考えております。設備投資の負担の在り方について今後議論が必要であると考えています。	同時配信の本格化によりトラフィックが急増する場合の具体的な対策については、放送事業者及び通信事業者などのステークホルダー間で連携体制を構築し、検討していくことが重要と考えており、今後、総務省においては、実証事業等を通じて、こうした取組を支援していくことが適当と考えております。
154	個人②	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信	(3) 今後取り組むべき事項	既述の通り、是非推進して頂きたい。また、本件の具体的な推進体制として、「放送を巡る諸課題に関する検討会」配下の「放送サービスの未来像を見据えた周波数有効活用に関する検討分科会」報告書、別添アクションプラン③に記載されている、取組事項②に向けたネットワークの大きな変革への対応のアクションプランである、放送、通信インフラ、クラウド等の関係者からなる連絡協議会設置が該当すると思われるが、特定の事業者に偏らない人選を期待する。	御意見として承ります。
155	個人②	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	2. スマートテレビ向け4Kコンテンツの配信	-	マルチキャスト導入については、その技術的制約(固定回線網が前提)から敷居が高い項目であるとする。現状を鑑みるとNTTを始めとする各大手回線キャリアとの接続でしかサービスを提供出来ない上に費用も高価であり、4K配信のための一般的なサービスインフラとしての導入は困難ではと考える。現実的には、ケーブルテレビ事業者が提供するISPサービスにおいてのマルチキャスト導入から推進すべきかと考える。	御意見として承ります。
156	個人②	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	2. スマートテレビ向け4Kコンテンツの配信	(1) 最近の動向	4K配信のみならず、インターネット接続を前提としたIPTVの受信機における技術標準化は、新たなサービス提供のために非常に重要な項目であるとする。受信機の買い替えサイクルは比較的長期であるため、標準化の遅れは日本におけるIPTVサービス普及に致命的に成りかねない事を認識すべきである。さもないと、結局AndroidTV等の海外規格が標準となってしまう事になる。	御意見として承ります。
157	四国放送(株)	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	2. スマートテレビ向け4Kコンテンツの配信	(1) 最近の動向	4Kハイブリッドキャストを利用したコンテンツ開発を、ローカル局においても自由に実施できる環境を整備していただく事は賛成です。	基本的に賛同の御意見として承ります。
158	(株)TBSテレビ	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	2. スマートテレビ向け4Kコンテンツの配信	(1) 最近の動向	「4K8K時代に向けたケーブルテレビの映像配信のあり方に関する研究会」の報告については、技術基準の検討と認識しておりますが、放送自体の品質や、権利の問題など、放送ビジネスおよび今後想定される同時配信のビジネスに少なからず影響を与える事象が懸念されるところです。今後の検討にあたっては、関係する各放送事業者や権利者などを含めたオープンな議論を要望いたします。	御意見として承ります。

最終報告書（案）に対する意見と委員会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	委員会の考え方
159	(株)テレビユー山形	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	2. スマートテレビ向け4Kコンテンツの配信	(1) 最近の動向	「4K8K時代に向けたケーブルテレビの映像配信のあり方に関する研究会」の報告については、技術基準の検討と認識しておりますが、放送自体の品質や、権利の問題など、放送ビジネスおよび今後想定される同時配信のビジネスに少なからず影響を与える事案が懸念されることと見られます。今後の検討にあたっては、関係する各放送事業者や権利者などを含めたオープンな議論を要望いたします。	御意見として承ります。
160	札幌テレビ放送(株)	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	2. スマートテレビ向け4Kコンテンツの配信	(2) 4Kコンテンツの配信にあたっての課題	今後、4K対応受信機が普及を続けても、結線率が相対にならない限り、ハイブリッドキャストは全ての視聴者が享受できるメディアとはなりません。ハイブリッドキャストは有益な取組みではあるものの、あくまで放送の補完的役割、また放送画面を高画質で同時提供、またはサブ画面など副次情報を提供する範囲に限られるべきであり、その域を超えた活用は、特に地方民放事業者においては費用負担、ビジネスの観点から難しいと考えます。	民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。
161	(株)毎日放送	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	2. スマートテレビ向け4Kコンテンツの配信	(2) 4Kコンテンツの配信にあたっての課題	本年12月の新4K8K衛星放送の開始を控え、「地上波放送では超高精細放送はどうなのか」は関心を呼んでいるところである。本項で触れられているようにハイブリッドキャストを活用した地上放送事業者による4K映像配信と並んで、「地上波放送での4K放送実用化の可能性」についても早期の方向付けが望まれる。これらを踏まえて上で、4K映像コンテンツの配信にあたっては、 1) 多くの国民・視聴者が利用しやすい形態であること、 2) 地上民間放送事業者がその事業として成立するビジネスモデルの確立が必須であると考えます。	民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。 なお、地上波4Kについては、本委員会の検討対象外です。 地上放送における地上4Kの実現については、4K・8K推進のためのロードマップにおいて、「技術やコスト等の解決すべき課題は多い。」等とされており、現在、総務省等が研究開発を行っている段階です。
162	讀賣テレビ放送(株)	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	2. スマートテレビ向け4Kコンテンツの配信	(3) 今後取り組むべき事項	放送事業者がハイブリッドキャストを活用して4K配信を行う際には、放送と同様に安定して視聴できることが要求されますが、現実には伝送路等の状況に左右されることとなります。安定的、効率的かつ持続可能な経済合理性のある配信方策の検討を、総務省が放送事業者や通信事業者と連携して行うことに賛成します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
163	四国放送(株)	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	2. スマートテレビ向け4Kコンテンツの配信	(3) 今後取り組むべき事項	4K高精細映像コンテンツ放送を地上波において実現する最も有効な手段が、4K同時配信と考えます。技術的課題は多いですが、さらなる機会をいただき、実証を重ねていくことにより、地上波の4K配信実現に近づけていただく事に期待しております。	基本的に賛同の御意見として承ります。
164	四国放送(株)	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	2. スマートテレビ向け4Kコンテンツの配信	(3) 今後取り組むべき事項	ローカル局とケーブルテレビ事業者は、ビジネスモデルは異なるものの、顧客のネットへの流出による経営基盤の縮小の可能性という、共通の課題を抱えていると考えております。地方において、コンテンツ製作や配信ネットワークなど両者の得意分野を生かした協業による新規サービスの可能性は非常に高いと考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。
165	関西テレビ放送(株)	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	2. スマートテレビ向け4Kコンテンツの配信	(3) 今後取り組むべき事項	これまでのハイブリッドキャスト4Kビデオの配信実証実験を踏まえ、課題となっている仕様の標準規格化を、放送事業者、受信機メーカーなど関係者が協力して進めていくべきと考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。
166	朝日放送テレビ(株)	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	2. スマートテレビ向け4Kコンテンツの配信	(3) 今後取り組むべき事項	同じハイブリッドキャストコンテンツでもテレビにより動作が異なることがあるなど、現状の改善を図ることや、ハイブリッドキャストコンテンツを制作できる人材の育成は、地上波テレビを活用した放送・通信連携サービスの拡充を図る上では欠かせないものと考えます。今後より多くの放送事業者がこうしたサービスの拡充に取り組むやすい環境を整えることに賛同いたします。	基本的に賛同の御意見として承ります。
167	(一社)日本ケーブルテレビ連盟	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	2. スマートテレビ向け4Kコンテンツの配信	(3) 今後取り組むべき事項	ケーブルテレビはケーブル4K放送を実施するなど、4K・8K放送の実現に向けて積極的に取り組んできています。効率的なコンテンツ配信に関する実証事業において、ケーブルテレビの伝送路を介したマルチキャスト伝送やQAM伝送の検証結果から、ケーブルテレビを用いた新たな配信方法に関する可能性が確認できました。マルチキャスト伝送の普及に向けた課題解決など、今後も継続的な取り組みが進められることを期待します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
168	(株)熊本県民テレビ	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	2. スマートテレビ向け4Kコンテンツの配信	(3) 今後取り組むべき事項	ハイブリッドキャスト等を活用した4K配信に関して、現状ローカル局が独自で取り組むことは困難である前提のもとで、今後の対応を検討していく趣旨に賛同します。ただし、報告書全般に言えることとして、「具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断による」との記述(9ページおよび16ページ)は、今後も尊重すべき基本的スタンスであると考えております。	基本的に賛同の御意見として承ります。
169	(株)福島中央テレビ	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	2. スマートテレビ向け4Kコンテンツの配信	(3) 今後取り組むべき事項	ローカル局とケーブルテレビ事業者が連携する事により新たなサービスを創出する可能性を有すると記述されていますが、地域事情が大きく異なる事も踏まえ、各放送事業者の判断に委ねるものと考えます。	民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。
170	(株)テレビユー山形	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	2. スマートテレビ向け4Kコンテンツの配信	(3) 今後取り組むべき事項	報告書案の「インターネット経由で放送番組と同様のコンテンツを4Kで配信できるハイブリッドキャストを活用した4K同時配信の仕組みは、特にローカル局の高精細映像の配信手段として重要な役割を果たす可能性がある。」としてインターネットを使った配信について記載されていますが、その一方で、地デジの高度化で電波を使った4K放送の技術研究・開発も進められています。現在の地上テレビジョン放送の周波数状況を見た際に、インターネット経由の4Kコンテンツ配信の必要性は理解できますが、電波とインターネットの双方に対応するような設備投資は、地方局にとって、非常に厳しいものであり、地方局に過剰な設備投資を課すことのないような議論を要望します。	地上波4Kについては本委員会の検討対象外ですが、4K・8K推進のためのロードマップにおいて、「技術やコスト等の解決すべき課題は多い。」等とされており、ご指摘の通り、現在、総務省等が研究開発を行っている段階です。 民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。
171	(株)中国放送	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	2. スマートテレビ向け4Kコンテンツの配信	(3) 今後取り組むべき事項	ローカル局におけるケーブルテレビ事業者との関係性は、エリアにより違いがあるのが現状です。4K配信ありきの連携協議ではなく、各々のエリアの状況を鑑みた多角的な議論が必要と考えます。	民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。
172	(株)鹿児島讀賣テレビ	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	2. スマートテレビ向け4Kコンテンツの配信	(3) 今後取り組むべき事項	高精細映像の配信においては、ローカル局の状況に十分配慮した環境の整備を要望します。	民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。
173	(株)テレビ信州	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	2. スマートテレビ向け4Kコンテンツの配信	(3) 今後取り組むべき事項	現時点では、地上波の2K番組を同時配信することから事業性を見出すことができない状況です。4Kの普及促進に向け技術的課題を検討していくことは大切ですが、視聴者の実態調査、同時配信に関わるシステム構成や費用試算についても並行して検討していくことが重要であると考えます。	民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。 地方、ローカル局を含めた多くの放送事業者が視聴環境の変化を踏まえ、ネットとの連携による放送サービスの多様化・高度化や質の高いコンテンツ製作環境の確保を図ることが重要であり、今後、総務省においては、規格推進団体と連携して、対応受信機の普及促進、人材育成等の支援を図るほか高精細画像の安定的かつ効率的な配信方式の検討を進めていくことが適当と考えております。

最終報告書（案）に対する意見と委員会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	委員会の考え方
174	(一社)衛星放送協会	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	3. 視聴データの利活用	-	テレビ視聴とインターネット視聴の融合によりさまざまな視聴データが集積されマーケティング等への利用が期待される。これらは個人情報が多く含まれることから適正な運用が求められる。 先般の個人情報保護に関する指針及び改正案を受け、放送分野においても自主ガイドラインの策定や自主ルールの策定が進められることとなり、視聴者と放送事業者の間における「共通のメリット」を制限することなく安心感、信頼感をあたえる方向性を目指していると考ええる。 こうした議論の背景や望まれる対応、運用体制の構築に当たっては関係団体の十分な理解が進むよう配慮をお願いする。また視聴者側に混乱をきたさぬよう「表現内容の標準化」が望まれるところである。	視聴データの収集にあたっては、視聴者のプライバシー保護に十分配慮し、視聴者に安心感を与えながら、放送事業者が円滑に視聴データの収集・利活用を行うことが重要であり、今後、総務省においては、放送事業者等の関係者が「放送受信者等の個人情報の保護に関するガイドライン」等を踏まえながら、民間における運用ルールを円滑に策定できるよう必要な支援を行うことが適当と考えております。
175	四国放送(株)	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	3. 視聴データの利活用	(2) 視聴データ利活用に当たっての課題	「視聴データに係る実証事業を行う場合には、地域の特性を活かした取組が創出できるよう、ローカル局に必要な支援がなされる仕組みを考える事が必要」とのご意見に賛成です。視聴データの収集・分析については、協調領域として一元化は効率的に必要と考えますが、データの利活用においては、地域ごとに異なる特性に即して行われるべきであると考えます。この実現に向けて十分な検討が出来るよう、ローカル局が複数年にわたって継続的に実証実験ができるご支援に期待します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
176	(株)毎日放送	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	3. 視聴データの利活用	(2) 視聴データ利活用に当たっての課題	アメリカにおける次世代放送(ATSC3.0)の導入など欧米にあっては「ターゲティング広告」の実現など、視聴データを活用した視聴者利便性の向上や、放送ビジネスの拡大が期待されている。日本においても国民視聴者が安心してこれら新サービスを楽しむよう、視聴データの利活用にあたっては放送事業者も関与して、視聴者への十分な説明の担保、視聴者保護を適切に行うこと、適正なビジネス環境の中で視聴データの利活用ができることが必須と考える。	基本的に賛同の御意見として承ります。
177	東海テレビ放送(株)	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	3. 視聴データの利活用	(3) 今後取り組むべき事項	視聴データの利活用は、視聴者のニーズにより一層広げる番組制作、視聴者のためにより有用な広告を実現等、テレビのメディア価値向上を図る方策として期待されており、視聴データの利活用モデル構築のための実証実験、環境整備等を推進していく考えに賛同します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
178	朝日放送テレビ(株)	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	3. 視聴データの利活用	(3) 今後取り組むべき事項	視聴データの利活用は国民・視聴者のニーズにより一層こたえる番組制作や、より効果的・効率的な広告を実現し放送のメディア価値向上を図る手段として大いに期待されることとす。視聴データの利活用モデル構築のための実証事業を行い、環境整備を進める旨の提言に賛同します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
179	讀賣テレビ放送(株)	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	3. 視聴データの利活用	(3) 今後取り組むべき事項	視聴データの利活用には協調領域があると考えられ、フォーマット等の要件の整理や運用ルール作りを総務省が支援していくことに賛成します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
180	南海放送(株)	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	3. 視聴データの利活用	(3) 今後取り組むべき事項	視聴データの利活用は国民・視聴者のニーズにより一層こたえる番組制作や、より効果的・効率的な広告を実現し放送のメディア価値向上を図る手段として大いに期待されることとす。視聴データの利活用モデル構築のための実証事業を行い、環境整備を進める旨の提言に賛同します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
181	(株)フジテレビジョン	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	3. 視聴データの利活用	(3) 今後取り組むべき事項	「視聴データの収集と利活用を円滑に図るには、放送事業者間でどのような視聴データの収集が必要かを検討しつつ、視聴データの収集・分析について、協調することのできる領域を整理していくことが重要と考えられる」という部分に賛同します。ただし、視聴データの利活用は民放事業者のビジネス領域に係るものであり、その点に留意して議論が進むことを要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。 なお、民間放送事業者による視聴データの収集・利活用は、各事業者の経営判断によるものと考えております。
182	中京テレビ放送(株)	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	3. 視聴データの利活用	(3) 今後取り組むべき事項	視聴データの活用は放送サービスを発展させる可能性を秘めており、より円滑に実施できるよう、報告書にある「協調領域を整理」「視聴者の安全安心を確保することは必要である」と考える。 しかし、視聴データの取得・活用はあくまで放送サービスの本分ではない副次的な取り組みであり、各放送事業者が自主的に実施の有無を判断するものである。	基本的に賛同の御意見として承ります。 なお、民間放送事業者による視聴データの収集・利活用は、各事業者の経営判断によるものと考えております。
183	(株)テレビ朝日	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	3. 視聴データの利活用	(3) 今後取り組むべき事項	放送事業者が視聴データを取り扱うことは初めてのことで、国民・視聴者が不安に陥らない取り組みを積み重ねることが重要と考えます。しかし安全を意図するあまり利活用がしにくくなる方策をとることは避けるべきで、国民・視聴者に配慮したバランスある検討が今後視聴データの利活用を具体化していくうえで重要と考えます。 「収集した視聴データの信頼性の確保や利便性を確保するため、複数の放送事業者が視聴データを円滑に共有するためのルール作り」や「視聴データのフォーマット等の要件整理」は放送事業者間で検討していくことと考えるが、その結果を検証していくうえで「視聴データの利活用モデル構築のための実証事業」は重要不可欠で、報告書(案)記載の環境整備を進める旨の提言に賛同します。 視聴データの収集にあたっては、利活用を真に図るためには国民・視聴者が安心できる環境を整えるとともに、放送事業者が有用かつ十分な数量の視聴データを収集できることが不可欠です。特定の個人を識別できない視聴データである「非特定視聴履歴」の収集・利用は、重要と考えます。この「非特定視聴履歴」の取り扱いについて過度に厳格な運用ルールを課されることなく、利活用の可能性を伸ばす検討を希望します。 視聴データの取り扱いについて、安心・安全といった周知広報の役割を行政に対して望みます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 なお、視聴データの収集にあたっては、視聴者のプライバシー保護に十分配慮し、視聴者に安心感を与えながら、放送事業者が円滑に視聴データの収集・利活用を行うことが重要であり、今後、総務省においては、放送事業者等の関係者が「放送受信者等の個人情報の保護に関するガイドライン」等を踏まえながら、民間における運用ルールを円滑に策定できるよう必要な支援を行うことが適当と考えております。
184	(一社)日本民間放送連盟	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	3. 視聴データの利活用	(3) 今後取り組むべき事項	視聴データの利活用は国民・視聴者のニーズにより一層こたえる番組制作や、より効果的・効率的な広告を実現し放送のメディア価値向上を図る手段として大いに期待されることとす。視聴データの利活用モデル構築のための実証事業を行い、環境整備を進める旨の提言に賛同します。 視聴データの利活用を真に図るためには国民・視聴者が安心できる環境を整えるとともに、放送事業者が有用かつ十分な数量の視聴データを収集できることが不可欠です。特に特定の個人を識別できない視聴データである「非特定視聴履歴」について過度に厳格な運用ルールを課せば、利活用の可能性を狭くすることになりかねません。 行政においてもそうした認識をあらためて確認するとともに、「放送分野の視聴データは適切に管理・利活用される仕組みであること」や「最終的には国民・視聴者の利便性向上に役立つこと」などの周知広報に取り組みよう要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。 なお、視聴データの収集にあたっては、視聴者のプライバシー保護に十分配慮し、視聴者に安心感を与えながら、放送事業者が円滑に視聴データの収集・利活用を行うことが重要であり、今後、総務省においては、放送事業者等の関係者が「放送受信者等の個人情報の保護に関するガイドライン」等を踏まえながら、民間における運用ルールを円滑に策定できるよう必要な支援を行うことが適当と考えております。



最終報告書（案）に対する意見と委員会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	委員会の考え方
185	日本テレビ放送網(株)	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	3. 視聴データの活用	(3) 今後取り組むべき事項	視聴データの活用に関しては、協調すべき領域が存在し、特に視聴データの収集は一元化するのが望ましいと考えます。視聴データ収集ではテレビでのリアルタイム視聴がその対象のほとんどとなり、そのためにはインターネット接続されたテレビのデータ放送を利用することが前提となるため、各局ごとにログインが必要な状態は視聴者の利便性を考えると望ましくありません。データの精度や信頼性、サードパーティDMPとのデータ突合の容易さという観点からも、一元化したデータ収集が求められます。また、現在行われている既存のデータ放送サービスにとって過度な負担とならないように配慮する必要があり、その点においてもデータ収集の一元化が望ましいと考えます。ただし、一元化によって特定の業者が利することのないように、また、各局の自由な競争が妨げられることのないように収集したデータの扱いは慎重な配慮が必要となります。	視聴データの収集や利活用を円滑に図るためには、放送事業者が中心となり、協調領域を整理しながら、利活用モデルの構築・整理を図るとともに、視聴データを円滑に共有するためのルール作りや視聴者の安全安心の確保のための運用ルールを策定していくことが重要と考えており、今後、総務省においては、実証実験の実施などを通して、こうした取り組みを支援することが適当と考えております。
186	札幌テレビ放送(株)	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	3. 視聴データの活用	(3) 今後取り組むべき事項	視聴データの活用に関しては、協調すべき領域が存在し、特に視聴データの収集は一元化するのが望ましいと考えます。視聴データ収集ではテレビでのリアルタイム視聴がその対象のほとんどとなり、そのためにはインターネット接続されたテレビのデータ放送を利用することが前提となるため、各局ごとにログインが必要な状態は視聴者の利便性を考えると望ましくありません。データの精度や信頼性、サードパーティDMPとのデータ突合の容易さという観点からも、一元化したデータ収集が求められます。また、現在行われている既存のデータ放送サービスにとって過度な負担とならないように配慮する必要があり、その点においてもデータ収集の一元化が望ましいと考えます。ただし、一元化によって特定の業者が利することのないように、また、各局の自由な競争が妨げられることのないように、収集したデータの扱いは慎重な配慮が必要となります。	視聴データの収集や利活用を円滑に図るためには、放送事業者が中心となり、協調領域を整理しながら、利活用モデルの構築・整理を図るとともに、視聴データを円滑に共有するためのルール作りや視聴者の安全安心の確保のための運用ルールを策定していくことが重要と考えており、今後、総務省においては、実証実験の実施などを通して、こうした取り組みを支援することが適当と考えております。
187	青森放送(株)	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	3. 視聴データの活用	(3) 今後取り組むべき事項	視聴データの活用に関しては、協調すべき領域が存在し、特に視聴データの収集は一元化するのが望ましいと考えます。視聴データ収集ではテレビでのリアルタイム視聴がその対象のほとんどとなり、そのためにはインターネット接続されたテレビのデータ放送を利用することが前提となるため、各局ごとにログインが必要な状態は視聴者の利便性を考えると望ましくありません。データの精度や信頼性、サードパーティDMPとのデータ突合の容易さという観点からも、一元化したデータ収集が求められます。また、現在行われている既存のデータ放送サービスにとって過度な負担とならないように配慮する必要があり、その点においてもデータ収集の一元化が望ましいと考えます。ただし、一元化によって特定の業者が利することのないように、また、各局の自由な競争が妨げられることのないように収集したデータの扱いは慎重な配慮が必要となります。	視聴データの収集や利活用を円滑に図るためには、放送事業者が中心となり、協調領域を整理しながら、利活用モデルの構築・整理を図るとともに、視聴データを円滑に共有するためのルール作りや視聴者の安全安心の確保のための運用ルールを策定していくことが重要と考えており、今後、総務省においては、実証実験の実施などを通して、こうした取り組みを支援することが適当と考えております。
188	広島テレビ放送(株)	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	3. 視聴データの活用	(3) 今後取り組むべき事項	視聴データの活用に関しては、協調すべき領域が存在し、特に視聴データの収集は一元化するのが望ましいと考えます。インターネット接続されたテレビのデータ放送の利用が前提となるため、各局ごとにログインが必要な状態は視聴者の利便性を考えると望ましくありません。ただし、一元化することによって収集・分析する業者の寡占につながり自由な競争が排除されることは配慮する必要があります。視聴データを活用する上で具体的なビジネスモデルや視聴者ニーズに応じたサービスを検証する必要があると考えます。また地域に根差した情報を発信し続けるには、独自の地域性などを分析していくことが許される環境の維持が必須となります。一方で「視聴者の個人情報の保護」という側面を考えると収集したデータの扱いにも配慮が必要でありデータ収集および利活用に関するルール作りも必要であると考えます。	視聴データの収集や利活用を円滑に図るためには、放送事業者が中心となり、協調領域を整理しながら、利活用モデルの構築・整理を図るとともに、視聴データを円滑に共有するためのルール作りや視聴者の安全安心の確保のための運用ルールを策定していくことが重要と考えており、今後、総務省においては、実証実験の実施などを通して、こうした取り組みを支援することが適当と考えております。
189	(株)鹿児島讀賣テレビ	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	3. 視聴データの活用	(3) 今後取り組むべき事項	視聴データの活用は、放送事業者間で協調すべき領域があり、特に視聴データの収集は一元化するのが望ましいと考えます。	視聴データの収集や利活用を円滑に図るためには、放送事業者が中心となり、協調領域を整理しながら、利活用モデルの構築・整理を図るとともに、視聴データを円滑に共有するためのルール作りや視聴者の安全安心の確保のための運用ルールを策定していくことが重要と考えており、今後、総務省においては、実証実験の実施などを通して、こうした取り組みを支援することが適当と考えております。
190	西日本放送(株)	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	3. 視聴データの活用	(3) 今後取り組むべき事項	視聴データの活用に関しては、協調すべき領域が存在し、特に視聴データの収集は一元化するのが望ましいと考えます。ただし、一元化によって特定の業者が利することのないように、また、各局の自由な競争が妨げられることのないように収集したデータの扱いは慎重な配慮が必要です。	視聴データの収集や利活用を円滑に図るためには、放送事業者が中心となり、協調領域を整理しながら、利活用モデルの構築・整理を図るとともに、視聴データを円滑に共有するためのルール作りや視聴者の安全安心の確保のための運用ルールを策定していくことが重要と考えており、今後、総務省においては、実証実験の実施などを通して、こうした取り組みを支援することが適当と考えております。
191	四国放送(株)	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	3. 視聴データの活用	(3) 今後取り組むべき事項	視聴データから得たDMPを利活用する事により、高齢者対策、医療、防災、地域活性化など様々なIoT施策が可能と考えられます。視聴データを活用し地域の諸課題を解決していく事は、今後の民放に求められる課題とも考えられます。さらに、事業化に成功すれば、経済的にローカル局を支える収入源につながる可能性もあります。引き続き、地域の課題解決と事業化に向け、視聴データを活用した、様々な実証実験の機会を頂ける事に期待しております。	視聴データの収集や利活用を円滑に図るためには、放送事業者が中心となり、協調領域を整理しながら、利活用モデルの構築・整理を図るとともに、視聴データを円滑に共有するためのルール作りや視聴者の安全安心の確保のための運用ルールを策定していくことが重要と考えており、今後、総務省においては、実証実験の実施などを通して、こうした取り組みを支援することが適当と考えております。
192	中京テレビ放送(株)	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	3. 視聴データの活用	(3) 今後取り組むべき事項	また、視聴データの活用は各放送局の経済活動に影響する要素となる可能性が高く、競争領域でもある。取得インフラや安全性確保のルールは協調領域。取得したデータをどのように活用するかは競争領域というように、過度に画一的なルール化を促すものではなく、協調領域と競争領域を慎重に議論しながら検討していく必要があると考えます。	視聴データの収集や利活用を円滑に図るためには、放送事業者が中心となり、協調領域を整理しながら、利活用モデルの構築・整理を図るとともに、視聴データを円滑に共有するためのルール作りや視聴者の安全安心の確保のための運用ルールを策定していくことが重要と考えており、今後、総務省においては、実証実験の実施などを通して、こうした取り組みを支援することが適当と考えております。
193	(株)テレビ信州	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	3. 視聴データの活用	(3) 今後取り組むべき事項	視聴データと視聴者の個人データ(性別、年齢、住所等)の関連づけができれば、独居老人の見守り、災害時の安否確認、障害者支援等への利活用が可能になります。しかし、個人データが詳細になればなるほど厳重なデータ管理が求められます。データ収集を特定の事業者に任せるとは、信頼のおける組織に一元化し、必要なデータのみを自治体、広告代理店、放送事業者等に配信できる仕組みの検討を要望します。	視聴データの収集や利活用を円滑に図るためには、放送事業者が中心となり、協調領域を整理しながら、利活用モデルの構築・整理を図るとともに、視聴データを円滑に共有するためのルール作りや視聴者の安全安心の確保のための運用ルールを策定していくことが重要と考えており、今後、総務省においては、実証実験の実施などを通して、こうした取り組みを支援することが適当と考えております。
194	山口放送(株)	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	3. 視聴データの活用	(3) 今後取り組むべき事項	ローカル局における視聴データの利活用は、今後様々な価値を生み出す可能性を秘めたものですが、データの収集についてはとりわけ視聴者の安全・安心確保の観点からより信頼性の高い方策が求められます。併せてローカル局にとってデータ収集・分析に割ける人的資源は限られていることから、利便性も重視した一元的な収集方法の構築が必要と考えます。	視聴データの収集や利活用を円滑に図るためには、放送事業者が中心となり、協調領域を整理しながら、利活用モデルの構築・整理を図るとともに、視聴データを円滑に共有するためのルール作りや視聴者の安全安心の確保のための運用ルールを策定していくことが重要と考えており、今後、総務省においては、実証実験の実施などを通して、こうした取り組みを支援することが適当と考えております。
195	(株)テレビ金沢	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	3. 視聴データの活用	(3) 今後取り組むべき事項	視聴データの利活用については、データ収集を一元化するのが望ましいと考えます。視聴データ収集のためには、インターネットに接続されたテレビのデータ放送を利用することとなり、視聴者の利便性が損なわれることがないように留意する必要があります。また、既存のデータ放送サービスにとって過度な負担とならないよう配慮する必要があります。	視聴データの収集や利活用を円滑に図るためには、放送事業者が中心となり、協調領域を整理しながら、利活用モデルの構築・整理を図るとともに、視聴データを円滑に共有するためのルール作りや視聴者の安全安心の確保のための運用ルールを策定していくことが重要と考えており、今後、総務省においては、実証実験の実施などを通して、こうした取り組みを支援することが適当と考えております。

最終報告書（案）に対する意見と委員会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	委員会の考え方
196	南海放送(株)	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	3. 視聴データの利活用	(3) 今後取り組むべき事項	各地域の放送事業者が横断的に視聴データを取得・共有化する仕組みが整えば、視聴データの地域経済や地域社会への利用・還元は地域貢献を旨とする我々ローカル民間放送事業者の本分であり、行政として積極的な関与をお願いするところであり、また、視聴データの共通フォーマット化についても望ましいと考えているところではあります。分散リスクや特定の業者が利することのないよう留意するほか、データを自由に自由かつ公正な競争が行われるよう行政としても特段の配慮をお願いします。行政においてもそうした認識をあらためて確認するとともに、「放送分野の視聴データは適切に管理・利活用される仕組みであること」や「最終的には国民・視聴者の利便性向上に役立つこと」などの周知広報に取り組みよう要望します。	視聴データの収集や利活用を円滑に図るためには、放送事業者が中心となり、協調領域を整理しながら、利活用モデルの構築・整理を図るとともに、視聴データを円滑に共有するためのルール作りや視聴者の安全安心の確保のための運用ルールを策定していくことが重要と考えており、今後、総務省においては、実証実験の実施などを通して、こうした取り組みを支援することが適当と考えております。
197	(株)中国放送	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	3. 視聴データの利活用	(3) 今後取り組むべき事項	視聴データの利活用は、視聴者ニーズをより反映した番組の制作や、より効果的な広告を実現することで、放送のメディア価値向上を図る手段として大いに期待されます。そのため、視聴者が安心してできる環境を整えるとともに、放送事業者が有用で十分な視聴データを収集できることが不可欠です。行政においても、国民・視聴者に、放送分野の視聴データは適切に管理・利活用される仕組みであり、視聴者の利便性向上に役立つことなどの周知に取り組みよう要望します。	視聴データの収集や利活用を円滑に図るためには、放送事業者が中心となり、協調領域を整理しながら、利活用モデルの構築・整理を図るとともに、視聴データを円滑に共有するためのルール作りや視聴者の安全安心の確保のための運用ルールを策定していくことが重要と考えており、今後、総務省においては、実証実験の実施などを通して、こうした取り組みを支援することが適当と考えております。
198	(株)テレビユー山形	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	3. 視聴データの利活用	(3) 今後取り組むべき事項	報告書案において、地方自治体のオープンデータ等との連携によるサービス創出に取り組むことにより、「視聴データの利活用が地域経済・地域社会の発展に貢献できるようにすることが有効」とありますが、こうしたサービス創出及び維持については、オープンデータ更新など自治体の協力が不可欠であり、自治体を含めた検討・取組みが必要であると考えます。	視聴データの収集や利活用を円滑に図るためには、放送事業者が中心となり、協調領域を整理しながら、利活用モデルの構築・整理を図るとともに、視聴データを円滑に共有するためのルール作りや視聴者の安全安心の確保のための運用ルールを策定していくことが重要と考えており、今後、総務省においては、実証実験の実施などを通して、こうした取り組みを支援することが適当と考えております。
199	(株)TBSテレビ	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	3. 視聴データの利活用	(3) 今後取り組むべき事項	視聴データを利活用するにあたっては、国民・視聴者が安心してできる環境を整えることが肝要ですが、前提として、放送事業者が有用かつ十分な量の視聴データを収集できることが不可欠です。現在、SARCIにおいて、特定の個人を識別できない視聴データである「非特定視聴履歴」の取扱いについて検討を進めているところですが、利活用の可能性を構想することにならぬよう、放送業界だけに過度に厳格なルール等を課することがないよう要望いたします。	視聴データの収集や利活用を円滑に図るためには、放送事業者が中心となり、協調領域を整理しながら、利活用モデルの構築・整理を図るとともに、視聴データを円滑に共有するためのルール作りや視聴者の安全安心の確保のための運用ルールを策定していくことが重要と考えており、今後、総務省においては、実証実験の実施などを通して、こうした取り組みを支援することが適当と考えております。
200	(株)テレビユー山形	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	3. 視聴データの利活用	(3) 今後取り組むべき事項	視聴データを利活用するにあたっては、国民・視聴者が安心してできる環境を整えることが肝要ですが、前提として、放送事業者が有用かつ十分な量の視聴データを収集できることが不可欠です。現在、SARCIにおいて、特定の個人を識別できない視聴データである「非特定視聴履歴」の取扱いについて検討を進めているところですが、利活用の可能性を構想することにならぬよう、放送業界だけに過度に厳格なルール等を課することがないよう要望いたします。	視聴データの収集や利活用を円滑に図るためには、放送事業者が中心となり、協調領域を整理しながら、利活用モデルの構築・整理を図るとともに、視聴データを円滑に共有するためのルール作りや視聴者の安全安心の確保のための運用ルールを策定していくことが重要と考えており、今後、総務省においては、実証実験の実施などを通して、こうした取り組みを支援することが適当と考えております。
201	南海放送(株)	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	3. 視聴データの利活用	(3) 今後取り組むべき事項	視聴データの利活用を真に図るためには国民・視聴者が安心してできる環境を整えるとともに、放送事業者が有用かつ十分な量の視聴データを収集できることが不可欠です。特に特定の個人を識別できない視聴データである「非特定視聴履歴」について過度に厳格な運用ルールを課せば、利活用の可能性を構想することになりかねません。	視聴データの収集や利活用を円滑に図るためには、放送事業者が中心となり、協調領域を整理しながら、利活用モデルの構築・整理を図るとともに、視聴データを円滑に共有するためのルール作りや視聴者の安全安心の確保のための運用ルールを策定していくことが重要と考えており、今後、総務省においては、実証実験の実施などを通して、こうした取り組みを支援することが適当と考えております。
202	朝日放送テレビ(株)	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	3. 視聴データの利活用	(3) 今後取り組むべき事項	視聴データの利活用を真に図るためには国民・視聴者が安心してできる環境を整えるとともに、放送事業者が有用かつ十分な量の視聴データを収集できることが不可欠です。特に特定の個人を識別できない視聴データである「非特定視聴履歴」について過度に厳格な運用ルールを課せば、利活用の可能性を構想することになりかねません。	視聴データの収集や利活用を円滑に図るためには、放送事業者が中心となり、協調領域を整理しながら、利活用モデルの構築・整理を図るとともに、視聴データを円滑に共有するためのルール作りや視聴者の安全安心の確保のための運用ルールを策定していくことが重要と考えており、今後、総務省においては、実証実験の実施などを通して、こうした取り組みを支援することが適当と考えております。
203	(株)テレビ東京	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	3. 視聴データの利活用	(3) 今後取り組むべき事項	「視聴データの収集にあたっては、視聴者の安全安心を確保しつつ、収集する視聴データの質を確保することが重要」との指摘は適切と考えます。「視聴データの質を確保」するには、十分な量のデータを確保することがきわめて重要です。特に、特定の個人を識別できない「非特定視聴履歴」については、業界で利活用の可能性を模索しながら運用ルールの検討も進めているところです。放送事業者と、すでに視聴データを収集・利活用しているインターネット事業者や家電事業者との間で、運用ルールの平仄を合わせることは、視聴者の安心のためにも重要なことであると考えます。行政が「ルールづくりを支援する」にあたっては、そうした認識を確認・共有したうえで取り組むよう要望します。	視聴データの収集や利活用を円滑に図るためには、放送事業者が中心となり、協調領域を整理しながら、利活用モデルの構築・整理を図るとともに、視聴データを円滑に共有するためのルール作りや視聴者の安全安心の確保のための運用ルールを策定していくことが重要と考えており、今後、総務省においては、実証実験の実施などを通して、こうした取り組みを支援することが適当と考えております。
204	(株)ジュピターテレコム	第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	3. 視聴データの利活用	(3) 今後取り組むべき事項	報告書P28下段の「＜視聴者の安全安心の確保に関する意見＞」の中で「視聴データ活用にあたっては、サービスの利便性と併せて視聴者の認知を高めていく必要があるのではないか？」の意見等に対し、P29の「3. 視聴データの利活用」に対する「今後取り組むべき事項」として、「③視聴者の安全安心の確保」の中で「放送事業者が円滑に視聴データの収集・利活用を行えるよう『放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン』等を踏まえ、視聴データの収集・利活用に関する民間における運用ルールの策定を支援することが必要である」と記載されています。昨年、「放送を巡る諸課題研究会 視聴環境分科会 視聴者プライバシー保護WG」での議論を受け「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」が改訂され、その後、放送分野の認定個人情報保護団体である(一財)放送セキュリティセンターでも「放送分野の個人情報保護に関する認定団体指針」の策定がなされ、視聴データの活用が可能となる環境が整備されてきました。弊社では他事業者様と共に関係情報の提供を行う等、議論に参加しその策定に一定の寄与をしてきたところです。今回、「民間における運用ルールの策定」が示されておりますが、こうした事例なども参考に利活用に向けた仕組みの構築が可能であると考えております。視聴者の理解を深め、安心安全な視聴データの活用につながることを期待します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
205	(一社)衛星放送協会	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	-	テレビ視聴者数が減少していることが明らかな中、Net視聴で視聴者規模を確保していくのが現実的と考える。そうした中、同時配信における権利処理に係る多くの関係者による問題解決に向けた動きが本格化したものと評価される。放送事業者の同時配信においては、権利処理の問題、放送事業者のビジネススキームの違い(公共放送、民間広告放送、有料放送)、システム構築費用等の諸問題がある中で「早期にやれるものから順次スタートし視聴者からの広い理解を得て行く方向」が現実的と考える。	本報告書(案)P.61-62に記載のあるとおり、「放送事業者のビジネスモデルの具体像が明確となった段階で、放送事業者と権利者との協議によって円滑な権利処理方法が形成されることが必要であり、今後も、今回の審議における議論の整理を前提として、権利処理方法の形成に向けた取組を継続して行うことが重要である。」と考えております。御意見は、総務省において今後検討を進める上での参考とすることが適当と考えます。
206	中京テレビ放送(株)	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(1) 現状	NHKの試験的提供の実施結果に関して、具体的な数値を共有いただけたのは議論を進めていく上で有用であると考えます。権利処理等の課題を把握していく上で、今後もより詳細なデータの開示・共有を進めていただきたい。	基本的に賛同の御意見として承ります。
207	中京テレビ放送(株)	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(2) 同時配信における権利処理の検討	同時配信を行う場合、ローカル局の権利処理業務が大きな負担となることが懸念される。そのため、①より円滑かつスムーズなルール作り ②仕組みとして可能ではなく実態として実行可能な形式を目指した議論になることを期待する。	御意見を踏まえ、P.62に「ローカル局における対応にも留意する必要がある」旨を追記いたします。



最終報告書（案）に対する意見と委員会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	委員会の考え方
208	中京テレビ放送(株)	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(2) 同時配信における権利処理の検討	特にローカル局においては、専門性の高い実務者の不足や体制の問題等による機会損失が懸念される。これは、視聴者・著作権者の双方にとって望ましいものではなく、より実態に即した権利処理のルール策定を検討いただきたい。	御意見を踏まえ、P.62に「ローカル局における対応にも留意する必要がある」旨を追記いたします。
209	中京テレビ放送(株)	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(2) 同時配信における権利処理の検討	NHKと民放局、特にローカル局では体制・収入構造、共に大きな違いがある。「NHKの権利処理のやり方が業界全体の慣行とみなされることについて懸念する」とあるように、NHKの実績を持って慣行となることがないよう、慎重に議論を進めて欲しい。	本報告書(案)P.62に記載のあるとおり、「同時配信に関する具体的な権利処理方法の形成に向けて、今回の議論の整理を前提として、継続的な検討が必要であるが、そのための体制作りが重要である。(中略)その際には、NHKと民間放送事業者との間で権利処理に関する取組状況に関する情報共有も合わせて行う必要がある。」と考えております。
210	広島テレビ放送(株)	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(2) 同時配信における権利処理の検討	これまで多くのローカル局は、放送コンテンツの二次利用のために取材対象者や著作権ホルダー等に対する権利処理に対応する体制が不十分でした。弊社でもようやく専門の部署を立ち上げて、放送後の番組・コンテンツについての権利処理を行っていますが、そもそも現行の著作権制度のもとでは、許諾クリアの作業は膨大且つ煩雑であり、番組によっては放送前にすべてクリアにすることは不可能に近いのが実情です。権利クリアの規制緩和や手続きの簡略化等、法律などの側面的な支援が行われれば、積極的な実施ができると考えられます。放送との同時配信に関する権利処理をスムーズに行うため、音楽分野における権利者団体との包括的利用許諾契約は有効であると考えますが、経済基盤が脆弱なローカル放送事業者にとって看過することができないのが、その使用料(最低使用料)です。現状、民放連とレコード協会(芸団協含む)との間で取り交わされている送信可能化に関する使用料規程によると、放送と同時のストリーム送信の最低使用料は年額60万円、オンデマンド型送信に至っては年額120万円であり、キー局に比べ有用なコンテンツの数が少ないローカル放送事業者にとってネット配信のみの収入で賄いきれる次元ではありません。放送との同時配信におけるビジネスモデルの構築において、それら最低使用料を上回る収入が確保できないと配信しても支出が増えることになり、放送コンテンツの円滑な流通の妨げにもなりかねないため、少なくともコンテンツ数や収入規模によって使用料規程にもいくつかの段階を設けるなどの検討が必要です。	本報告書(案)P.61-62に記載のあるとおり、「放送事業者のビジネスモデルの具体像が明確となった段階で、放送事業者と権利者との協議によって円滑な権利処理方法が形成される必要がある」と考えられます。また、御意見を踏まえ、P.62に「ローカル局における対応にも留意する必要がある」旨を追記いたします。
211	日本テレビ放送網(株)	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	権利者団体の管理範囲が広い音楽分野であっても、アウトサイダー問題は依然として存在するため同時配信にあたっては、放送・配信までに配信で使用可能かどうか、すべての楽曲を調査し、権利者団体が管理していないアウトサイダーの楽曲については交渉・権利処理を行う必要があります。現状、音楽著作権と原盤についてはこの調査にとても時間がかかっており、短時間での調査と権利処理が求められる生放送番組では、さらに困難となります。また、今回検討された音楽・実演以外の原作、写真、絵画、劇場用映画、アニメ等の分野では、権利者団体が存在しない、もしくは権利者団体が存在してもその管理範囲はとも狭い状況です。したがって音楽・実演分野のような権利者団体を通じての包括的な処理が主とならず、権利者毎の個別交渉が必須となり、同時配信の権利処理は一層困難となります。同時配信の権利処理の検討においては、アウトサイダー問題が非常に大きな問題として存在していることに留意する必要があると考えます。	アウトサイダーへの対応策としては、本報告書(案)P.62に記載のあるとおり、「音楽分野において当面取組を進めるべき事項としては、包括的利用許諾契約による対応を念頭に置いた際に、特に商業用レコードについては、アウトサイダーへの対応策を可能な限り進めておくことが必要である。このため、権利者団体において、文化庁によるコンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業を活用しながら、権利情報を正確に把握できる環境を整備するとともに、放送事業者による情報提供の協力も得ながら、委任範囲の拡大に取り組むことが必要である。」「同時配信に関する具体的な権利処理方法の形成に向けて、今回の議論の整理を前提として、継続的な検討が必要であるが、そのための体制作りが重要である。具体的には、放送事業者においては同時配信サービスの展開内容の具体化及び実証等を通じた具体的な課題の抽出、音楽分野の権利者団体においては上記②の取組による委任範囲の拡大及び権利情報の集約化をそれぞれ進め、継続的な検討体制のもとでそれぞれの状況について放送事業者と権利者との間で情報共有を図った上で、音楽及び実演分野について具体的な権利処理手法の整理を図ることが必要である。その際には、NHKと民間放送事業者との間で権利処理に関する取組状況に関する情報共有も合わせて行う必要がある。また、文化庁における権利情報集約化に向けたデータベースの整備に関する実証事業の進捗状況や拡大集中許諾制度全般に関する検討状況等も踏まえる必要がある。」と考えております。また、音楽及び実演以外の分野については、本報告書(案)P.62に記載のあるとおり、「音楽及び実演以外の分野についても、今回の議論では主な検討項目としなかったが、放送事業者においてビジネスモデルの具体像が形成され、検討の必要があると判断される場合には、放送及びネット配信における現状の取扱い及び今回の議論の中で示された意見を踏まえ、更なる情報共有と検討を行うことが必要である」と考えます。御意見は、総務省において今後検討を進める上での参考とすることが適当と考えます。
212	日本テレビ放送網(株)	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	経済合理性の判断は、民放における同時配信サービスの実施・非実施の判断に大きな影響を与える重要な点であり、海外においても同じと考えます。継続的な検討体制の整備の前段階において、同時配信を行っている諸外国の同時配信・同時再送信における権利・権利処理にかかわる法制度を調査することが必要と考えます。	御意見は、総務省において今後検討を進める上での参考とすることが適当と考えます。
213	日本テレビ放送網(株)	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	放送と同時の配信であれば著作権と著作権隣接権(放送局が保有する著作権と著作権隣接権も含む)が制限される等の著作権法改正に向けた提案をNHKは行っていますが、こうした制度改革の提案についても然るべき場において、検討・議論を行うべきではないかと考えます。現在、地上波放送番組はスマートフォンでもワンセグ放送により視聴可能です。同時配信は、これと同様に地上波放送番組のスマートフォンによる視聴を放送手段とは異なり配信手段を用いて可能とすることで、視聴者からするとその伝送手段の違いは意識されていません。同時配信は、ワンセグ放送が行われている観点からは、権利処理上、予め想定されている利用の範囲内といえるのではないのでしょうか。	本報告書(案)P.61-62に記載のあるとおり、「放送事業者のビジネスモデルの具体像が明確となった段階で、放送事業者と権利者との協議によって円滑な権利処理方法が形成される必要がある」と考えられます。また、御意見を踏まえ、P.62に「ローカル局における対応にも留意する必要がある」旨を追記いたします。
214	日本テレビ放送網(株)	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	NHKにおける試験的提供は、試験という前提での許諾という側面があり、将来も許諾が得られることの絶対的な根拠とならないことに留意するべきです。	本報告書(案)P.62に記載のあるとおり、「なお、もとよりNHKの試験的提供は、NHKがサービスの改善・向上のために行う検討に資する目的で実施されるものであるが、その際の権利処理に関する結果分析は、今後の関係者による検討において重要な参考情報になると考えられる。しかし、今回NHKから説明があった結果分析の内容については、具体的にどの権利が問題となっており、なぜ権利者の許諾が得られなかったのか等についてより詳細な情報を得たいとの意見が出されている。このため、NHKが今後の試験的提供を実施する場合には、例えば、許諾を得られなかった事例についてより詳細な情報を把握して分析を行い、民間放送事業者、権利者団体等の関係者に情報提供を行うなどの取組を期待する。」と考えております。御意見は、総務省において今後検討を進める上での参考とすることが適当と考えます。



最終報告書（案）に対する意見と委員会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	委員会の考え方
215	日本テレビ放送網(株)	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	権利処理の在り方は同時配信の事業性を判断する上で重要な材料となります。NHKが先行して権利者団体とルールを決めるようなことがあれば、民放にとってはあとから合意し難い内容となる懸念があります。NHKが民放事業者と情報を共有し、議論ができるような環境が醸成されることを要望します。	本報告書(案)P.62に記載のあるとおり、「同時配信に関する具体的な権利処理方法の形成に向けて、今回の議論の整理を前提として、継続的な検討が必要であるが、そのための体制作りが重要である。(中略)その際には、NHKと民間放送事業者との間で権利処理に関する取組状況に関する情報共有も合わせて行う必要がある。」と考えております。
216	東海テレビ放送(株)	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	「同時配信の権利処理については(中略)～具体的な処理方法を現時点で絞り込むことは困難」とした上で、「放送事業者のビジネスモデルが明確になった時点で(中略)～円滑な権利処理方法が形成されることが必要」との考え方に賛同します。今後も放送事業者と権利者が議論を継続していくことが重要で、その際には地方の放送事業者も含めた意見が反映できる仕組みを要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。また、御意見を踏まえ、P.62に「ローカル局における対応にも留意する必要がある」旨を追記いたします。
217	山口放送(株)	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	配信の権利処理において、仮に音楽、実演分野での包括的処理が可能となっても、音楽におけるアウトサイダーの問題や、音楽、実演分野以外での権利処理についての処理能力も限られていることから、大きな困難を伴うと考えられます。ローカル局における権利処理の問題は特に大きな課題として留意すべきと考えます。	アウトサイダーへの対応策としては、本報告書(案)P.62に記載のあるとおり、「音楽分野において当面取組を進めるべき事項としては、包括的利用許諾契約による対応を念頭に置いた際に、特に商業用レコードについて、アウトサイダーへの対応策を可能な限り進めておくことが必要である。このため、権利者団体において、文化庁によるコンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業を活用しながら、権利情報を正確に把握できる環境を整備するとともに、放送事業者による情報提供の協力も得ながら、委任範囲の拡大に取り組む必要がある。」と同時配信に関する具体的な権利処理方法の形成に向けて、今回の議論の整理を前提として、継続的な検討が必要であるが、そのための体制作りが重要である。具体的には、放送事業者においては同時配信サービスの展開内容の具体化及び実証等を通じた具体的な課題の抽出、音楽分野の権利者団体においては上記②の取組による委任範囲の拡大及び権利情報の集約化をそれぞれ進め、継続的な検討体制のもとでそれぞれの状況について放送事業者と権利者との間で情報共有を図った上で、音楽及び実演分野について具体的な権利処理手法の整理を図ることが必要である。その際には、NHKと民間放送事業者との間で権利処理に関する取組状況に関する情報共有も合わせて行う必要がある。また、文化庁における権利情報集約化に向けたデータベースの整備に関する実証事業の進捗状況や拡大集中許諾制度全般に関する検討状況等も踏まえる必要がある。」と考えております。また、音楽及び実演以外の分野については、本報告書(案)P.62に記載のあるとおり、「音楽及び実演以外の分野についても、今回の議論では主な検討項目としなかったが、放送事業者においてビジネスモデルの具体像が形成され、検討の必要があると判断される場合には、放送及びネット配信における現状の取扱い及び今回の議論の中で示された意見を踏まえ、更なる情報共有と検討を行うことが必要である」と考えております。御意見を踏まえ、P.62に「ローカル局における対応にも留意する必要がある」旨を追記いたします。
218	(株)テレビ金沢	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	同時配信における権利処理の在り方について、NHKが先行して権利者団体とルールを決めるようなことがないよう要望します。また、民放事業者等にとって、後から合意し難い内容にならないために、民放事業者等と情報を共有し、議論することも強く求めます。	本報告書(案)P.62に記載のあるとおり、「同時配信に関する具体的な権利処理方法の形成に向けて、今回の議論の整理を前提として、継続的な検討が必要であるが、そのための体制作りが重要である。(中略)その際には、NHKと民間放送事業者との間で権利処理に関する取組状況に関する情報共有も合わせて行う必要がある。」と考えております。
219	(株)テレビ金沢	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	著作権や肖像権などの権利処理がより一層複雑化し、かつ費用面でも制作費の高騰につながることも、また、配信や権利処理を一元管理する場合でも、議論や整備に多大な時間と費用が必要となる懸念が懸念されます。	本報告書(案)P.61-62に記載のあるとおり、「放送事業者のビジネスモデルの具体像が明確となった段階で、放送事業者と権利者との協議によって円滑な権利処理方法が形成されることが必要であり、今後も、今回の審議における議論の整理を前提として、権利処理方法の形成に向けた取組を継続して行うことが重要である。」と考えております。
220	(一社)日本民間放送連盟	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	今回の検討は、将来的に同時配信を実施すると想定した場合に想定される権利処理方法の考察を行う、いわば「図上演習」として行われ、現時点における権利者側と放送事業者側の意見が両論併記されたものと理解します。その意味で、本家が「同時配信の権利処理については、放送事業者のビジネスモデルの具体像が明確となっていない現段階においては、(中略)関係者間においてそれらに対する評価は分かれており、示された複数の選択肢の中から具体的な権利処理方法を現時点で絞り込むことは困難である」としたことは適切と考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。
221	(一社)日本民間放送連盟	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	著作権等管理事業者に管理委託していない権利者(いわゆるアウトサイダー)や、所在が不明な権利者に関する権利処理は、同時配信に限らず課題となっています。利用の円滑化を図るため、拡大集中許諾制度の導入や権利情報データベースの整備について検討を進めていただきたいと考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。
222	(一社)日本民間放送連盟	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	NHKがテレビ放送の常時同時配信や同時配信の権利処理ルールの形成について先行した場合、同ルールが先例となり民放事業者の事業展開に影響を及ぼすことが懸念されます。このため、NHKは権利処理の検討に関する情報を民放事業者に対し適切に提供するなど、民放事業者への影響に十分配慮すべきです。	本報告書(案)P.62に記載のあるとおり、「同時配信に関する具体的な権利処理方法の形成に向けて、今回の議論の整理を前提として、継続的な検討が必要であるが、そのための体制作りが重要である。(中略)その際には、NHKと民間放送事業者との間で権利処理に関する取組状況に関する情報共有も合わせて行う必要がある。」と考えております。
223	(株)福島中央テレビ	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	著作権と著作権隣接権の改正についてはNHKが改正に向けた提案を行っていますが、包括的利用許諾契約か、報酬請求権かについては様々な意見があるところです。NHKが民放抜きで先行して進めることになれば、後から交渉する民放が合意しにくい内容になるという懸念があります。NHKが民放側と情報を共有することでより広範囲に意見を求めることができる場を設けることを期待します。	本報告書(案)P.62に記載のあるとおり、「同時配信に関する具体的な権利処理方法の形成に向けて、今回の議論の整理を前提として、継続的な検討が必要であるが、そのための体制作りが重要である。(中略)その際には、NHKと民間放送事業者との間で権利処理に関する取組状況に関する情報共有も合わせて行う必要がある。」と考えております。
224	(株)フジテレビジョン	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	「同時配信の権利処理については、放送事業者のビジネスモデルの具体像が明確となっていない現段階においては、想定される権利処理方法の選択肢と課題の抽出については一定程度議論の中で整理されたものの、関係者間においてそれらに対する評価は分かれており、示された複数の選択肢の中から具体的な権利処理方法を現時点で絞り込むことは困難である」とされたことは適切であると考えます。なお、音楽・映像実演以外の分野、その他本委員会でも検討対象とならなかった事項についても十分な議論が必要であり、この点を改めて指摘いたします。	基本的に賛同の御意見として承ります。音楽及び実演以外の分野については、本報告書(案)P.62に記載のあるとおり、「音楽及び実演以外の分野についても、今回の議論では主な検討項目としなかったが、放送事業者においてビジネスモデルの具体像が形成され、検討の必要があると判断される場合には、放送及びネット配信における現状の取扱い及び今回の議論の中で示された意見を踏まえ、更なる情報共有と検討を行うことが必要である」と考えております。
225	(株)テレビ大分	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	今回の報告書(案)でも指摘されているように、権利処理の難しさが同時配信を実施する際の大きなハードルになっており、これらが抜本的に解決されなければ具体的なビジネスモデルの構築は難しいと考えます。	御意見として承ります。
226	(株)テレビ大分	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	ローカル局には権利処理を扱う専門部署が無いことが多いため、同時配信実現のためのハードルはキー局以上に高いと考えます。	御意見を踏まえ、P.62に「ローカル局における対応にも留意する必要がある」旨を追記いたします。

最終報告書（案）に対する意見と委員会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	委員会の考え方
227	(株)テレビ大分	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	民放における同時配信サービスを実施するか否かの判断に最も大きな影響を与えるのは、「事業性があるかどうか？」だと考えます。継続的な検討体制の整備の前段階では、同時配信を行っている諸外国の同時配信・同時再送信における権利や権利処理にかかわる法制度を調査する必要があります。	御意見は、総務省において今後検討を進める上での参考とすることが適当と考えます。
228	(株)テレビ大分	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	権利処理において、NHKが先行して権利者団体とルールを決めるようなことがあれば、民放にとってはあとから合意し難い内容となる懸念があります。民放事業者と情報共有し議論が出来る環境の醸成を求めます。	本報告書(案)P.62に記載のあるとおり、「同時配信に関する具体的な権利処理方法の形成に向けて、今回の議論の整理を前提として、継続的な検討が必要であるが、そのための体制作りが重要である。(中略)その際には、NHKと民間放送事業者との間で権利処理に関する取組状況に関する情報共有も合わせて行う必要がある。」と考えております。
229	読賣テレビ放送(株)	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	同時配信が円滑かつ経済合理性を伴って実施される環境を整備するには、アウトサイダーへの対応策は不可欠であり、制度改正なども踏まえた継続的な検討が必要と考えます。	アウトサイダーへの対応策としては、本報告書(案)P.62に記載のあるとおり、「音楽分野において当面取組を進めるべき事項としては、包括的利用許諾契約による対応を念頭に置いた際に、特に商業用レコードについて、アウトサイダーへの対応策を可能な限り進めておくことが必要である。このため、権利者団体において、文化庁によるコンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業を活用しながら、権利情報を正確に把握できる環境を整備するとともに、放送事業者による情報提供の協力も得ながら、委任範囲の拡大に取り組むことが必要である。」「同時配信に関する具体的な権利処理方法の形成に向けて、今回の議論の整理を前提として、継続的な検討が必要であるが、そのための体制作りが重要である。具体的には、放送事業者においては同時配信サービスの展開内容の具体化及び実証等を通じた具体的課題の抽出、音楽分野の権利者団体においては上記②の取組による委任範囲の拡大及び権利情報の集約化をそれぞれ進め、継続的な検討体制のもとでそれぞれの状況について放送事業者と権利者との間で情報共有を図った上で、音楽及び実演分野について具体的な権利処理手法の整理を図ることが必要である。その際には、NHKと民間放送事業者との間で権利処理に関する取組状況に関する情報共有も合わせて行う必要がある。また、文化庁における権利情報集約化に向けたデータベースの整備に関する実証事業の進捗状況や拡大集中許諾制度全般に関する検討状況等も踏まえる必要がある。」と考えております。
230	読賣テレビ放送(株)	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	NHKが権利処理ルールの形成について先行した場合、同ルールが先例となり民放事業者の事業展開に影響を及ぼす懸念があります。NHKと民放事業者が適切に情報共有や議論を行える体制の整備を要望します。	また、本報告書(案)P.61-62に記載のあるとおり、「放送事業者のビジネスモデルの具体像が明確となった段階で、放送事業者と権利者との協議によって円滑な権利処理方法が形成されることが必要であり、今後も、今回の審議における議論の整理を前提として、権利処理方法の形成に向けた取組を継続して行うことが重要である。」と考えております。御意見は、総務省において今後検討を進める上での参考とすることが適当と考えます。
231	日本放送協会	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	今回の検討に際して、同時配信を進めるには著作権法の改正が望まれるという意見を放送事業者が繰り返し述べたことは、報告書案に記載されているとおりです。(40ページ及び50ページ)。現在の著作権法で、放送と同時配信の権利が異なる規定について、NHKは、かねてより、より円滑な権利処理を進めるために、同時配信については多くの国と同様、放送と同じ扱いとするよう、著作権法の改正を要望しています。今後継続して取り組むべき事項として、62ページには、「同時配信に関する具体的な権利処理方法の形成に向けて、今回の議論の整理を前提として、継続的な検討が必要」、「音楽及び実演分野について具体的な権利処理手法の整理を図ることが必要」と記載されていますが、ここで言及されている「権利処理手法」の選択肢には、当然、法改正の検討が含まれるものと理解しています。したがって、関係者間において、今後、同時配信の権利処理に関する検討が行われる場合は、こうした議論の整理を前提とし、制度的な対応も含めて検討が進められるべきものと考えます。	本報告書(案)P.61-62に記載のあるとおり、「放送事業者のビジネスモデルの具体像が明確となった段階で、放送事業者と権利者との協議によって円滑な権利処理方法が形成されることが必要であり、今後も、今回の審議における議論の整理を前提として、権利処理方法の形成に向けた取組を継続して行うことが重要である。」「放送事業者においては同時配信サービスの展開内容の具体化及び実証等を通じた具体的課題の抽出、音楽分野の権利者団体においては上記②の取組による委任範囲の拡大及び権利情報の集約化をそれぞれ進め、継続的な検討体制のもとでそれぞれの状況について放送事業者と権利者との間で情報共有を図った上で、音楽及び実演分野について具体的な権利処理手法の整理を図ることが必要である。」と考えております。御意見は、総務省において今後検討を進める上での参考とすることが適当と考えます。
232	南海放送(株)	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	本家が「同時配信の権利処理については、放送事業者のビジネスモデルの具体像が明確となっていない現段階においては、(中略)関係者間においてそれらに対する評価は分かれており、示された複数の選択肢の中から具体的な権利処理方法を現時点で絞り込むことは困難である」としたことは適切と考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。
233	南海放送(株)	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	権利処理は、未来永劫安定的に同時配信を実施していく上で不可避な課題であり、権利者と放送事業者間で十分な議論が必要になってきます。その上で現時点で権利処理の画一化されたイメージモデルを選択することは時期尚早であり、ローカル民間放送事業者のコンテンツ制作力やリーチ力に配慮した権利処理の議論をお願いしたいところです。	御意見を踏まえ、P.62に「ローカル局における対応にも留意する必要がある」旨を追記いたします。
234	南海放送(株)	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	著作権等管理事業者に管理委託していない権利者(いわゆるアウトサイダー)や、所在が不明な権利者に関する権利処理は、同時配信に限らずローカル民間放送事業者の課題の一つとなっています。同時配信においては、こうしたアウトサイダー問題の解決した上で推進されるよう強く要望します。	アウトサイダーへの対応策としては、本報告書(案)P.62に記載のあるとおり、「音楽分野において当面取組を進めるべき事項としては、包括的利用許諾契約による対応を念頭に置いた際に、特に商業用レコードについて、アウトサイダーへの対応策を可能な限り進めておくことが必要である。このため、権利者団体において、文化庁によるコンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業を活用しながら、権利情報を正確に把握できる環境を整備するとともに、放送事業者による情報提供の協力も得ながら、委任範囲の拡大に取り組むことが必要である。」「同時配信に関する具体的な権利処理方法の形成に向けて、今回の議論の整理を前提として、継続的な検討が必要であるが、そのための体制作りが重要である。具体的には、放送事業者においては同時配信サービスの展開内容の具体化及び実証等を通じた具体的課題の抽出、音楽分野の権利者団体においては上記②の取組による委任範囲の拡大及び権利情報の集約化をそれぞれ進め、継続的な検討体制のもとでそれぞれの状況について放送事業者と権利者との間で情報共有を図った上で、音楽及び実演分野について具体的な権利処理手法の整理を図ることが必要である。その際には、NHKと民間放送事業者との間で権利処理に関する取組状況に関する情報共有も合わせて行う必要がある。また、文化庁における権利情報集約化に向けたデータベースの整備に関する実証事業の進捗状況や拡大集中許諾制度全般に関する検討状況等も踏まえる必要がある。」と考えております。
235	南海放送(株)	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	NHKがテレビ放送の常時同時配信や同時配信の権利処理ルールの形成について先行した場合、同ルールが先例となり民放事業者の事業展開に影響を及ぼすことが懸念されます。このため、NHKは権利処理の検討に関する情報を民放事業者に対し適切に提供するなど、民放事業者への影響に十分配慮すべきです。	本報告書(案)P.62に記載のあるとおり、「同時配信に関する具体的な権利処理方法の形成に向けて、今回の議論の整理を前提として、継続的な検討が必要であるが、そのための体制作りが重要である。(中略)その際には、NHKと民間放送事業者との間で権利処理に関する取組状況に関する情報共有も合わせて行う必要がある。」と考えております。



最終報告書（案）に対する意見と委員会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	委員会の考え方	
236	(株)中国放送	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	●「同時配信の権利処理については、放送事業者のビジネスモデルの具体像が明確となっていない現段階においては、(中略)関係者間においてそれらに対する評価は分かれており、示された複数の選択肢の中から具体的な権利処理方法を現時点で絞り込むことは困難である」としたことは適切と考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。	
237	(株)中国放送	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	●著作権等管理事業者に管理委託していない権利者や、所在不明な権利者に関する権利処理は、同時配信に限らず大きな課題となっています。今後、利用の円滑化を図るため、制度改革についての検討を進めて頂きたいと考えます。	アウトサイダーへの対応策としては、本報告書(案)P.62に記載のあるとおり、「音楽分野において当面取組を進めるべき事項としては、包括的利用許諾契約による対応を念頭に置いた際に、特に商業用レコードについて、アウトサイダーへの対応策を可能な限り進めておくことが必要である。このため、権利者団体において、文化庁によるコンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業を活用しながら、権利情報を正確に把握できる環境を整備するとともに、放送事業者による情報提供の協力も得ながら、委任範囲の拡大に取り組むことが必要である。」「同時配信に関する具体的な権利処理方法の形成に向けて、今回の議論の整理を前提として、継続的な検討が必要であるが、そのための体制作りが重要である。具体的には、放送事業者においては同時配信サービスの展開内容の具体化及び実証等を通じた具体的課題の抽出、音楽分野の権利者団体においては上記②の取組による委任範囲の拡大及び権利情報の集約化をそれぞれ進め、継続的な検討体制のもとでそれぞれの状況について放送事業者と権利者との間で情報共有を図った上で、音楽及び実演分野について具体的な権利処理手法の整理を図ることが必要である。その際には、NHKと民間放送事業者との間で権利処理に関する取組状況に関する情報共有も合わせて行う必要がある。また、文化庁における権利情報集約化に向けたデータベースの整備に関する実証事業の進捗状況や拡大集中許諾制度全般に関する検討状況等も踏まえる必要がある。」と考えております。	また、本報告書(案)P.61-62に記載のあるとおり、「放送事業者のビジネスモデルの具体像が明確となった段階で、放送事業者と権利者との協議によって円滑な権利処理方法が形成されることが必要であり、今後も、今回の審議における議論の整理を前提として、権利処理方法の形成に向けた取組を継続して行うことが重要である。」と考えております。
238	札幌テレビ放送(株)	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	地方民放事業者が配信のために新たに権利処理作業を行い、かつその収益に見合わない額となる可能性がある権利費を追加支出するのは、ビジネスモデルとして困難を極めるものです。少なくとも地上波の放送における権利処理に付随して「同時に処理が行われ」、かつ、地上波にかかる権利料と比べて格安の権利料負担でない限り、地方民放事業者が配信に参画する事への大きな障壁となります。このため、ローカル情報・災害情報等、地上波同等の信頼される情報を視聴者が享受できない状況を招く事となります。	御意見として承ります。	
239	札幌テレビ放送(株)	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	特に同時配信においては、ワンセグ放送と実質的に変わらぬサービスを提供するものであり、たとえ通信を利用するとは言え、地上波の権利処理にて配信可能とする事も、考え方としては検討に値すると考えます。	本報告書(案)P.61-62に記載のあるとおり、「放送事業者のビジネスモデルの具体像が明確となった段階で、放送事業者と権利者との協議によって円滑な権利処理方法が形成されることが必要であり、今後も、今回の審議における議論の整理を前提として、権利処理方法の形成に向けた取組を継続して行うことが重要である。」「放送事業者においては同時配信サービスの展開内容の具体化及び実証等を通じた具体的課題の抽出、音楽分野の権利者団体においては上記②の取組による委任範囲の拡大及び権利情報の集約化をそれぞれ進め、継続的な検討体制のもとでそれぞれの状況について放送事業者と権利者との間で情報共有を図った上で、音楽及び実演分野について具体的な権利処理手法の整理を図ることが必要である。」と考えております。	
240	札幌テレビ放送(株)	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	配信におけるCMセールスの点でも、地上波とは別セールスを行って収益が出せるのは、ここまでの民放事業者の様々なトライアルを見る限り、キー局とそれに準じた規模の局のみと考えざるを得ません。このため、最大の課題である権利処理が地上波放送の処理と同時に、追加負担がほぼない形となる法整備が行われることが望ましいと考えます。	本報告書(案)P.61-62に記載のあるとおり、「放送事業者のビジネスモデルの具体像が明確となった段階で、放送事業者と権利者との協議によって円滑な権利処理方法が形成されることが必要であり、今後も、今回の審議における議論の整理を前提として、権利処理方法の形成に向けた取組を継続して行うことが重要である。」「放送事業者においては同時配信サービスの展開内容の具体化及び実証等を通じた具体的課題の抽出、音楽分野の権利者団体においては上記②の取組による委任範囲の拡大及び権利情報の集約化をそれぞれ進め、継続的な検討体制のもとでそれぞれの状況について放送事業者と権利者との間で情報共有を図った上で、音楽及び実演分野について具体的な権利処理手法の整理を図ることが必要である。」と考えております。	
241	札幌テレビ放送(株)	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	経済合理性の判断は、民放における同時配信サービスの実施・非実施の判断に大きな影響を与える重要な点であり、海外においても同じと考えます。継続的な検討体制の整備の前段階において、同時配信を行っている諸外国の同時配信・同時再送信における権利・権利処理にかかわる法制度を調査することが必要と考えます。	御意見は、総務省において今後検討を進める上での参考とすることが適当と考えます。	
242	札幌テレビ放送(株)	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	放送と同時の配信であれば著作権と著作権隣接権(放送局が保有する著作権と著作権隣接権も含む)が制限される等の著作権法改正に向けた提案をNHKは行っていますが、こうした制度改革の提案についても然るべき場において、検討・議論を行うべきではないかと考えます。 現在、地上波放送番組はスマートフォンでもワンセグ放送により視聴可能です。同時配信は、これと同様に地上波放送番組のスマートフォンによる視聴を放送手段とは異なる配信手段を用いて可能とすることで、視聴者からするとその伝送手段の違いは意識されていません。同時配信は、ワンセグ放送が行われている観点からは、権利処理上、予め想定している利用の範囲内といえるのではないのでしょうか。	本報告書(案)P.61-62に記載のあるとおり、「放送事業者のビジネスモデルの具体像が明確となった段階で、放送事業者と権利者との協議によって円滑な権利処理方法が形成されることが必要であり、今後も、今回の審議における議論の整理を前提として、権利処理方法の形成に向けた取組を継続して行うことが重要である。」「放送事業者においては同時配信サービスの展開内容の具体化及び実証等を通じた具体的課題の抽出、音楽分野の権利者団体においては上記②の取組による委任範囲の拡大及び権利情報の集約化をそれぞれ進め、継続的な検討体制のもとでそれぞれの状況について放送事業者と権利者との間で情報共有を図った上で、音楽及び実演分野について具体的な権利処理手法の整理を図ることが必要である。」と考えております。	
243	札幌テレビ放送(株)	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	NHKにおける試験的提供は、試験という前提での許諾という側面があり、将来も許諾が得られることの絶対的な根拠とならないことにも留意するべきです。	本報告書(案)P.62に記載のあるとおり、「なお、もとよりNHKの試験的提供は、NHKがサービスの改善・向上のために行う検討に資する目的で実施されるものであるが、その際の権利処理に関する結果分析は、今後の関係者による検討において重要な参考情報になると考えられる。しかし、今回NHKから説明があった結果分析の内容については、具体的にどの権利が問題となっており、なぜ権利者の許諾が得られなかったのか等についてより詳細な情報を得たいとの意見が出されている。このため、NHKが今後の試験的提供を実施する場合には、例えば、許諾を得られなかった事例についてより詳細な情報を把握して分析を行い、民間放送事業者、権利者団体等の関係者に情報提供を行うなどの取組を期待する。」と考えております。	

最終報告書（案）に対する意見と委員会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	委員会の考え方
244	札幌テレビ放送(株)	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	権利処理の在り方は同時配信の事業性を判断する上で重要な材料となります。NHKが先行して権利者団体とルールを決めるようなことがあれば、民放にとってはあとから合意し難い内容となる懸念があります。NHKが民放事業者と情報を共有し、議論ができるような環境が醸成されることを要望します。	本報告書(案)P.62に記載のあるとおり、「同時配信に関する具体的な権利処理方法の形成に向けて、今回の議論の整理を前提として、継続的な検討が必要であるが、そのための体制作りが重要である。(中略)その際には、NHKと民間放送事業者との間で権利処理に関する取組状況に関する情報共有も合わせて行う必要がある。」と考えております。
245	(株)テレビ宮崎	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	同時配信の権利処理においては、NHKが先行して権利者団体とルールを決めることがないよう、NHKと民放事業者が情報を共有し議論ができるような環境を整備されることを要望します。	本報告書(案)P.62に記載のあるとおり、「同時配信に関する具体的な権利処理方法の形成に向けて、今回の議論の整理を前提として、継続的な検討が必要であるが、そのための体制作りが重要である。(中略)その際には、NHKと民間放送事業者との間で権利処理に関する取組状況に関する情報共有も合わせて行う必要がある。」と考えております。
246	(株)テレビ信州	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	NHKにおける試験的提供は、試験という前提での許諾という側面があり、将来も許諾が得られることの根拠とならないことを留意するべきです。	本報告書(案)P.62に記載のあるとおり、「なお、もとよりNHKの試験的提供は、NHKがサービスの改善・向上のために行う検討に資する目的で実施されるものであるが、その際の権利処理に関する結果分析は、今後の関係者による検討において重要な参考情報になると考えられる。しかし、今回NHKから説明があった結果分析の内容については、具体的にどの権利が問題となっており、なぜ権利者の許諾が得られなかったのか等についてより詳細な情報を得たいとの意見が出されている。このため、NHKが今後の試験的提供を実施する場合には、例えば、許諾を得られなかった事例についてより詳細な情報を把握して分析を行い、民間放送事業者、権利者団体等の関係者に情報提供を行うなどの取組を期待する。」と考えております。御意見は、総務省において今後検討を進める上での参考とすることが適当と考えます。
247	(株)テレビ信州	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	権利処理のあり方は同時配信の事業性を判断するうえで重要な材料となります。NHKが先行して権利者団体とルールを決めるようなことがあれば、民放にとってはあとから合意し難い内容になることが懸念されます。NHKが民放事業者と情報を共有し、議論ができる環境を醸成されることを要望します。	本報告書(案)P.62に記載のあるとおり、「同時配信に関する具体的な権利処理方法の形成に向けて、今回の議論の整理を前提として、継続的な検討が必要であるが、そのための体制作りが重要である。(中略)その際には、NHKと民間放送事業者との間で権利処理に関する取組状況に関する情報共有も合わせて行う必要がある。」と考えております。
248	(株)鹿児島讀賣テレビ	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	権利者団体を通して包括的な処理が主となっている音楽分野でも、アウトサイダー問題は存在しています。原作、写真、絵画、映画、アニメ等の分野では、権利者団体が存在しないか、もしくは権利者団体が存在してもその管理範囲はとて狭い状況です。そのため権利者毎の個別交渉が必須となり、同時配信の権利処理は困難な状況です。権利者団体のない、もしくは管理範囲の狭い分野では、同時配信権利処理において非常に大きな問題があることに留意する必要があると考えます。	アウトサイダーへの対応策としては、本報告書(案)P.62に記載のあるとおり、「音楽分野において当面取組を進めるべき事項としては、包括的利用許諾契約による対応を念頭に置いた際に、特に商業用レコードについて、アウトサイダーへの対応策を可能な限り進めておくことが必要である。このため、権利者団体において、文化庁によるコンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業を活用しながら、権利情報を正確に把握できる環境を整備するとともに、放送事業者による情報提供の協力も得ながら、委任範囲の拡大に取り組むことが必要である。」「同時配信に関する具体的な権利処理方法の形成に向けて、今回の議論の整理を前提として、継続的な検討が必要であるが、そのための体制作りが重要である。具体的には、放送事業者においては同時配信サービスの展開内容の具体化及び実証等を通じた具体的な課題の抽出、音楽分野の権利者団体においては上記②の取組による委任範囲の拡大及び権利情報の集約化をそれぞれ進め、継続的な検討体制のもとでそれぞれの状況について放送事業者と権利者との間で情報共有を図った上で、音楽及び実演分野について具体的な権利処理手法の整理を図ることが必要である。その際には、NHKと民間放送事業者との間で権利処理に関する取組状況に関する情報共有も合わせて行う必要がある。また、文化庁における権利情報集約化に向けたデータベースの整備に関する実証事業の進捗状況や拡大集中許諾制度全般に関する検討状況等も踏まえる必要がある。」と考えております。また、音楽及び実演以外の分野については、本報告書(案)P.62に記載のあるとおり、「音楽及び実演以外の分野についても、今回の議論では主な検討項目としなかったが、放送事業者においてビジネスモデルの具体像が形成され、検討の必要があると判断される場合には、放送及びネット配信における現状の取扱い及び今回の議論の中で示された意見を踏まえ、更なる情報共有と検討を行うことが必要であると考えます。」と考えております。御意見は、総務省において今後検討を進める上での参考とすることが適当と考えます。
249	(株)鹿児島讀賣テレビ	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	NHKが先行し権利者団体とルールを決めるようなことがあれば、民放にとってはあとから合意しがたい内容となる懸念があります。権利処理に関してもNHKと民放事業者が情報を共有し、そして議論できる環境が大切だと考えます。	本報告書(案)P.62に記載のあるとおり、「同時配信に関する具体的な権利処理方法の形成に向けて、今回の議論の整理を前提として、継続的な検討が必要であるが、そのための体制作りが重要である。(中略)その際には、NHKと民間放送事業者との間で権利処理に関する取組状況に関する情報共有も合わせて行う必要がある。」と考えております。
250	(株)長崎国際テレビ	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	現在、地上波放送番組はスマートフォンでもワンセグ放送により視聴可能です。視聴者から見れば、同時配信は伝送手段が違っただけで、その違いは意識されていません。ワンセグ放送が行われている観点から、同時配信も「補完的な放送」と見なし、放送で受けた許諾に含める考え方は合理的だと考えます。ローカル局では同時配信の事前権利処理を行うことがマンパワーの配置や、コストの面からも困難であり、「フタかぶせ」ばかりの番組になりにかぬないので、同時配信を円滑に進めるためには権利処理の課題は大きいと考えます。	本報告書(案)P.61-62に記載のあるとおり、「放送事業者のビジネスモデルの具体像が明確となった段階で、放送事業者と権利者との協議によって円滑な権利処理方法が形成されることが必要であり、今後も、今回の審議における議論の整理を前提として、権利処理方法の形成に向けた取組を継続して行うことが重要である。」「放送事業者においては同時配信サービスの展開内容の具体化及び実証等を通じた具体的な課題の抽出、音楽分野の権利者団体においては上記②の取組による委任範囲の拡大及び権利情報の集約化をそれぞれ進め、継続的な検討体制のもとでそれぞれの状況について放送事業者と権利者との間で情報共有を図った上で、音楽及び実演分野について具体的な権利処理手法の整理を図ることが必要である。」と考えております。御意見は、総務省において今後検討を進める上での参考とすることが適当と考えます。
251	(株)長崎国際テレビ	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	権利処理の在り方は同時配信の事業性を判断する上で重要な材料となります。NHKが先行して権利者団体とルールを決めるようなことがないよう、NHKが地方局を含めた民放事業者、と情報を共有し、継続して議論ができるような環境が醸成されることを要望します。	本報告書(案)P.62に記載のあるとおり、「同時配信に関する具体的な権利処理方法の形成に向けて、今回の議論の整理を前提として、継続的な検討が必要であるが、そのための体制作りが重要である。(中略)その際には、NHKと民間放送事業者との間で権利処理に関する取組状況に関する情報共有も合わせて行う必要がある。」と考えております。
252	朝日放送テレビ(株)	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	ビジネスモデルと権利処理方法は表裏一体のものであるという基本的な考え方に賛同いたします。放送事業者の営業規模や状況はさまざまであり、そこでビジネスモデルにも差異が生じる可能性があり、ひいては権利処理方法の選択においても現行の放送のような一律なものにはならないこともあり得ることも付言していただきたいと考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。本報告書(案)P.61-62に記載のあるとおり、「放送事業者のビジネスモデルの具体像が明確となった段階で、放送事業者と権利者との協議によって円滑な権利処理方法が形成されることが必要であり、今後も、今回の審議における議論の整理を前提として、権利処理方法の形成に向けた取組を継続して行うことが重要である。」と考えております。



最終報告書（案）に対する意見と委員会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	委員会の考え方
253	朝日放送テレビ(株)	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	NHKがテレビ放送の常時同時配信や同時配信の権利処理ルールについて先行した場合、同ルールが先例となり民放事業者の事業展開に影響を及ぼすことが懸念されます。このため、NHKは権利処理の検討に関する情報を民放事業者に対し適切に提供するなど、民放事業者への影響に十分配慮すべきと考えます。	本報告書(案)P.62に記載のあるとおり、「同時配信に関する具体的な権利処理方法の形成に向けて、今回の議論の整理を前提として、継続的な検討が必要であるが、そのための体制作りが重要である。(中略)その際には、NHKと民間放送事業者との間で権利処理に関する取組状況に関する情報共有も合わせて行う必要がございます。」と考えております。
254	朝日放送テレビ(株)	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	音楽の権利処理の体制整備は、権利者団体の努力に基づく包括契約のおかげで相当に進展しています。しかし、契約は成立していてもその契約により利用可能となる個別具体的な楽曲・原盤を確認できない分野だと認識しています。特に著作権隣接権(レコード製作者・レコード出演)の権利情報について、契約の対象となっている原盤かどうかを現実・効率的に確認できるデータベースの整備が必要となっています。この点につき文化庁、権利者団体の協力により実証事業が行われたところで、引き続き強力に推進をお願いしたいと考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。
255	朝日放送テレビ(株)	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	映像実演の分野においては、権利者・利用者間における取引条件が問題になることはありますが、制度上の問題については、権利者と放送局が長年協力して対応してきたため、問題が極めて少ない分野だと認識しています。その一方で報告書(案)の現状の記述では、映像実演の分野の検討において、全てのテレビ番組の配信において実演家の権利処理が必要であると誤解されてしまっているのではないかと懸念しております。一度録音・録画の許諾を得た実演については以後、原則として権利が働かないと著作権法で定められた「ワンチャンス主義」が存在することを明記した上で、「ワンチャンス主義」で捉えられない実演家の権利について検討しているものであることが伝わるように取りまとめるべきであると考えます。	本報告書(案)P.33に記載のあるとおり、本報告書では、著作権等に関する放送とネット配信の法制度及び契約実務における取扱いについて、「放送事業者が自社において製作する放送番組を地上波において初回放送する場合及び当該放送番組をネット配信する場合であり、それらの権利処理のうち主な検討項目である音楽及び実演分野の原則的運用を記載しているものであることから、原案のとおりとさせていただきます。
256	青森放送(株)	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	権利者団体の管理範囲が広い音楽分野であっても、アウトサイダー問題は依然として存在するため同時配信にあたっては、放送・配信までに配信で使用可能かどうか、すべての楽曲を調査し、権利者団体が管理していないアウトサイダーの楽曲については交渉・権利処理を行う必要があります。現状、音楽著作権と原盤についてはこの調査にとりも時間がかかっており、短時間で調査と権利処理が求められる生放送番組では、さらに困難となります。また、今回検討された音楽・実演以外の原作、写真、絵画、劇場用映画、アニメ等の分野では、権利者団体が存在しない、もしくは権利者団体が存在してもその管理範囲はとて狭い状況です。したがって音楽・実演分野のような権利者団体を通じての包括的な処理が主となり、権利者毎の個別交渉が必須となり、同時配信の権利処理は一層困難となります。同時配信の権利処理の検討においては、アウトサイダー問題が非常に大きな問題として存在していることに留意する必要があると考えます。	アウトサイダーへの対応策としては、本報告書(案)P.62に記載のあるとおり、「音楽分野において当面取組を進めるべき事項としては、包括的利用許諾契約による対応を念頭に置いた際に、特に商業用レコードについては、アウトサイダーへの対応策を可能な限り進めておくことが必要である。このため、権利者団体において、文化庁によるコンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業を活用しながら、権利情報を正確に把握できる環境を整備するとともに、放送事業者による情報提供の協力も得ながら、委任範囲の拡大に取り組むことが必要である。」「同時配信に関する具体的な権利処理方法の形成に向けて、今回の議論の整理を前提として、継続的な検討が必要であるが、そのための体制作りが重要である。具体的には、放送事業者においては同時配信サービスの展開内容の具体化及び実証等を通じた具体的な課題の抽出、音楽分野の権利者団体においては上記②の取組による委任範囲の拡大及び権利情報の集約化をそれぞれ進め、継続的な検討体制のもとでそれぞれの状況について放送事業者と権利者との間で情報共有を図った上で、音楽及び実演分野について具体的な権利処理手法の整理を図ることが必要である。その際には、NHKと民間放送事業者との間で権利処理に関する取組状況に関する情報共有も合わせて行う必要がある。また、文化庁における権利情報集約化に向けたデータベースの整備に関する実証事業の進捗状況や拡大集中許諾制度全般に関する検討状況等も踏まえる必要がある。」と考えております。
257	青森放送(株)	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	経済合理性の判断は、民放における同時配信サービスの実施・非実施の判断に大きな影響を与える重要な点であり、海外においても同じと考えます。継続的な検討体制の整備の前段階において、同時配信を行っている諸外国の同時配信・同時再送信における権利・権利処理にかかわる法制度を調査することが必要と考えます。	また、音楽及び実演以外の分野については、本報告書(案)P.62に記載のあるとおり、「音楽及び実演以外の分野についても、今回の議論では主な検討項目としなかったが、放送事業者においてビジネスモデルの具体像が形成され、検討の必要があると判断される場合には、放送及びネット配信における現状の取扱い及び今回の議論の中で示された意見を踏まえ、更なる情報共有と検討を行うことが必要であると考えます。」と考えております。御意見は、総務省において今後検討を進める上での参考とすることが適当と考えます。
258	青森放送(株)	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	放送と同時の配信であれば著作権と著作権隣接権(放送局が保有する著作権と著作権隣接権も含む)が制限される等の著作権法改正に向けた提案をNHKは行っていますが、こうした制度改革の提案についても然るべき場において、検討・議論を行うべきではないかと考えます。現在、地上波放送番組はスマートフォンでもワンセグ放送により視聴可能です。同時配信は、これと同様に地上波放送番組のスマートフォンによる視聴を放送手段とは異なり配信手段を用いて可能としますが、視聴者からするとその伝送手段の違いは意識されていません。同時配信は、ワンセグ放送が行われている観点からは、権利処理上、予め想定されている利用の範囲内といえるのではないのでしょうか。	本報告書(案)P.61-62に記載のあるとおり、「放送事業者のビジネスモデルの具体像が明確となった段階で、放送事業者と権利者との協議によって円滑な権利処理方法が形成されることが必要であり、今後も、今回の審議における議論の整理を前提として、権利処理方法の形成に向けた取組を継続して行うことが重要である。」「放送事業者においては同時配信サービスの展開内容の具体化及び実証等を通じた具体的な課題の抽出、音楽分野の権利者団体においては上記②の取組による委任範囲の拡大及び権利情報の集約化をそれぞれ進め、継続的な検討体制のもとでそれぞれの状況について放送事業者と権利者との間で情報共有を図った上で、音楽及び実演分野について具体的な権利処理手法の整理を図ることが必要である。」と考えております。御意見は、総務省において今後検討を進める上での参考とすることが適当と考えます。
259	青森放送(株)	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	NHKにおける試験的提供は、試験という前提での許諾という側面があり、将来も許諾が得られることの絶対的な根拠とならないことにも留意するべきです。	本報告書(案)P.62に記載のあるとおり、「なお、もとよりNHKの試験的提供は、NHKがサービスの改善・向上のために行う検討に資する目的で実施されるものであるが、その際の権利処理に関する結果分析は、今後の関係者による検討において重要な参考情報になると考えられる。しかし、今回NHKから説明があった結果分析の内容については、具体的にどの権利が問題となり、なぜ権利者の許諾が得られなかったのか等についてより詳細な情報を得たい」との意見が出されている。このため、NHKが今後の試験的提供を実施する場合には、例えば、許諾が得られなかった事例についてより詳細な情報を把握して分析を行い、民間放送事業者、権利者団体等の関係者に情報提供を行うなどの取組を期待する。」と考えております。御意見は、総務省において今後検討を進める上での参考とすることが適当と考えます。
260	青森放送(株)	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	権利処理の在り方は同時配信の事業性を判断する上で重要な材料となります。NHKが先行して権利者団体とルールを決めるようなことがあれば、民放にとってはあとから合意し難い内容となる懸念があります。NHKが民放事業者と情報を共有し、議論ができるような環境が醸成されることを要望します。	本報告書(案)P.62に記載のあるとおり、「同時配信に関する具体的な権利処理方法の形成に向けて、今回の議論の整理を前提として、継続的な検討が必要であるが、そのための体制作りが重要である。(中略)その際には、NHKと民間放送事業者との間で権利処理に関する取組状況に関する情報共有も合わせて行う必要がある。」と考えております。

最終報告書（案）に対する意見と委員会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	委員会の考え方
261	(株)テレビユー山形	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	-	報告書案に指摘のあった、今回の議論に参加していないアウトサイダーの権利者への対応が、実施主体となる放送事業者の立場から見ると最大のネックであり、特に「常時」同時配信を想定した場合に、懸念されるところです。著作権及び著作権隣接権の権利処理の際、権利者から現行法に基づく異時配信（VOD等）と同等の許諾取得や使用料を求められるのであれば、権利処理が困難な場合の「フタ被せ」や「差替え」等に必要となる人的作業も含めて、その実現は極めて困難であると言わざるを得ません。また、拡大集中許諾制度などの権利処理方法を議論することに一定の意味はあると思われませんが、それにより全ての課題が解決するとは考えられません。今後、制度改正についての議論が妨げられないことを要望します。	本報告書(案)P.61-62に記載のあるとおり、「放送事業者のビジネスモデルの具体像が明確となった段階で、放送事業者と権利者との協議によって円滑な権利処理方法が形成されることが必要であり、今後も、今回の審議における議論の整理を前提として、権利処理方法の形成に向けた取組を継続して行うことが重要である。」「放送事業者においては同時配信サービスの展開内容の具体化及び実証等を通じた具体的な課題の抽出、音楽分野の権利者団体においては上記②の取組による委任範囲の拡大及び権利情報の集約化をそれぞれ進め、継続的な検討体制のもとでそれぞれの状況について放送事業者と権利者との間で情報共有を図った上で、音楽及び実演分野について具体的な権利処理手法の整理を図ることが必要である。」と考えております。御意見は、総務省において今後検討を進める上での参考とすることが適当と考えます。
262	(株)TBSテレビ	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	-	報告書案に指摘のあった、今回の議論に参加していないアウトサイダーの権利者への対応も、実施主体となる放送事業者の立場から見るとネックであり、特に「常時」同時配信を想定した場合に、懸念されるところです。著作権及び著作権隣接権の権利処理の際、権利者から現行法に基づく異時配信（VOD等）と同等の許諾取得や使用料を求められるのであれば、権利処理が困難な場合の「フタ被せ」や「差替え」等に必要となる人的作業も含めて、その実現は極めて困難であると言わざるを得ません。拡大集中許諾制度などの権利処理方法を議論することに一定の意味はあると思われませんが、それにより全ての課題が解決するとは考えられません。今後、制度改正についての議論が妨げられないことを要望します。	本報告書(案)P.61-62に記載のあるとおり、「放送事業者のビジネスモデルの具体像が明確となった段階で、放送事業者と権利者との協議によって円滑な権利処理方法が形成されることが必要であり、今後も、今回の審議における議論の整理を前提として、権利処理方法の形成に向けた取組を継続して行うことが重要である。」「放送事業者においては同時配信サービスの展開内容の具体化及び実証等を通じた具体的な課題の抽出、音楽分野の権利者団体においては上記②の取組による委任範囲の拡大及び権利情報の集約化をそれぞれ進め、継続的な検討体制のもとでそれぞれの状況について放送事業者と権利者との間で情報共有を図った上で、音楽及び実演分野について具体的な権利処理手法の整理を図ることが必要である。」と考えております。御意見は、総務省において今後検討を進める上での参考とすることが適当と考えます。
263	(株)熊本県民テレビ	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	-	これら権利処理についても、決してNHKだけが先行して権利団体と交渉し前例を作ることなく、民放と歩調を合わせた議論の場が必要と考えます。また、コンテンツ制作のスピードが要求される時代において、同時配信の権利処理での「アウトサイダー問題」の対応は喫緊の課題と言えます。	本報告書(案)P.62に記載のあるとおり、「同時配信に関する具体的な権利処理方法の形成に向けて、今回の議論の整理を前提として、継続的な検討が必要であるが、そのための体制作りが重要である。(中略)その際には、NHKと民間放送事業者との間で権利処理に関する取組状況に関する情報共有も合わせて行う必要がある。」と考えております。また、アウトサイダーへの対応策としては、本報告書(案)P.62に記載のあるとおり、「音楽分野において当面取組を進めるべき事項としては、包括的利用許諾契約による対応を念頭に置いた際に、特に商業用レコードについて、アウトサイダーへの対応策を可能な限り進めておくことが必要である。このため、権利者団体において、文化庁によるコンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業を活用しながら、権利情報を正確に把握できる環境を整備するとともに、放送事業者による情報提供の協力も得ながら、委任範囲の拡大に取り組むことが必要である。」「同時配信に関する具体的な権利処理方法の形成に向けて、今回の議論の整理を前提として、継続的な検討が必要であるが、そのための体制作りが重要である。具体的には、放送事業者においては同時配信サービスの展開内容の具体化及び実証等を通じた具体的な課題の抽出、音楽分野の権利者団体においては上記②の取組による委任範囲の拡大及び権利情報の集約化をそれぞれ進め、継続的な検討体制のもとでそれぞれの状況について放送事業者と権利者との間で情報共有を図った上で、音楽及び実演分野について具体的な権利処理手法の整理を図ることが必要である。その際には、NHKと民間放送事業者との間で権利処理に関する取組状況に関する情報共有も合わせて行う必要がある。また、文化庁における権利情報集約化に向けたデータベースの整備に関する実証事業の進捗状況や拡大集中許諾制度全般に関する検討状況等も踏まえる必要がある。」と考えております。
264	(株)福岡放送	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	-	音楽分野に関しては、包括的利用許諾契約を活用する方法により対処可能とされていますが、内国曲・外国曲による対応の違いが生じるものと思います。特に外国曲に関してはネット配信に制限のある曲が多く、地上波のコンテンツをそのまま配信することができるとは疑問があります。すでに地上波の楽曲使用に関して、弊社でも少なからずの金額を支払っていますが、包括契約による金額の上昇が懸念されます。現在でも弊社での配信についてはシステムのランニングコストが高いことから、配信事業者にコンテンツを供給する形で行っています。こうした状況で配信を含めた包括契約を結び多大な金額を負担することに関しては慎重な議論が必要だと考えます。	御意見は、総務省において今後検討を進める上での参考とすることが適当と考えます。
265	(株)福岡放送	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	-	経済合理性の判断は、民放における同時配信サービスの実施・非実施の判断に大きな影響を与える重要な点であり、海外においても同じと考えます。継続的な検討体制の整備の前の前段階において、同時配信を行っている諸外国の同時配信・同時再送信における権利・権利処理にかかわる法制度を調査することが必要と考えます。	御意見は、総務省において今後検討を進める上での参考とすることが適当と考えます。
266	(株)福岡放送	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	-	NHKにおける試験的提供は、試験という前提での許諾という側面があり、将来も許諾が得られることの絶対的根拠とならないことにも留意するべきと考えます。また、試験的提供を通じて得られた権利処理等に関する知見は民放事業者とも共有されることを要望します。さらに、常時同時配信が民放事業者に先行して行われることにより、高額の権利処理ルールが設定されるならば問題であり、民放事業者との情報共有、協議のもと進められることが必要であると考えます。さらに、権利処理のあり方は同時配信の事性を判断する上で重要な材料となります。NHKが先行して権利者団体とルールを決めるようなことがあれば、民放にとって合意しがたい内容となる懸念がありうることから、NHKは民放事業者と情報を共有し、議論ができるよう要望します。	本報告書(案)P.62に記載のあるとおり、「なお、もとよりNHKの試験的提供は、NHKがサービスの改善・向上のために行う検討に資する目的で実施されるものであるが、その際の権利処理に関する結果分析は、今後の関係者による検討において重要な参考情報になると考えられる。しかし、今回NHKから説明があった結果分析の内容については、具体的な権利が問題となっており、なぜ権利者の許諾が得られなかったのか等についてより詳細な情報を得たいとの意見が出されている。このため、NHKが今後の試験的提供を実施する場合には、例えば、許諾を得られなかった事例についてより詳細な情報を把握して分析を行い、民間放送事業者、権利者団体等の関係者に情報提供を行うなどの取組を期待する。」と考えております。また、本報告書(案)P.62に記載のあるとおり、「同時配信に関する具体的な権利処理方法の形成に向けて、今回の議論の整理を前提として、継続的な検討が必要であるが、そのための体制作りが重要である。(中略)その際には、NHKと民間放送事業者との間で権利処理に関する取組状況に関する情報共有も合わせて行う必要がある。」と考えております。
267	(一社)日本民間放送連盟	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	2. 放送コンテンツの適正な製作取引の推進	(4)今後継続して取り組むべき事項	当連盟は、▽下請法遵守マニュアルの作成・配布、▽下請法管理ツールの作成・提供、▽下請法等責任者会議の開催などを通じて、会員社に対して下請法や総務省ガイドラインの周知徹底を働きかけています。引き続き、これらの取り組みを実施してまいります。	基本的に賛同の御意見として承ります。
268	(一社)日本民間放送連盟	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	2. 放送コンテンツの適正な製作取引の推進	(4)今後継続して取り組むべき事項	また、当連盟が全日本テレビ番組製作社連盟(ATP)とともに共同事務局を務める「放送コンテンツ適正取引推進協議会」(以下、推進協議会)においても、推進計画に則り、▽「協議会テキスト」の作成、▽推進協議会が主催する研修会の開催など、さまざまな民間の自主的な取り組みを進めてまいります。	基本的に賛同の御意見として承ります。



最終報告書（案）に対する意見と委員会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	委員会の考え方
269	(一社)日本民間放送連盟	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	2. 放送コンテンツの適正な製作取引の推進	(4) 今後継続して取り組むべき事項	本案にあるとおり、業界団体未加盟社(番組製作会社)への周知・啓発は、業界全体としての重要な課題です。行政においても、総務省ガイドラインの周知・啓発の徹底、および総務省フォローアップ調査の回答率向上のための取り組みを進めるよう要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。本報告書(案)P84に記載があるとおり、「総務省及び推進協議会は、総務省ガイドラインの周知・啓発を徹底する。特に、業界全体への適正な製作取引の普及・浸透の観点から、総務省は、業界団体未加盟者(番組製作会社)に対する総務省ガイドラインの周知・啓発に取り組むことが重要であり、推進協議会においても、同様の取組を進めることが期待される」と考えております。
270	(株)フジテレビジョン	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	2. 放送コンテンツの適正な製作取引の推進	(4) 今後継続して取り組むべき事項	「放送事業者と番組製作会社の取引の公正と、これを通じたクリエイターへの正当な利益の確保が適切に図られなければならない」との記載に賛同します。弊社も引き続き製作取引の適正化に努めてまいります。	基本的に賛同の御意見として承ります。
271	南海放送(株)	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	2. 放送コンテンツの適正な製作取引の推進	(4) 今後継続して取り組むべき事項	当社は、日本民間放送連盟からの指導や要請を受けて、制作会社などに対する契約書の締結、定期的なヒアリングや協議の場等を通じて下請法の理解・遵守に努めているところであります。放送コンテンツの適正な製作取引の推進は、ローカル民間放送事業者にとっても生命線であり、自社番組において大きな役割を担う番組制作会社と、緊密な連携や公正な取引を継続することが企業コンプライアンスの根幹を成すものと心得ています。様々な場面を通して適正な著作権の帰属や公正な取引価格の選定を進め、スムーズな業務執行の実現に取り組んでいく所存です。	基本的に賛同の御意見として承ります。
272	朝日放送テレビ(株)	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	2. 放送コンテンツの適正な製作取引の推進	(4) 今後継続して取り組むべき事項	本報告書(案)にあるとおり、業界団体未加盟社(番組製作会社)への周知・啓発は、業界全体としての重要な課題です。行政においても、総務省ガイドラインの周知・啓発の徹底、および総務省フォローアップ調査の回答率向上のための取り組みを進めるよう要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。本報告書(案)P84に記載があるとおり、「総務省及び推進協議会は、総務省ガイドラインの周知・啓発を徹底する。特に、業界全体への適正な製作取引の普及・浸透の観点から、総務省は、業界団体未加盟者(番組製作会社)に対する総務省ガイドラインの周知・啓発に取り組むことが重要であり、推進協議会においても、同様の取組を進めることが期待される」と考えております。
273	(株)毎日放送	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	2. 放送コンテンツの適正な製作取引の推進	(4) 今後継続して取り組むべき事項	本件に関しては、地上民間放送事業者はこれまで適正に対処し、番組制作会社等の持つ権利、財政・経営・制作などの諸々の環境についても最大限の配慮をしてきたところであるが、今後も時代環境の変化を取り入れ、適切、かつ互惠平等の関係が築かれるよう最大限の努力をしていく必要があると考える。	基本的に賛同の御意見として承ります。
274	(株)テレビ朝日	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	同時配信に関する権利処理の検討(権利処理タスクフォース)は、実施を想定した場合の各構成員のあくまでも個人的見解を整理したものであり、加えて具体的なビジネスモデルが明確となっていない現段階においては、示された複数の選択肢から具体的な方法を絞り込むことは出来ない、と考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。
275	(株)テレビ朝日	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	同時配信の大きな課題のひとつは、「所在不明の権利者や、著作権等管理事業者等の団体に管理委託をしていない権利者等(いわゆるアウトサイダー)」の権利処理を、時間的制約があるなかで、個別の交渉によって迅速に解決しなければならないことにあります。最終報告書(案)で示されている既存の裁定制度の活用や、今後検討が期待されている拡大集中許諾制度等も有効な方法のひとつかもしれませんが、今後実質的な実施検討を進めて行く場合には、既存の法・制度の範囲を越えた解決策の検討等が望まれることがあるかもしれません。同時配信を円滑に行うために、今後新たな仕組の構築等が必要となる場合は、法・制度等のさらなる整備や、既存のデータ集積に留まらない、不明著作物等の権利情報照合に実際に活用できるデータベースの開発等につきましても、引き続き柔軟に検討を望みます。	アウトサイダーへの対応策としては、本報告書(案)P.62に記載のあるとおり、「音楽分野において当面取組を進めるべき事項としては、包括的利用許諾契約による対応を念頭に置いた際に、特に商業用レコードについて、アウトサイダーへの対応策を可能な限り進めておくことが必要である。このため、権利者団体において、文化庁によるコンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業を活用しながら、権利情報を正確に把握できる環境を整備するとともに、放送事業者による情報提供の協力も得ながら、委任範囲の拡大に取り組むことが必要である。」「同時配信に関する具体的な権利処理方法の形成に向けて、今回の議論の整理を前提として、継続的な検討が必要であるが、そのための体制作りが重要である。具体的には、放送事業者においては同時配信サービスの展開内容の具体化及び実証等を通じた具体的な課題の抽出、音楽分野の権利者団体においては上記②の取組による委任範囲の拡大及び権利情報の集約化をそれぞれ進め、継続的な検討体制のもとでそれぞれの状況について放送事業者と権利者との間で情報共有を図った上で、音楽及び実演分野について具体的な権利処理手法の整理を図ることが必要である。その際には、NHKと民間放送事業者との間で権利処理に関する取組状況に関する情報共有も合わせて行う必要がある。また、文化庁における権利情報集約化に向けたデータベースの整備に関する実証事業の進捗状況や拡大集中許諾制度全般に関する検討状況等も踏まえる必要がある。」と考えております。また、本報告書(案)P.61-62に記載のあるとおり、「放送事業者のビジネスモデルの具体像が明確となった段階で、放送事業者と権利者との協議によって円滑な権利処理方法が形成されることが必要であり、今後も、今回の審議における議論の整理を前提として、権利処理方法の形成に向けた取組を継続して行うことが重要である。」と考えております。御意見は、総務省において今後検討を進める上での参考とすることが適当と考えます。
276	(株)テレビ朝日	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	NHKが民放事業者に先んじてテレビ放送の常時同時配信や同時配信に関する権利処理ルールを具体化した場合、民放事業者の権利契約交渉に影響を及ぼしかねないと懸念しています。NHKは民放事業者への影響を念頭におき、権利処理の具体的な状況を民放事業者に適時提供すべきです。	本報告書(案)P.62に記載のあるとおり、「同時配信に関する具体的な権利処理方法の形成に向けて、今回の議論の整理を前提として、継続的な検討が必要であるが、そのための体制作りが重要である。(中略)その際には、NHKと民間放送事業者との間で権利処理に関する取組状況に関する情報共有も合わせて行う必要がある。」と考えております。
277	(株)テレビ東京	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	今回の同時配信に関する権利処理の検討は「放送事業者のビジネスモデルの具体像が明確となっていない現段階において」いわば「図上演習」として行われたものであり、今後も協議が継続されていくものと理解しています。このため、「示された複数の選択肢の中から具体的な権利処理方法を現時点で絞り込むことは困難である」との指摘は適切であると考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。
278	(株)テレビ東京	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	「音楽及び実演以外の分野についても、今回の議論では主な検討項目しなかったが、(中略)更なる情報共有と検討を行うことが必要である」との指摘は、今後の検討において重要と考えます。その際には「実演家の一人がNGを出せば、その番組全体の同時配信は不可能となることも想定される。同時配信の実現を推進するには、放送と同等と考えられる仕組みや法改正が望まれる。」(50ページ)との意見なども考慮して、著作物等を数多く含む放送コンテンツの流通を促進する権利処理の在り方の議論となることを期待します。	本報告書(案)P.61-62に記載のあるとおり、「放送事業者のビジネスモデルの具体像が明確となった段階で、放送事業者と権利者との協議によって円滑な権利処理方法が形成されることが必要であり、今後も、今回の審議における議論の整理を前提として、権利処理方法の形成に向けた取組を継続して行うことが重要である。」「放送事業者においては同時配信サービスの展開内容の具体化及び実証等を通じた具体的な課題の抽出、音楽分野の権利者団体においては上記②の取組による委任範囲の拡大及び権利情報の集約化をそれぞれ進め、継続的な検討体制のもとでそれぞれの状況について放送事業者と権利者との間で情報共有を図った上で、音楽及び実演分野について具体的な権利処理手法の整理を図ることが必要である。」と考えております。御意見は、総務省において今後検討を進める上での参考とすることが適当と考えます。

最終報告書（案）に対する意見と委員会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	委員会の考え方
279	(株)テレビ東京	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	2019年に放送の常時同時配信の実施を要望しているNHKは、放送の同時配信の権利処理ルールづくりで先行していく可能性があります。先例となれば、民放事業者の事業に大きな影響を及ぼす可能性があります。NHKがこうした影響に十分に配慮するよう望みます。	本報告書(案)P.62に記載のあるとおり、「同時配信に関する具体的な権利処理方法の形成に向けて、今回の議論の整理を前提として、継続的な検討が必要であるが、そのための体制作りが重要である。(中略)その際には、NHKと民間放送事業者との間で権利処理に関する取組状況に関する情報共有も合わせて行う必要がある。」と考えております。
280	(一社)日本ケーブルテレビ連盟	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	2. 放送コンテンツの適正な製作取引の推進	-	ケーブルテレビは、総務省の放送番組適正化ガイドラインの対象になったこともあって、総務省によるフォローアップ調査結果により、業界としての課題を洗い出しています。今後も引き続き、「放送コンテンツ適正取引推進協議会」への協力も含め、放送コンテンツの製作取引適正化に取り組んで参ります。	基本的に賛同の御意見として承ります。
281	(株)毎日放送	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	先述の通り、地上民間放送事業者の同時配信を促進するためには著作権処理の簡便化は必須と考える。現行地上放送における諸権利者との間の著作権処理も長きに渉る経緯を経て安定した形に集約されてきた経緯があり、それら知見を活用した形で著作権処理がなされていくべきであると考えます。	本報告書(案)P.61-62に記載のあるとおり、「放送事業者のビジネスモデルの具体像が明確となった段階で、放送事業者と権利者との協議によって円滑な権利処理方法が形成されることが必要であり、今後も、今回の審議における議論の整理を前提として、権利処理方法の形成に向けた取組を継続して行うことが重要である。」と考えております。御意見は、総務省において今後検討を進める上での参考とすることが適当と考えます。
282	(株)毎日放送	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	同時配信についてはNHKが先行して試行しているが、権利処理のあり様は放送全体の同時配信についての先例となるので、NHK・民間放送事業者間で連携を取り適正な対応が取られることを希望する。	本報告書(案)P.62に記載のあるとおり、「同時配信に関する具体的な権利処理方法の形成に向けて、今回の議論の整理を前提として、継続的な検討が必要であるが、そのための体制作りが重要である。(中略)その際には、NHKと民間放送事業者との間で権利処理に関する取組状況に関する情報共有も合わせて行う必要がある。」と考えております。
283	(株)毎日放送	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	また、権利を適正に保護するためには、放送波による放送が区域が限定されるのと同じように、配信にあっても地域制限を実現するなど権利者保護に配慮するべきである。	本報告書(案)P.61-62に記載のあるとおり、「放送事業者のビジネスモデルの具体像が明確となった段階で、放送事業者と権利者との協議によって円滑な権利処理方法が形成されることが必要であり、今後も、今回の審議における議論の整理を前提として、権利処理方法の形成に向けた取組を継続して行うことが重要である。」と考えております。
284	(株)毎日放送	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	他方、同時配信についてそのビジネスモデルが確立していないにもかかわらず、その実現への期待は大きいものがある。これを踏まえると、暫定的に放送と同一モデルでの著作権処理からスタートして一定年限が経過した後その利用実態などをレビューして、著作権処理方式を見直すという選択肢も考慮して然るべきではないか。	本報告書(案)P.61-62に記載のあるとおり、「放送事業者のビジネスモデルの具体像が明確となった段階で、放送事業者と権利者との協議によって円滑な権利処理方法が形成されることが必要であり、今後も、今回の審議における議論の整理を前提として、権利処理方法の形成に向けた取組を継続して行うことが重要である。」と考えております。
285	西日本放送(株)	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	権利者団体の管理範囲が広い音楽分野であっても、アウトサイダー問題は依然として存在するため同時配信にあたっては、放送・配信までに配信で使用可能かどうか、すべての楽曲を調査し、権利者団体が管理していないアウトサイダーの楽曲については交渉・権利処理を行う必要があります。継続的な検討体制の整備の前段階において、同時配信を行っている諸外国の同時配信・同時再送信における権利・権利処理にかかわる法制度を調査することが必要と考えます。	アウトサイダーへの対応策としては、本報告書(案)P.62に記載のあるとおり、「音楽分野において当面取組を進めるべき事項としては、包括的利用許諾契約による対応を念頭に置いた際に、特に商業用レコードについて、アウトサイダーへの対応策を可能な限り進めておくことが必要である。このため、権利者団体において、文化庁によるコンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業を活用しながら、権利情報を正確に把握できる環境を整備するとともに、放送事業者による情報提供の協力も得ながら、委任範囲の拡大に取り組むことが必要である。」「同時配信に関する具体的な権利処理方法の形成に向けて、今回の議論の整理を前提として、継続的な検討が必要であるが、そのための体制作りが重要である。具体的には、放送事業者においては同時配信サービスの展開内容の具体化及び実証等を通じた具体的な課題の抽出、音楽分野の権利者団体においては上記②の取組による委任範囲の拡大及び権利情報の集約化をそれぞれ進め、継続的な検討体制のもとでそれぞれの状況について放送事業者と権利者との間で情報共有を図った上で、音楽及び実演分野について具体的な権利処理手法の整理を図ることが必要である。その際には、NHKと民間放送事業者との間で権利処理に関する取組状況に関する情報共有も合わせて行う必要がある。また、文化庁における権利情報集約化に向けたデータベースの整備に関する実証事業の進捗状況や拡大集中許諾制度全般に関する検討状況等も踏まえる必要がある。」と考えております。
286	西日本放送(株)	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	放送と同時の配信であれば著作権と著作権隣接権(放送局が保有する著作権と著作権隣接権も含む)が制限される等の著作権法改正に向けた提案をNHKは行っていますが、こうした制度改正の提案についても然るべき場において、検討、議論を行うべきと考えます。	本報告書(案)P.61-62に記載のあるとおり、「放送事業者のビジネスモデルの具体像が明確となった段階で、放送事業者と権利者との協議によって円滑な権利処理方法が形成されることが必要であり、今後も、今回の審議における議論の整理を前提として、権利処理方法の形成に向けた取組を継続して行うことが重要である。」「放送事業者においては同時配信サービスの展開内容の具体化及び実証等を通じた具体的な課題の抽出、音楽分野の権利者団体においては上記②の取組による委任範囲の拡大及び権利情報の集約化をそれぞれ進め、継続的な検討体制のもとでそれぞれの状況について放送事業者と権利者との間で情報共有を図った上で、音楽及び実演分野について具体的な権利処理手法の整理を図ることが必要である。」と考えております。
287	西日本放送(株)	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	(4) 今後継続して取り組むべき事項	権利処理の在り方は、同時配信の事業性を判断する上で重要な材料です。NHKが先行して権利者団体とルールを決めた場合、民放にとってはあとから合意し難い内容となる懸念があるため、情報を共有し議論ができるような環境が醸成されることを望みます。	御意見は、総務省において今後検討を進める上での参考とすることが適当と考えます。
288	日本海テレビジョン放送	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	-	-	同時配信にあたっては、放送だけでなく、配信で使用可能かどうか、すべての楽曲の権利処理を行う必要があります。権利者団体の管理範囲が広い音楽分野であっても、アウトサイダー問題は存在しており、この点を留意する必要があると考えます。	本報告書(案)P.62に記載のあるとおり、「同時配信に関する具体的な権利処理方法の形成に向けて、今回の議論の整理を前提として、継続的な検討が必要であるが、そのための体制作りが重要である。(中略)その際には、NHKと民間放送事業者との間で権利処理に関する取組状況に関する情報共有も合わせて行う必要がある。」と考えております。
						アウトサイダーへの対応策としては、本報告書(案)P.62に記載のあるとおり、「音楽分野において当面取組を進めるべき事項としては、包括的利用許諾契約による対応を念頭に置いた際に、特に商業用レコードについて、アウトサイダーへの対応策を可能な限り進めておくことが必要である。このため、権利者団体において、文化庁によるコンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業を活用しながら、権利情報を正確に把握できる環境を整備するとともに、放送事業者による情報提供の協力も得ながら、委任範囲の拡大に取り組むことが必要である。」「同時配信に関する具体的な権利処理方法の形成に向けて、今回の議論の整理を前提として、継続的な検討が必要であるが、そのための体制作りが重要である。具体的には、放送事業者においては同時配信サービスの展開内容の具体化及び実証等を通じた具体的な課題の抽出、音楽分野の権利者団体においては上記②の取組による委任範囲の拡大及び権利情報の集約化をそれぞれ進め、継続的な検討体制のもとでそれぞれの状況について放送事業者と権利者との間で情報共有を図った上で、音楽及び実演分野について具体的な権利処理手法の整理を図ることが必要である。その際には、NHKと民間放送事業者との間で権利処理に関する取組状況に関する情報共有も合わせて行う必要がある。また、文化庁における権利情報集約化に向けたデータベースの整備に関する実証事業の進捗状況や拡大集中許諾制度全般に関する検討状況等も踏まえる必要がある。」と考えております。



最終報告書（案）に対する意見と委員会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	委員会の考え方
289	日本海テレビジョン放送	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	—	—	また、音楽・実演以外の原作や写真などの分野では、権利者団体が存在しない、もしくは存在してもその管理範囲が狭い状況です。したがって、音楽などのように権利者団体を通じての包括的な処理ではなく、権利者との個々の交渉を余儀なくされ、ローカル局にとって、同時配信の権利処理は極めて重い負担となります。	音楽及び実演以外の分野については、本報告書(案)P.62に記載のあるとおり、「音楽及び実演以外の分野についても、今回の議論では主な検討項目としなかったが、放送事業者においてビジネスモデルの具体像が形成され、検討の必要があると判断される場合には、放送及びネット配信における現状の取扱い及び今回の議論の中で示された意見を踏まえ、更なる情報共有と検討を行うことが必要である」と考えております。また、御意見を踏まえ、P.62に「ローカル局における対応にも留意する必要がある」旨を追記いたします。
290	日本海テレビジョン放送	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	—	—	民間放送における同時配信を実施するか否かの判断に影響を与えるのは、経済合理性の観点であり、これは海外においても同様と考えます。このため、諸外国の同時配信・同時再送信における権利や権利処理に係る法制度を調査することが必要と考えます。	御意見は、総務省において今後検討を進める上での参考とすることが適当と考えます。
291	日本海テレビジョン放送	第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	—	—	NHKが先行して権利者団体とルールを決めるようなことがあれば、民間放送にとっては、後から合意し難い内容になる懸念があります。NHKが民間放送事業者と情報を共有し、議論ができるような環境が醸成されることを切に要望します。	本報告書(案)P.62に記載のあるとおり、「同時配信に関する具体的な権利処理方法の形成に向けて、今回の議論の整理を前提として、継続的な検討が必要であるが、そのための体制作りが重要である。(中略)その際には、NHKと民間放送事業者との間で権利処理に関する取組状況に関する情報共有も合わせて行う必要がある。」と考えております。